

外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について

鍋 谷 彰 男

〔 税 務 大 学 校
研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

我が国の外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）は、昭和 53 年に導入され、40 年近くが経過し、その間、企業の国際的な事業展開・投資活動等の実態は大きく変化するとともに、その実態、裁判例等の個別事例、諸外国の動向等を踏まえて、外国子会社合算税制に関する制度改革が行われてきた。

一方で、外国子会社合算税制の適用に関する個別の課税処分を巡って訴訟の場で争われる事案が、特にこの 10 年余りの間に非常に多くなっており、最高裁において重要な判断が示されたものもある。それらの争点は一様ではないが、学者や弁護士等からは、個別の課税処分の内容に限らず、裁判所の判断や制度のそもそものあり方について批判的な意見が示されることが多くなっている。

そのような批判的な意見は、企業活動の現状や外国子会社合算税制の趣旨目的に照らして、制度の趣旨目的を越えた課税が行われていると主張するもの、法人税法の規定あるいは租税条約の規定との関係という我が国の法人税制における外国子会社合算税制の法的位置付けを問うものとなっており、特に、平成 21 年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入により、軽課税国に所在する外国子会社等に所得を留保することによる「課税繰延べ」の防止という説明をすることができなくなっている。

また、経済協力開発機構（OECD）が推進する国際的な税源浸食及び利益移転に関するプロジェクト（BEPS プロジェクト）における行動計画 3 において、各国の CFC 税制の強化が掲げられ、2015（平成 27）年 9 月に勧告が出される予定となっている。

これらの国内における議論及び国際的な議論は、いずれも制度の「適正化」を求めるものと言えるが、国内における議論においては我が国企業の国際競争力を確保するために対象範囲の縮減・緩和が求められ、国際的な議論にお

いては国際的租税回避の的確な防止のための対象範囲の拡大・強化が求められており、我が国にとって、相反する二つの要請を両立させるためには、この機をとらえて、我が国の法人課税制度・国際課税制度における外国子会社合算税制のあり方・位置付けを改めて整理し、抜本的な見直しを行うことが不可避となってきたものと考えられる。

そこで、我が国の外国子会社合算税制について、国内における議論を整理しつつ、制度導入からこれまでの改正の経緯を振り返るとともに、BEPSに関する議論や諸外国の動向を確認しながら、抜本的な見直しが行われる場合に制度設計の基本的考え方となる「外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避」について考察を行うことを試みる。

2 研究の概要

(1) 外国子会社合算税制を巡る国内の議論の状況

イ 外国子会社合算税制に関する裁判例

外国子会社合算税制の適用が問題となった事案（法人税）で判決が確定したもののうち 15 件が直近 10 年の間に確定し、更にそのうち 13 件が最高裁まで争われている。最高裁まで争われた事案 13 件について、主たる争点を区分してみると、次のとおりとなっている。

- ① 来料加工取引に係る適用除外基準の当てはめ
- ② 外国子会社合算税制の租税条約適合性（合算課税は日星租税条約 7 条 1 項に抵触するか）
- ③ 特定外国子会社等の定義に係る外国法人税の該当性
- ④ 外国子会社合算税制と実質所得者課税原則（法人税法第 11 条）との関係（特定外国子会社等に生じた欠損金の内国親会社における損金算入の可否）

また、係争中であるが、⑤特定外国子会社等に生じた国内源泉所得（特に国内にある支店の所得）の合算の要否が争点となっている事案も発生している。

ロ 裁判例における制度のあり方に関わる論点及び識者等の意見

上記イにおいて示した最高裁まで争われた 13 件の各事案は、上記イ③の 1 事案を除き、最終的に国側勝訴で確定しているが、学者、弁護士等の識者からは、最高裁の判断に関する意見のほか、外国子会社合算税制の趣旨目的、我が国税制における位置付けといった、そもそもの制度のあり方に関して、様々な意見・議論が数多く展開され、批判的な意見も数多く見受けられる。

そのほか、公益社団法人日本租税研究協会、日本公認会計士協会、経済産業省といった業界団体、関係省庁等からも、毎年の税制改正意見のみならず、制度のあり方に関する問題、そのような問題を背景とした個別規定の取扱いに関する問題など、様々な報告、提言等が、特にこの数年、数多く行われている。

(2) 現行の外国子会社合算税制の基本的考え方

識者等の意見を見ても、我が国の外国子会社合算税制が「租税回避」の防止のための制度であることについて、異論は見られないと思われる。他方、「租税回避」の防止のための制度であるとしても、制度導入時の立案担当者による説明を見ると、「課税繰延べ」の防止に主眼が置かれているように思われ、対処しようとする「租税回避」として想定しているものが、「課税繰延べ」のみなのか、それ以外の「租税回避」も含むものなのか、含むとしても具体的に何かということは、判然としない。

その説明から察するに、「租税回避」の防止ということが制度の目的であるものの、「租税回避」により一旦は我が国の課税ベースから外れてしまった所得があったとしても、外国に設立された子会社等から株主たる内国法人に配当が行われ、我が国で課税されることとなれば、その「租税回避」の効果は消失することになるのであるから、配当をせず、所得を留保することによる「課税繰延べ」を防止することが、より広い意味での「租税回避」の防止という目的を達成するために必要十分であったものとも考えられる。

しかしながら、平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入により、外国子会社からの配当に係る「課税繰延」の防止をすることで「租税回避」の防止という目的を達成することはもはやできなくなり、また、企業活動の国際化・多様化・複雑化の進展、更には、BEPS プロジェクトを中心とした国際的な動向を踏まえれば、外国子会社合算税制により防止しなければならない「租税回避」とは何か、その「租税回避」を防止するためには、どのような制度設計が必要になるのかを改めて検討することが喫緊の課題になってきていると言えよう。

(3) 外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る国際的な動向

イ CFC 税制に関する国際的な議論（BEPS 行動計画 3）

グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用して税負担を軽減している問題に対応するために、2012 年 6 月、OECD 租税委員会によって立ち上げられた BEPS プロジェクトは、2013 年 7 月に公表された 15 項目にわたる BEPS 行動計画について、G20 各国から全面的な支持を得た上で、OECD 非加盟の G20 メンバー 8 か国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）が OECD 加盟国と対等の立場で参加する OECD と G20 の合同プロジェクトとして議論が進められている。

15 項目の BEPS 行動計画のうち、CFC 税制の強化（行動計画 3）については、2015（平成 27）年 4 月 3 日、公開討議草案が公表され、同年 9 月に予定されている勧告の正式発表に向けて、議論が進められている。

この公開討議草案は、CFC 税制を次の 7 つの構成要素に区分し、これらの構成要素ごとに、検討及び勧告の提示を行う形となっており、本稿に最も関連するのは、(二)の「対象所得の特定」である。ただし、この「対象所得の特定」については、OECD として具体的な勧告案の提示に至っておらず、現状考え得る選択肢、論点等を提示するに留まっている。

(イ) CFC の定義

- (ロ) 閾値等
- (ハ) 支配の定義
- (ニ) 対象所得の特定
- (ホ) 対象所得の計算ルール
- (ヘ) 対象所得の合算ルール
- (ト) 二重課税の排除方法

ロ 米国の動向

米国の CFC 税制（サブパート F 税制）は、米国法人による外国子会社を利用した課税繰延べの増加に対処するため、1961 年の当時のケネディ大統領の特別教書における勧告に基づき、翌 1962 年、導入された。

米国は、制度導入以来一貫して、所得別に制度の対象とすべき金額を特定することを基本とし、適用対象となる所得は、サブパート F 所得として、保険所得及び外国基地会社所得が定義され、更に、後者については、外国同族持株会社所得、外国基地会社販売所得、外国基地会社役員所得及び外国基地会社石油関連所得に区分されている。

現在、米国では、世界一高と言われる法定法人税率、様々な控除、免除、繰延べ等による多額の租税支出による低い実効税率、連邦租税収入に占める法人税収の低下等を背景に、経済資源の効率的な配分、遵守・執行が容易な制度の構築、米国企業の競争力の促進、法人税率の引下げを賄うための課税ベースの拡大（租税支出の削減）等の政策的観点から、国際課税制度を含む法人税改革について様々な議論が行われており、国際課税制度に関しては、領域内所得課税主義への移行の可能性を含め、国外所得に如何に課税するかが、重要な課題とされている。

領域内所得課税主義への移行に関しては、否定的な意見も強く、また、タックス・ヘイブンを資金を退避させるインセンティブを最小化させるためのハイブリッド・アプローチとして、軽課税国で稼得された所得に対するミニマム税の賦課などの提案が行われている。

米国のサブパート F 税制及びそれに関連する動向等から見てとれる米

国の制度及び議論の特徴として、例えば、次のことが挙げられる。

- (イ) 米国は、内国法人に関する課税原則について、全世界所得課税主義を基本とし、これを前提に、外国子会社における所得の留保により生じる課税繰延べを問題として、サブパート F 税制を導入し、導入時から一貫して取引アプローチを採用していること。
- (ロ) 外国同族持株会社所得は、配当、利子、使用料等の資産性所得を原則対象としつつ、能動的事業活動により稼得されたものや CFC の設立地国で使用される資産につき関連者から受領するものを個別規定を設けて除外していること。
- (ハ) 外国基地会社販売所得及び外国基地会社役員所得は、能動的事業活動の遂行の有無を問わず、製造等に関して CFC の設立地国との結び付きの薄い関連者間取引から生じる所得を射程に入れていること。
- (ニ) サブパート F 税制の基本設計を、詳細な定義と豊富な例説、若干の濫用対抗ルールを伴う財務省規則が支え、制定法又は規則の他の規定で経験又は共通の理解を有する概念については明示的にその意義を参照すること、客観的適用のためにセーフハーバーを定めること、一般に考え得る具体的状況を列挙することにより、要件の明確化を図っていること。

ハ 英国の動向

英国は、我が国における外国子会社合算税制の導入よりも後の 1984 年に CFC 税制を導入したが、外国配当免税制度の導入（2009 年）及び国外恒久的施設所得の選択的免税制度の導入（2011 年）により、内国法人に係る課税原則を、それまでの全世界所得課税主義から領域内所得課税主義に大きく軸足を移すとともに、法人税率の段階的な引下げ、パテント・ボックス制度の導入等の一連の法人税改革を実施する中で、CFC 税制についても、2006 年の Cadbury Schweppes 事件に関する欧州司法裁判所判決を踏まえ、2007 年以降、産業界等との議論を重ねながら、それまでの事業体アプローチを基本とする制度から、一定の所得区分の下

で制度の対象とすべき金額を特定することを基本とする制度に抜本的に改め、2013年から新しい制度を施行した。

適用対象となる CFC の所得は、事業帰属所得、非事業的金融所得等の区分ごとに定められた「ゲートウェイ審査(CFC CHARGE GATEWAY)」を経た上で、それらの区分ごとに決定されるとともに、この所得ごとのゲートウェイ審査及び各所得の算定における所得単位での適用除外のほか、法人単位での適用除外が、幅広く設けられている。

英国の CFC 税制及びそれに関連する動向等から見てとれる英国の制度及び議論の特徴として、例えば、次のことが挙げられる。

- (イ) 英国は、内国法人に関する課税原則について、全世界所得課税主義から領域内所得課税主義への移行を強めるとともに、法人税率の段階的な引下げ等の一連の法人税改革という大きな流れの中で、英国企業の国際的競争への配慮を最大限行いつつ、英国の課税ベースを守るため、英国との関係が深い所得の人為的な移転による租税回避及び挑戦的なタックス・プランニングに効果的に対応するという観点から、CFC 税制の抜本的な見直しが行われたこと。
- (ロ) 新しい CFC 税制は、従来の事業体アプローチから所得アプローチに転換したと認められる一方、ゲートウェイ審査の導入や事業体レベルでの適用除外を幅広く認めていることからすると、純粋な所得アプローチではなく、所得アプローチを中心としたハイブリッド型の制度であると位置付けられること。
- (ハ) 対象所得の特定に当たっては、CFC が保有・負担する資産・リスク、重要な人的機能・リスク引受機能(SPF)、関連者である英国居住法人との取引等に注目していること、特に事業所得の算定について OECD の PE 帰属所得報告書と同様の手法が採用されているほか、金融所得や知的財産所得に重点が置かれていることからすると、CFC 税制独自の観点というよりは、移転価格税制に近い発想があると考えられること。

(二) 事業所得のゲートウェイ審査、免除地域による適用除外に係る要件等、多くの規定の中で「主たる目的又は主たる目的の一つ」が要件とされていること。

(4) 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避の具体的考察

イ 法人税の課税原則と租税回避

我が国の法人税は、本店所在地主義に基づき、内国法人と外国法人とを区分した上で、内国法人については、その所得の源泉地にかかわらず、すべての所得を課税対象とすることを原則としている（全世界所得課税主義）。

このような我が国法人税の課税原則を前提に、内国法人が法人税の課税を回避しようとするためには、自己の課税所得を法人税の課税対象としない形にしようすることになり、この点に関する先行研究等を踏まえ、内国法人の支配が及ぶ外国子会社等の利用による租税回避という観点から、法人税の納税義務及び課税所得の決定要素を整理してみると、次の5つの要素を取り上げることができると考えられる。

- ① 所得の帰属先（内国法人の所得か、外国法人の所得か）
- ② 所得の源泉（国内源泉所得か、国外源泉所得か）
- ③ 所得の性質（益金算入又は損金不算入となる所得か、益金不算入又は損金算入となる所得か）
- ④ 所得の金額（適正な金額か否か）
- ⑤ 所得の発生（実現）時期（課税繰延べか否か）

ロ 我が国における課税が正当化される根拠

国家が課税をするには、その国家との何らかの経済的な結び付きが要求される。

制度創設時は、外国法人からの配当がすべて我が国で課税対象となることを前提として、外国法人に対する配当に係る内国法人の支配力に着目し、そこに我が国との「経済的な結び付き」を見出していたものと考えられることができるが、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、制

度全体として、外国法人に対する配当に係る内国法人の支配力に我が国との「経済的な結び付き」を見出すことは、もはや困難であると言えよう。

我が国法人税の納税義務及び課税所得の決定要素を変更することにより我が国法人税の課税が回避されること、そして、「課税要件アプローチ」に基づく租税回避の定義等の識者の見解を踏まえると、「内国法人が外国子会社等を利用して我が国法人税の納税義務の成立又は課税要件の充足を避けることによる我が国法人税の不当な軽減又は排除が行われている」という点に我が国との「経済的な結び付き」を見出すことができるものと考えられる。

ハ 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避

上記イ及びロの考察及び整理に基づき、外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について、その基本的考え方を整理すると、次のことが挙げられる。

- (イ) 内国法人、その外国子会社等又はそれらの関連者の行為に伴い、当該内国法人の課税所得に係る帰属、源泉、性質、金額又は発生時期に変更が生じること。
- (ロ) 上記(イ)の行為後に、当該外国子会社等に当該行為に伴う所得が生じる（我が国で課税されない）こと。
- (ハ) 上記(イ)の行為がなかったとしたならば、上記(ロ)の所得が当該内国法人に生じる（我が国で課税される）ことになると認められること。
- (ニ) 当該外国子会社等が軽課税国に所在すること。
- (ホ) 上記(イ)の行為が正常な事業活動において行われるものではないこと。

この基本的考え方の特徴としては、次の 2 つのことが挙げられよう。

- A 内国法人の課税所得（我が国における課税ベース）の浸食を問題にしていること。
- B 外国子会社等における所得の発生過程又は原因に着目していること。

上記(イ)から(ホ)までの基本的考え方は抽象的な概念にとどまっており、これを課税要件として具体化することが必要となるが、その際、(a)我が国の課税ベースから軽課税国への不当な所得移転を的確に捉えること、(b)内国法人による正常な事業活動を阻害しないために適用対象又は適用除外の範囲を明確にすることを両立させること、(c)制度及び執行の無用な複雑化並びにそれに伴う納税者及び課税当局の事務負担の著しい増加をできる限り避けることが重要となろう。

制度の基本的方向性としては、①取引(所得)アプローチによる対象所得の明確化を図りつつ、②現行制度のような事業体アプローチによる簡便さを確保することが考えられる。

目 次

はじめに.....	15
第1章 外国子会社合算税制を巡る 国内の議論の状況.....	18
第1節 外国子会社合算税制に関する裁判例.....	18
第2節 裁判例における制度のあり方に関わる論点及び識者等の意見.....	21
1 裁判例における制度のあり方に関わる論点及び識者の意見.....	21
2 その他の意見.....	28
第2章 現行の外国子会社合算税制の基本的考え方.....	31
第1節 現行制度の概要.....	31
第2節 これまでの主な改正.....	38
第3節 制度の基本的な考え方.....	38
第3章 外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る国際的な動向.....	43
第1節 CFC 税制に関する国際的な議論（BEPS 行動計画 3）.....	44
1 BEPS プロジェクトの概要.....	44
2 BEPS 行動計画 3（CFC 税制の強化）に関する公開討議草案の概要.....	47
3 各構成要素に関する勧告案等.....	51
第2節 米国の動向.....	77
1 米国の CFC 税制（サブパート F 税制）の概要.....	77
2 米国の CFC 税制の目的及び変遷.....	85
3 米国における最近の動向.....	88
4 米国の制度及び議論の特徴.....	95
第3節 英国の動向.....	97
1 英国の CFC 税制の概要.....	97
2 英国の CFC 税制の変遷及び動向.....	126
3 英国の制度及び議論の特徴.....	130
第4章 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避の具体的考察.....	133

第1節 法人税の課税原則と租税回避	133
1 法人税の納税義務及び課税所得の決定要素	133
2 法人税の納税義務及び課税所得の決定要素の変更による租税 回避の態様	135
第2節 我が国における課税が正当化される根拠	139
1 谷口教授による租税回避の定義	141
2 渕教授の見解	141
3 浅妻教授の見解	142
4 赤松税理士の見解	143
第3節 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避	143
1 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避の基本的考え方	143
2 制度の基本的方向性	146
結びに代えて	155

はじめに

我が国の外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）⁽¹⁾は、昭和 53 年に導入され、40 年近くが経過した。

その間、企業の国際的な事業展開・投資活動等の実態は大きく変化するとともに、その実態、裁判例等の個別事例、諸外国の動向等を踏まえて、外国子会社合算税制に関する制度改正が行われてきた。

一方で、外国子会社合算税制の適用に関する個別の課税処分を巡って訴訟の場で争われる事案が、特にこの 10 年余りの間に非常に多くなっており、最高裁において重要な判断が示されたものもある。

訴訟となった事案の争点は一様ではないが、学者や弁護士等からは、訴訟の場において、あるいは、判決評釈、文献等の論説において、個別の課税処分の内容（事実認定及び個別規定の解釈の問題）に限らず、裁判所の判断や制度のそもそものあり方について批判的な意見が示されることが多くなっている。

そのような批判的な意見は、要約すれば、企業活動の現状や外国子会社合算税制の趣旨目的に照らして、制度の趣旨目的を越えた課税が行われていると主張するもの、法人税法の規定あるいは租税条約の規定との関係という我が国の法人税制における外国子会社合算税制の法的位置付けを問うものとなっており、外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避とは何か、外国子会社合算税制のような課税を我が国が行うことができる理由は何か、という制度の基本的考え方を改めて明らかにし、それに応じた執行及び制度の再構築を求めているものと認められる。

特に、平成 21 年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入により、外国子会社からの配当については我が国で課税しないこととなったことから、「軽課税国に所在する外国子会社等に所得を留保すること」に国際的租税回避の蓋然性を見出し、そのような国外での所得留保による「課税繰延べ」

(1) 本稿は、特に記載のない限り、措法 66 条の 6 から 66 条の 9 までの規定に基づく制度（すなわち、単体法人を対象とした法人税に関する制度）を対象とする。

を防ぐことで国際的租税回避を防止するといった、制度創設時における外国子会社合算税制の趣旨目的と同様の説明をすることができなくなっている。

また、G20 の全面的な支持を受けて、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development; 以下「OECD」という。）が推進する国際的な税源浸食及び利益移転(Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクト（以下「BEPS プロジェクト」という。）における行動計画 3 において、各国の CFC(Controlled Foreign Company 又は Controlled Foreign Corporation)税制⁽²⁾の強化が掲げられ、2015（平成 27）年 9 月に OECD から出される予定となっている勧告に応じて、OECD 加盟国⁽³⁾及び G20 メンバー国⁽⁴⁾は一定の対応を求められることになる。

これらの国内における議論及び国際的な議論は、いずれも制度の「適正化」を求めるものと言えるが、国内における議論においては我が国企業の国際競争力を確保するために対象範囲の縮減・緩和が求められているものであるのに対し、国際的な議論においては国際的租税回避の的確な防止のための対象範囲の拡大・強化が求められているものというように、方向性が正反対のものとなっており、BEPS プロジェクトにおいても、このような相反する要請を両立させることの必要性が CFC 税制に関する政策的要素の一つとして掲げられている（第 3 章第 1 節 2(2)ロ）。

すなわち、我が国にとって、一方の要請のみに対応することはできず、相反する二つの要請を両立させるためには、現行制度の枠組みの中で、執行（個別

(2) 諸外国の制度及び国際的な議論に関する記述においては「CFC 税制」（米国の制度については「サブパート F 税制」）の用語を、我が国の制度に関する記述においては「外国子会社合算税制」の用語を用いることとする。

(3) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の 34 か国である。

(4) G20 メンバー国のうち、OECD 加盟国以外の国は、中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカの 8 か国である。

の課税処分)あるいは適用除外基準といった個別規定の対処療法的な見直しで対応することは難しく、この機をとらえて、我が国の法人課税制度・国際課税制度における外国子会社合算税制のあり方・位置付けを改めて整理し、抜本的な見直しを行うことが不可避となってきたものと考えられる。

そこで、本稿では、第1章において我が国の外国子会社合算税制に関する国内における議論を整理しつつ、第2章において制度導入からこれまでの改正の経緯を振り返り、現行制度の基本的考え方を確認するとともに、第3章において BEPS プロジェクトにおける CFC 税制に関する議論の状況並びに米国及び英国の動向を確認した上で、第4章において、今後、抜本的な見直しが行われるとした場合に制度設計の基本的考え方となる「外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避」について考察を試みる。

なお、本稿中意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解であり、税務大
学校、国税庁又は財務省の公式見解を示すものではないことを申し添える。

第1章 外国子会社合算税制を巡る 国内の議論の状況

第1節 外国子会社合算税制に関する裁判例

外国子会社合算税制の適用が問題となった事案（法人税）で判決が確定したものの（平成26年7月15日時点）について、最終の判決等の日付順に新しいものから並べると、次頁の表1のとおりである。

この一覧から明らかのように、19件中15件が直近10年の間に確定し、更にそのうち13件が最高裁まで争われている。

この最高裁まで争われた事案13件について、主たる争点を区分してみると、次のとおりとなっている。

- ① 来料加工取引に係る適用除外基準の当てはめ（表1の(1)、(2)及び(4)から(6)まで）
- ② 外国子会社合算税制の租税条約適合性（合算課税は日星租税条約7条1項に抵触するか）（表1の(9)及び(11)）
- ③ 特定外国子会社等の定義に係る外国法人税の該当性（表1の(10)）
- ④ 外国子会社合算税制と実質所得者課税原則（法人税法11条）との関係（特定外国子会社等に生じた欠損金の内国親会社における損金算入の可否）（表1の(7)及び(12)から(15)まで）

【表 1】

	判決等の年月日	裁判所	判決等	結 果
1)	平成 26 年 7 月 15 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽⁵⁾
2)	平成 26 年 7 月 10 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽⁶⁾
3)	平成 26 年 6 月 18 日	東京高裁	判決	請求棄却 (国側勝訴) ⁽⁷⁾
4)	平成 25 年 12 月 11 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽⁸⁾
5)	平成 25 年 12 月 11 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽⁹⁾
6)	平成 25 年 12 月 11 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹⁰⁾
7)	平成 24 年 9 月 27 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹¹⁾
8)	平成 24 年 7 月 20 日	東京地裁	判決	請求棄却 (国側勝訴) ⁽¹²⁾
9)	平成 24 年 6 月 5 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹³⁾
10)	平成 21 年 12 月 3 日	最 高 裁	判決	原判決破棄 (納税者側逆転勝訴) ⁽¹⁴⁾
11)	平成 21 年 10 月 29 日	最 高 裁	判決	上告棄却 (国側勝訴) ⁽¹⁵⁾
12)	平成 21 年 8 月 12 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹⁶⁾
13)	平成 21 年 4 月 28 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹⁷⁾
14)	平成 20 年 4 月 25 日	最 高 裁	決定	上告棄却・不受理 (国側勝訴) ⁽¹⁸⁾
15)	平成 19 年 9 月 28 日	最 高 裁	判決	上告棄却 (国側勝訴) ⁽¹⁹⁾
16)	平成 12 年 7 月 27 日	熊本地裁	判決	請求棄却 (国側勝訴) ⁽²⁰⁾
17)	平成 9 年 9 月 12 日	最 高 裁	判決	上告棄却 (国側勝訴) ⁽²¹⁾
18)	平成 5 年 7 月 22 日	大阪高裁	判決	控訴棄却 (国側勝訴) ⁽²²⁾
19)	平成 4 年 7 月 17 日	最 高 裁	判決	上告棄却 (国側勝訴) ⁽²³⁾

(5) 平成 26 年 7 月 15 日最高裁第三小法廷決定 (公刊物未搭載)。第 1 審は平成 23 年 9 月 29 日名古屋地裁判決 (税資 261 号 184 頁(順号 11774))、控訴審は平成 25 年 10 月 30 日名古屋高裁判決 (税資 263 号 201 頁(順号 12325))。

(6) 平成 26 年 7 月 10 日最高裁第一小法廷決定 (公刊物未搭載)。第 1 審は平成 24 年 10 月 5 日東京地裁判決 (税資 262 号 209 頁(順号 12059))、控訴審は平成 25 年 4 月 10 日東京高裁判決 (税資 263 号 71 頁(順号 12195))。

(7) 平成 26 年 6 月 18 日東京高裁判決 (公刊物未搭載)。第 1 審は平成 25 年 12 月 5 日東京地裁判決 (税資 263 号 221 頁(順号 12345))。主たる争点は、来料加工取引に係る適用除外基準の当てはめである。

- (8) 平成 25 年 12 月 11 日最高裁第二小法廷決定（税資 263 号 223 頁(順号 12347)）。第 1 審は平成 23 年 12 月 1 日大阪地裁判決（税資 261 号 234 頁(順号 11824)）、控訴審は平成 24 年 11 月 29 日大阪高裁判決（税資 262 号 249 頁(順号 12099)）。
- (9) 平成 25 年 12 月 11 日最高裁第二小法廷決定（税資 263 号 224 頁(順号 12348)）。第 1 審は平成 23 年 6 月 24 日大阪地裁判決（訟月 59 卷 1 号 100 頁）、控訴審は平成 24 年 7 月 20 日大阪高裁判決（税資 262 号 156 頁(順号 12006)）。
- (10) 平成 25 年 12 月 11 日最高裁第二小法廷決定（税資 263 号 225 頁(順号 12349)）。第 1 審は平成 21 年 5 月 28 日東京地裁判決（訟月 59 卷 1 号 30 頁）、控訴審は平成 23 年 8 月 30 日東京高裁判決（訟月 59 卷 1 号 1 頁）。
- (11) 平成 24 年 9 月 27 日最高裁第一小法廷決定（税資 262 号 206 頁(順号 12056)）。第 1 審は平成 22 年 1 月 27 日東京地裁判決（税資 260 号 13 頁(順号 11369)）、控訴審は平成 22 年 10 月 28 日東京高裁判決（税資 260 号 187 頁(順号 11543)）。
- (12) 平成 24 年 7 月 20 日東京地裁判決（訟月 59 卷 9 号 2536 頁）。主たる争点は、来料加工取引に係る適用除外基準の当てはめである。
- (13) 平成 24 年 6 月 5 日最高裁第三小法廷決定（税資 262 号 114 頁(順号 11964)）。第 1 審は平成 20 年 10 月 3 日東京地裁判決（税資 258 号 187 頁(順号 11045)）、控訴審は平成 22 年 2 月 17 日東京高裁判決（税資 260 号 25 頁(順号 11381)）。
- (14) 平成 21 年 12 月 3 日最高裁第一小法廷判決（民集 63 卷 10 号 2283 頁）。第 1 審は平成 18 年 9 月 5 日東京地裁判決（民集 63 卷 10 号 2364 頁）、控訴審は平成 19 年 10 月 25 日東京高裁判決（民集 63 卷 10 号 2426 頁）。
- (15) 平成 21 年 10 月 29 日最高裁第一小法廷判決（民集 63 卷 8 号 1881 頁）。第 1 審は平成 19 年 3 月 29 日東京地裁判決（民集 63 卷 8 号 1954 頁）、控訴審は平成 19 年 11 月 1 日東京高裁判決（民集 63 卷 8 号 1979 頁）。
- (16) 平成 21 年 8 月 12 日最高裁第一小法廷決定（税資 259 号 146 頁(順号 11259)）。第 1 審は平成 19 年 11 月 14 日松山地裁判決（税資 257 号 214 頁(順号 10823)）、控訴審は平成 20 年 5 月 9 日高松高裁判決（税資 258 号 99 頁(順号 10957)）。
- (17) 平成 21 年 4 月 28 日最高裁第三小法廷決定（税資 259 号 81 頁(順号 11194)）。第 1 審は平成 20 年 1 月 30 日東京地裁判決（税資 258 号 18 頁(順号 10876)）、控訴審は平成 20 年 7 月 17 日東京高裁判決（税資 258 号 135 頁(順号 10993)）。
- (18) 平成 20 年 4 月 25 日最高裁第二小法廷決定（税資 258 号 97 頁(順号 10955)）。第 1 審は平成 18 年 10 月 31 日松山地裁判決（税資 256 号 300 頁(順号 10560)）、控訴審は平成 19 年 11 月 27 日高松高裁判決（税資 257 号 223 頁(順号 10832)）。
- (19) 平成 19 年 9 月 28 日最高裁第二小法廷判決（民集 61 卷 6 号 2486 頁）。第 1 審は平成 16 年 2 月 10 日松山地裁判決（民集 61 卷 6 号 2515 頁）、控訴審は平成 16 年 12 月 7 日高松高裁判決（民集 61 卷 6 号 2531 頁）。
- (20) 平成 12 年 7 月 27 日熊本地裁判決（訟月 47 卷 11 号 3431 頁）。主たる争点は、管理支配基準の充足の有無である。
- (21) 平成 9 年 9 月 12 日最高裁第二小法廷判決（税資 228 号 565 頁(順号 7983)）。第 1 審は平成 7 年 11 月 9 日静岡地裁判決（訟月 42 卷 12 号 3042 頁）、控訴審は平成 8 年 6 月 19 日東京高裁判決（税資 216 号 619 頁(順号 7739)）。主たる争点は、株式保有に係る適用除外基準の当てはめである。
- (22) 平成 5 年 7 月 22 日大阪高裁判決（税資 197 号 1703 頁）。第 1 審は平成 3 年 3 月 13 日神戸地裁判決（税資 197 号 1765 頁）。なお、本件は、法人税法違反に係る刑事事件である。

また、係争中であるが、⑤特定外国子会社等に生じた国内源泉所得（特に国内にある支店の所得）の合算の要否が争点となっている事案⁽²⁴⁾も発生している。

第2節 裁判例における制度のあり方に関わる論点及び識者等の意見

1 裁判例における制度のあり方に関わる論点及び識者の意見

第1節において示した最高裁まで争われた13件の各事案は、基本的に、個別規定（課税要件）の解釈・適用関係及びそれに係る個別の事実認定が争われているものであり、第1節の表1に示したとおり、表1の⑩の事案（第1節の③）⁽²⁵⁾を除き、最終的に国側勝訴で確定している。

他方、最高裁まで争われ、納税者側の主張が退けられたものであっても、学者、弁護士等の識者からは、最高裁の判断に関する意見のほか、外国子会社合算税制の趣旨目的、我が国税制における位置付けといった、そもそもの制度のあり方に関して、様々な意見・議論が数多く展開され、批判的な意見も数多く見受けられる。

そこで、既に法令上の手当てがされている表1の⑩の事案（第1節の③）を除く各事案に関し、第1節の①、②、④及び⑤の区分に従い、その基本的な論点並びに制度の趣旨目的及びそれを踏まえた制度のあり方に関する識者

(23) 平成4年7月17日最高裁第二小法廷判決（税資192号98頁(順号6942)）。第1審は平成2年9月19日東京地裁判決（判時1368号53頁）、控訴審は平成3年5月27日東京高裁判決（行集42巻5号727頁）。主たる争点は、管理支配基準及び所在地国基準の充足の有無である。

(24) 第1審は平成26年6月27日東京地裁判決（裁判所ホームページ）、控訴審は平成27年2月25日東京高裁判決（裁判所ホームページ）。

(25) 表1の⑩（前掲注(14)）の最高裁判決を受けて、英領チャネル諸島のガーンジー島の租税のような、いわゆるデザイナー・レート・タックスを外国法人税に含めないこととする改正が平成23年度税制改正において行われた（平成23年政令196号による改正後の法令141条3項3号、国税庁「平成23年税制改正の解説」497～500頁）。

の主な意見を整理しておきたい。

(1) 来料加工取引に係る適用除外基準の当てはめ（第1節の①）

来料加工とは、外国企業が、中国企業に原材料を無償提供し、中国企業において加工した製品を全量引き取った上で、加工賃のみを支払う取引とされている⁽²⁶⁾。

来料加工取引に係る事案については、特定外国子会社等の主たる事業が製造業であるか卸売業であるかが最初に問題となるが、特定外国子会社等の主たる事業が製造業であると認定される限りにおいては、香港に本店を有する特定外国子会社等が、その主たる事業である製造業を、香港ではなく、香港外に所在する工場で主に行っていると認定されると、所在地国基準（措法66の6③二）を満たさず、適用除外とならないこととなるため、その特定外国子会社等の株主等である内国法人に対し合算課税が行われることになる。

すなわち、現行の外国子会社合算税制は、特定外国子会社等の主たる事業が製造業である場合には、その製造業がその本店所在地国において主として行われているか否かにより適用除外となるか否かの判断をすることとなるが、特定外国子会社等がその本店所在地国外に所在する工場等で一定の活動を行っている場合に、どのような事実関係が認識されれば、外国子会社合算税制の対象となる租税回避と捉えることになるのか、ということがポイントとなる。

この点に関し、中里教授は、現行制度は、外国関係会社とその本店所在地国以外の国・地域に支店を有する可能性を考慮せずに立法されており、必ずしも租税回避とは言えないような場合でも、単に形式的要件に合致するという理由で合算課税が行われるという不都合が生じているとの見解を

(26) ジェトロ香港センター編著『中国華南・香港進出マニュアル』17頁（ジェトロ、2003）。

示されている⁽²⁷⁾。

また、太田弁護士及び北村弁護士は、事業上の理由から来料加工取引を利用し、我が国の租税を回避することを主たる目的としている訳ではないので、外国子会社合算税制の本来の趣旨である租税回避の防止という観点からは、来料加工取引を利用する我が国企業に適用するのは、少なくとも、当該税制が適用されるべき「本来の」射程範囲を超えているように思われ、諸外国では、香港子会社を利用した来料加工取引を行っている外国企業にCFC税制を適用していないようであるから、我が国企業の国際競争力維持の観点から、一定の経済合理性を有するビジネスモデルについては適用除外とされるよう、立法措置を講じることも検討すべきではないかと考えられるとの見解を示されている⁽²⁸⁾。

(2) 外国子会社合算税制の租税条約適合性（第1節の②）

OECDモデル租税条約7条1項は、「一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる」ことを規定するとともに（同項前段）、「一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定に基づき当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる」ことを規定している（同項後段）。このような規定の内容が、「国内に恒久的施設（Permanent Establishment; PE）なければ課税せず」という租税条約における事業所得課税の基本原則とされている⁽²⁹⁾。

外国子会社合算税制の租税条約適合性は、外国子会社合算税制が、我が国に恒久的施設を有しない外国法人の所得に対して課税をするものとして、

(27) 中里実「タックス・ヘイブン対策税制改正の必要性」中里実ほか編著『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』5～6頁（有斐閣、2013）。

(28) 太田洋=北村導人「来料加工取引に関する日本電産ニッシン事件東京高裁判決の検討—適用除外要件に係る解釈—」中里ほか・前掲注(27) 134～135頁。

(29) 小松芳明『国際租税法講義』173頁（税務経理協会、1995）。

この「国内に恒久的施設（PE）なければ課税せず」という租税条約における事業所得課税の基本原則に抵触するかどうかという問題である。第1節の表1の(9)及び(11)の事案は、日本とシンガポールとの租税条約⁽³⁰⁾（以下「日星租税条約」という。）7条1項の規定に抵触するかどうか、具体的に問題とされた⁽³¹⁾。

OECDモデル租税条約7条に関するコメントリーでは、同条1項が国内法に定められるCFC税制に基づく本国居住者への課税を制限しないことが明らかにされており⁽³²⁾、我が国が締結した租税条約に、我が国における外国子会社合算税制と租税条約との関係に関する規定が置かれたことはない⁽³³⁾。

また、表1の(11)の最高裁判決では、日星租税条約7条1項は「法的二重課税を禁止するとどまるもの」であり、「日星租税条約は、経済協力開発機構（OECD）のモデル租税条約に倣ったものであるから、同条約に関してOECD租税委員会が作成したコメントリーは、条約法に関するウィーン条約（昭和56年条約16号）32条にいう『解釈の補足的手段』として、日星租税条約の解釈に際しても参照されるべき資料といふことができ」、我

(30) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定（平成7年条約8号）。

(31) 我が国は、平成27年5月1日現在、64条約を締結し、90か国・地域に適用されており、その内訳は、①二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）が53条約、64か国・地域、②租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）が10条約、10か国・地域、③税務行政執行共助条約の締結国が我が国を除き48か国（うち我が国との二国間条約がない国は16か国）となっている（財務省ホームページ「我が国の租税条約ネットワーク」（http://www.mof.nta.go.jp/tax_policy/summary/international/182.htm）（平成27年5月28日最終閲覧）。①の53条約すべてに、この事業所得課税の原則に基づく規定が置かれている。

(32) OECDモデル租税条約7条に関するコメントリーのパラ14。

(33) 我が国とフランスとの租税条約には、同条約のいかなる規定も、フランスの国内法で定めるCFC税制の適用を妨げるものが定められている（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（平成8年条約1号、最終改正：平成19年条約18号）の議定書17(b)）。この定めは、平成8年（1996年）の条約から置かれている（国税庁「平成7年改正税法のすべて」290頁）。

が国の外国子会社合算税制は、「制度全体として合理的である」といえ、「日星租税条約の趣旨目的に反するようなものということもできない」ことが判示された⁽³⁴⁾。

他方、この最高裁判決を含め、これまで外国子会社合算税制の適用が最高裁まで争われた事例は、すべて平成 21 年度税制改正前の制度の適用を受ける事業年度を対象とするものであることに留意する必要がある。すなわち、同年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入を踏まえると、この最高裁判決で示された外国子会社合算税制の性質に関する説明⁽³⁵⁾については、同年度改正後の制度の適用を受ける事業年度を対象とする事例が生じた場合に、最高裁が同様の判断をするかどうか疑問を呈する見解も見られる⁽³⁶⁾。

また、弘中弁護士及び采木弁護士は、最高裁判決は、濫用的な立法と見られる場合を除外する実質的な判断の余地を残しているものの、CFC 税制の本質についての説明は殊更に回避し、租税条約の条文の形式的な当てはめと法的二重課税・経済的二重課税という概念的説明を中心とした論証にとどまっているように読めるとの見解を示されている⁽³⁷⁾。

我が国の課税ベースの確保、そして、第 3 章第 1 節で示す BEPS に関する国際的な議論を踏まえれば、軽課税国に所在する子会社等を利用した租税回避を防止する必要性を否定することはできない。万が一外国子会社合算税制が租税条約に抵触して適用できないこととなると、そのような租税回避に対して我が国が適切に対処できず、国際的な批判を浴びることにも

(34) 前掲注(15)の最高裁判決。

(35) 前掲注(15)の最高裁判決に関し、擬制配当説を採用し、租税条約適合性の問題を解決したと考えられるとの意見(秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度における実務」*国際税務* 31 卷 7 号 53 頁 (2011))がある一方、この点についての判断をあえて回避したものと解釈すべきとの意見もある(弘中聡浩=采木俊憲「グラクソ事件最高裁判決—租税条約との関係—」中里ほか・前掲注(27)69 頁)。

(36) 浅妻章如「タックスヘイヴン対策税制が租税条約に違反しないとした例」*ジュリスト* 1399 号 55 頁 (2010)、弘中聡浩「タックス・ヘイヴン対策税制の条約適合性—グラクソ事件—」別冊*ジュリスト* 207 号『租税判例百選 [第 5 版]』135 頁 (2011)。

(37) 弘中=采木・前掲注(35) 57 頁。

なる。そのような事態になることを確実に回避するためには、制度の目的を今一度明確にしておくことが必要であろう。

(3) 外国子会社合算税制と実質所得者課税原則(法人税法 11 条)との関係
(第 1 節の④)

外国子会社合算税制は、外国関係会社が特定外国子会社等に該当し、適用除外とならない場合には、その特定外国子会社等の所得を基礎として、その株主である内国法人に対して合算課税を行うものであり、その合算対象となる所得の金額の計算上、特定外国子会社等に生じた欠損金額については、7 年間の繰越控除が認められている(措法 66 の 6②二、措令 39 の 15①⑤⑥)。

第 1 節の表 1 の(15)の最高裁判決は、外国子会社合算税制の目的及び規定内容並びに法人税法 22 条 3 項の規定から、特定外国子会社等に該当する外国法人に生じた欠損金額をその親会社である内国法人において損金算入することは認められないこと、そして、認定事案に基づき、その外国法人が、その親会社である内国法人とは別法人として独自の活動を行っており、その損益は当該外国法人に帰属することを示した⁽³⁸⁾。

この点に関し、中里教授は、もし特定外国子会社等に該当する外国法人が「単なる名義人」であって、その事業から生ずる「収益を享受せず」、その株主である内国法人が「その収益を享受する」事実関係が認められる場合には、外国子会社合算税制の適用の有無にかかわらず、法人税法 11 条の規定に基づき、当該外国法人に生じた損益(特に損失)を当該内国法人がその課税所得の計算上、取り込む余地があるとの見解を示されている⁽³⁹⁾。

(4) 特定外国子会社等の国内源泉所得の合算課税の要否(第 1 節の⑤)

外国関係会社が国内源泉所得を得て、その国内源泉所得に対して我が国で所得税の源泉徴収又は法人税の申告納税が行われることがある。

(38) 前掲注(19)の最高裁判決。

(39) 中里実「タックスヘイブン対策税制と子会社の赤字」西村あさひ法律事務所西村高等法務研究所編『西村利郎先生追悼論文集：グローバル化の中の日本法』228～229 頁(商事法務, 2008)、中里・前掲注(27) 4 頁。

その外国関係会社が法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域（例えば、ケイマン）に本店を有する場合には、国内源泉所得に対して課された所得税及び法人税等の額は、特定外国子会社等の判定に係る租税負担割合の計算上、考慮されない。第三の国・地域で課された租税の額についても、同様である。すなわち、これらの税額を含めると租税負担割合が所定の割合以上となる場合であっても、当該外国関係会社は、特定外国子会社等に該当することになる。

また、我が国で既に所得税又は法人税等が課された国内源泉所得について、適用対象所得金額又は課税対象金額の計算上、これを除外するとの規定はない（措令 39 の 15、39 の 16）。したがって、特定外国子会社等が国内源泉所得を有する場合には、これを含めたところでその特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額を基礎として、適用対象金額及び課税対象金額が計算され、この国内源泉所得に課された所得税及び法人税等については、外国税額控除の仕組みを通じて二重課税の排除を行うことになる（措法 66 の 7、措通 66 の 6-20）⁽⁴⁰⁾。

第 1 節の⑤の事案における特定外国子会社等は、ケイマンに本店を有するものの、ケイマンの本店には実態はなく、我が国に有する支店を通じて我が国でのみ事業を行い、その事業から生じる国内源泉所得について我が国の法人税等が課されていたものであるが、ケイマンのように、法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店を有する外国関係会社が、第三国・地域又は我が国で課された所得に対する租税の額を有する場合には、それらを含めた上で、特定外国子会社等の判定をすべきか、すなわち、第三国・地域及び我が国で課された租税の額を含めた場合に一定

(40) 平成 25 年度税制改正前は、その所得に対して外国法人税を課さない国・地域に本店を有する特定外国子会社等に係る合算金額の全額（内国法人の平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については、6 分の 5 相当額）を国外所得には含めないこととされていたが（旧措令 39 条の 18 第 9 項、平成 23 年 12 月改正措令附則 12 条）、同改正により、他の国で課税されるものがある場合には、その全額を国外所得に含めることとされた（平成 25 年政令 114 号による改正後の措令 39 条の 18 第 9 項、国税庁「平成 25 年税制改正の解説」727～729 頁）。

の税負担を有していれば、特定外国子会社等に該当せず、そもそも制度の対象とすべきではないかが問題となる。

また、特定外国子会社等に該当することとなる場合に、適用対象金額の計算上、我が国の所得税又は法人税等が課されている国内源泉所得の金額をそもそも除外すべきか否かが問題となる。

この点に関し、中里教授は、特定外国子会社等が我が国の支店等を通じて得た国内源泉所得について、その支店等の所得として我が国で法人税等が課される場合に、その国内源泉所得が、内国法人において、その特定子会社等の所得として合算課税の対象となると、国内的二重課税が発生するが、租税回避があった場合に課税する制度を用いて、租税回避ではない場合に国内的二重課税をあえて惹起してまで課税する必要はないとの見解を示されている⁽⁴¹⁾。

2 その他の意見

(1) 識者の意見

上記1に示した意見のほか、例えば、錦織弁護士及び藤谷准教授は、外国子会社配当益金不算入制度が導入された平成21年度税制改正及び外国子会社合算税制に関する大きな変更を行った平成22年度税制改正において、外国子会社配当益金不算入制度との関係における外国子会社合算税制の位置付けの変化について立案担当者から積極的な説明はなされておらず、課税繰延が問題でないとすれば何が「租税回避」なのか、必ずしも明確とは言えないため、外国子会社合算税制が対処しようとする「租税回避」の意義や射程を明確にしておく必要があるとの見解⁽⁴²⁾、また、外国子会社合算税制は、外国子会社配当益金不算入制度が導入された今日にあっては、我が国の課税ベースを守るための国際課税制度上、移転価格税制のような

(41) 中里・前掲注(27) 30頁、中里実「国際的租税回避否認規定によりもたらされる国内的二重課税」社団法人日本租税研究協会第62回租税研究大会記録2010『税制改革の課題と国際課税の潮流』103頁（日本租税研究協会、2010）。

(42) 錦織康高=藤谷武史「CFC税制と『国際競争力』」中里ほか・前掲注(27) 191頁。

中核的位置を有していないことは明らかであり、その位置づけそのものが曖昧になってきているとの見解を示されている⁽⁴³⁾。

(2) 業界団体等の意見

上記1及び上記(1)で示した識者の意見のほか、公益社団法人日本租税研究協会、日本公認会計士協会、経済産業省といった業界団体、関係省庁等からも、毎年の税制改正意見のみならず、制度のあり方に関する問題、そのような問題を背景とした個別規定の取扱いに関する問題など、様々な報告、提言等が、特にこの数年、数多く行われている。

そこで示されている制度のあり方に関する主な意見として、例えば、要旨次のようなものがある。

イ 所得別管理方式とエンティティ方式のそれぞれメリット・デメリットを踏まえて、所得別管理方式への完全移行の是非については中長期的課題と位置付け、課税対象とすべき所得の範囲、所得別管理に伴う弊害防止、事務負担の軽減等について更に議論を尽くす必要がある。また、制度の趣旨に鑑み、現行の適用除外基準を企業実態に合わせて見直す必要がある。⁽⁴⁴⁾

ロ 企業活動の国際化の進展と国際税務を巡る諸制度の改正の中で新たな位置付けが求められており、今後とも諸外国との制度の調和を考えていくことが不可欠である。今後の具体的方向性について、制度本来の趣旨と企業活動の活発化という、難しいバランスを考慮しつつ、諸外国でのこれまでの制度設計の動向や執行の実務を見ながら制度のあり方を検討していく必要がある。⁽⁴⁵⁾

ハ 本来の政策目的と異なる効果（課税）を生じさせるようであれば、本

(43) 錦織=藤谷・前掲注(42) 201頁。

(44) 国際課税研究会「国際課税制度の主要論点について～中間的な議論の整理～」5頁（事務局：経済産業省貿易経済協力局貿易振興課，2009）。

(45) 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課「平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業（国際租税問題に関する調査（タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて）調査報告書」61頁（委託先：税理士法人プライスウォーターハウスクーパース，2013）。

来の制度趣旨に立ち返り、本来の政策目的が実現できるように法令改正を行うべきである。現行法令上、「租税回避」が明確に定義されていないことは事実であるが、昨今の課税の状況は、明らかに租税回避とは言い難いものに対しても課税が行われている例があり、明らかに租税回避と認定できる場合にのみ適用されるべきである。租税政策の観点からは、健全な企業活動を阻害しないことが最も重要なことであり、日本経済全体の観点からも、健全な制度となるよう見直す必要がある。⁽⁴⁶⁾

(46) 租税調査会研究報告第 21 号「タックスヘイブン対策税制から外国子会社合算税制へー問題点の分析と提言ー」8 頁（日本公認会計士協会、2011）。

第2章 現行の外国子会社合算税制の 基本的考え方

前章では、裁判例及び識者等の意見を整理することで、外国子会社合算税制を巡る国内の議論の状況について、制度のあり方に関するものを確認した。

外国子会社合算税制の趣旨目的が「租税回避」の防止であることに異論は見られないと思われるものの、個別の課税処分、外国子会社配当益金不算入制度の導入等に関連して、外国子会社合算税制により我が国として防止すべき「租税回避」とは具体的に何かが問われていると言える。

そこで、本章では、現行の外国子会社合算税制について、現行制度の概要、これまでの改正の状況及び基本的考え方について確認しておきたい。

第1節 現行制度の概要

我が国の外国子会社合算税制は、いわゆる事業体アプローチ（エンティティ・アプローチ）を基本としていることに最も特徴があると言える。平成22年度税制改正により、特定外国子会社等が適用除外基準（下記4参照）を満たす場合でも、一定の資産性所得については合算課税が行われるようになり、いわゆる所得アプローチ（インカム・アプローチ）の要素を部分的に取り入れた形となったことから、現行の制度は、事業体アプローチを基本としつつ、所得アプローチを一部取り入れたハイブリッド型の制度であると位置付けられる⁽⁴⁷⁾。

このような特徴を踏まえた上で、現行の外国子会社合算税制の概要を確認しておきたい。

1 外国関係会社の判定

ある外国法人が、内国法人に係る「外国関係会社」に該当するか否かを判

(47) 中里実ほか編『租税法概説〔第2版〕』326頁〔伊藤剛志〕（有斐閣、2015）。

定する。この判定は、その外国法人が発行する株式の保有割合⁽⁴⁸⁾に基づき行われる。

具体的には、「外国関係会社」とは、外国法人で、その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する直接及び間接保有の株式の数の合計数又は合計額の占める割合^(イ)が50%を超えるものとされている（措法66の6②一）。「特殊関係非居住者」とは、居住者の親族、内国法人の役員等、居住者又は内国法人と一定の特殊の関係のある非居住者をいう（措法66の6②一、措令39の14③）。

また、外国法人が議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下1及び2において同じ。）の数が一個でない株式又は請求権の内容が異なる株式を発行している場合には、^(イ)の割合と当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合^(ロ)又は当該外国法人の株式の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうち居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合^(ハ)のいずれか高い割合（外国法人がこれらの株式をいずれも発行している場合には、^(イ)から^(ハ)までの各割合のうち最も高い割合）によって判定される（措法66の6②一イ～ハ）。

2 外国関係会社の株主である内国法人のうち適用対象となるものの判定

外国関係会社の株主である内国法人のうち次の(1)又は(2)の内国法人に該当するものが、当該外国関係会社が、下記3から5までにより、特定外国子会社等に該当しない場合、適用除外とならない場合又は一定の資産性所得を有しない場合を除き、下記6の課税対象金額又は部分課税対象金額について、下記7の方法により合算課税を受けることとなる（措法66の6①④）。

(48) 株式の数又は出資金額の割合によるが、本稿においては、便宜上、株式のみについて記載する。

- (1) その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式の数の当該外国関係会社の発行済株式(当該外国関係会社が有する自己の株式を除く。)の総数のうちに占める割合(イ)が10%以上である内国法人
- (2) (イ)の割合が10%以上である一と同族株主グループに属する内国法人(上記(1)の内国法人を除く。)

外国関係会社が議決権の数が一個でない株式又は請求権の内容が異なる株式を発行している場合には、(イ)の割合とその有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合(ロ)又はその有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の当該外国関係会社の株式の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合(ハ)のいずれか高い割合(外国関係会社がこれらの株式をいずれも発行している場合には、(イ)から(ハ)までの各割合のうち最も高い割合)によって判定される(措法66の6①ーイ～ハ)。

3 特定外国子会社等の判定

上記1の外国関係会社について、軽課税国の居住法人であるか否かを判定する。具体的には、「特定外国子会社等」とは、上記2の内国法人に係る上記1の外国関係会社のうち、次の外国関係会社に該当するものをいう(措法66の6①、措令39の14①②)。

- (1) 法人の所得に対して課される税が存在しない国・地域に本店⁽⁴⁹⁾を有する外国関係会社
- (2) その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の20%未満⁽⁵⁰⁾である外国関係会社

(49) 本稿においては、便宜上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律48号)4条、独立行政法人法(平成15年法律118号)10条等の規定に係る「主たる事務所」を省略し、本店のみについて記載する。

(50) 平成27年度税制改正により、「20%以下」が「20%未満」に改正された(平成27年政令148号による改正後の措令39条の14第1項2号、財務省「平成27年度税

上記(2)の「20%未満」が、いわゆるトリガー税率と呼ばれるものである。また、上記(1)のとおり、ケイマン等のいわゆる無税国に本店を有する外国関係会社については、その本店所在地国以外の国・地域における税負担が上記(2)のトリガー税率を上回るものであったとしても、特定外国子会社等に該当することとなる。

上記(2)の所得の金額は、外国関係会社の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額に係るその外国法人税の課税標準に含まれないこととされる金額の加算等の一定の調整を行った金額とされる（措令 39 の 14②一）。

また、上記(2)の租税の額は、その本店所在地国又はその本店所在地国以外の国・地域で課される外国法人税の額及び租税条約の規定によりその本店所在地国で当該外国関係会社が納付したものとみなされる外国法人税の額の合計額とされる（措令 39 の 14②二）。

4 適用除外の判定

上記 2 の内国法人に係る上記 3 の特定外国子会社等が、次の(1)から(4)までの各基準をすべて満たす場合には、当該特定外国子会社等のその満たす事業年度に係る適用対象金額については、当該内国法人に対する下記 7 の合算課税は行われない（措法 66 の 6③、措令 39 の 17）。ただし、その場合でも、下記 5 の一定の資産性所得を有するときは、下記 6(2)の部分課税対象金額について、下記 7 の方法により合算課税を受けることとなる（措法 66 の 6④）。

(1) 事業基準

次のいずれかのこと（特定事業）を主たる事業とするものではないこと。

イ 株式等又は債券の保有

ロ 工業所有権等の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）又は著作

権（著作権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供
ハ 船舶又は航空機の貸付け

ただし、上記イの株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する一定の業務（統括業務）を行う場合における当該他の法人として一定のもの（被統括会社）の株式等の保有を行う一定の特定外国子会社等（事業持株会社）については、この事業基準の判定から除かれ、次の(2)から(4)までの各基準をすべて満たす場合には、適用除外となる。

(2) 実体基準

その本店所在地国にその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場等の固定施設を有すること。

(3) 管理支配基準

その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

(4) 関連者基準又は所在地国基準

各事業年度に行う主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務）の次のイ又はロの区分に応じてそれぞれイ又はロの場合に該当すること。

イ 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業

その事業を主として上記2の内国法人等の一定の者（関連者）以外の者との間で行っている場合として一定の場合【関連者基準】

ロ 上記イの事業以外の事業

その事業を主として本店所在地国で行っている場合として一定の場合【所在地国基準】

5 資産性所得の有無の判定

上記2の内国法人に係る上記3の特定外国子会社等が、上記4(1)から(4)までの各基準（適用除外基準）をすべて満たす場合でも、次の所得の金額（それぞれ、これらの金額を得るために直接要した費用等の一定の金額を控除した残額）を有するときは、下記6(2)の部分課税対象金額について、下記7の方法により合算課税を受けることになる（措法66の6④）。

- (1) 剰余金の配当等（当該特定外国子会社等の持株割合が、当該配当等の効力発生日時点で10%未満である場合に限る。）
- (2) 債券の利子
- (3) 債券の償還差益
- (4) 株式等の譲渡益（当該特定外国子会社等の持株割合が、当該譲渡の直前時点で10%未満である株式の一定の有価証券市場での譲渡又は金融商品取引業者への売委託による譲渡に限る。）
- (5) 債券の譲渡益
- (6) 特許権等の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る使用料等の一定のものを除く。）
- (7) 船舶又は航空機の賃貸料

ただし、上記(1)から(5)までの所得の金額には、当該特定外国子会社等が行う事業（上記4(1)の特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものは含まれない（措法66の6④）。

また、次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る下記6(2)の部分適用対象金額については、当該内国法人に対する下記7の合算課税は行われぬ（措法66の6⑤）。

- イ 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額（これらの金額を得るために直接要した費用等の一定の金額を控除する前の上記(1)から(7)までの所得の金額の合計額）が1千万円以下であること。
- ロ 各事業年度の決算に基づく所得の金額相当額に占める当該各事業年度の部分適用対象金額の占める割合が5%以下であること。

6 課税対象金額又は部分課税対象金額の計算

(1) 課税対象金額の計算

上記4の適用除外とならない特定外国子会社等に係る課税対象金額は、次のとおり計算する（措法66の6①、②二、措令39の15、39の16）。

イ 当該特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、我が国法人税法等の一定の規定の例に準じて計算した金額又はその本店所在地国の法令の規定による所得の金額に我が国法人税法等の一定の規定の例によるものとした場合等の一定の金額を加減算した金額（基準所得金額）を算出する。

ロ 上記イの基準所得金額を基礎として、当該事業年度開始の前日7年以内に開始した各事業年度の欠損の金額等に関する調整を加えた金額（適用対象金額）を算出する。

ハ 上記ロの適用対象金額を上記2の内国法人の当該特定外国子会社等に係る持株割合等により按分した金額（課税所得金額）を算出する。

(2) 部分課税対象金額の計算

上記5(1)から(7)までの所得の金額（特定所得の金額）の合計額（部分適用対象金額）を上記2の内国法人の当該特定外国子会社等に係る持株割合等により按分した金額（部分課税所得金額）を算出する。

7 合算課税の方法

上記6(1)の課税所得金額又は上記6(2)の部分課税所得金額は、上記2の内国法人の収益の額とみなして、これらの金額に係る当該特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の益金の額に算入される（措法66の6①④）。

第2節 これまでの主な改正

外国子会社合算税制は、昭和53年税制改正⁽⁵¹⁾において、我が国経済の国際化が進み、タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例が見受けられるようになってきたことを背景に、このような事例に対処するための措置として導入されたものであり⁽⁵²⁾、その後、次頁の表2のとおりでの主な改正を経て、現在に至っている。

第3節 制度の基本的な考え方

タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例に対処するための措置として外国子会社合算税制を導入するに当たり、税制調査会の「昭和53年度の税制改正に関する答申」では、次のことを基本的な考え方として所要の立法措置を講ずることが適当であるとの提言がされている⁽⁵³⁾。

- 「(イ) いわゆるタックスヘイブンに所在する海外子会社等に留保された所得のうち、その持分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税することとする。
- (ロ) いわゆるタックスヘイブンとしては、法人税が全くないか若しくは我が国法人税に比しその実効税率が著しく低い国又は国外源泉所得を非課税としている国等を対象とする。
- (ハ) その所得が合算課税の対象となる海外子会社等の範囲については、内国法人又は居住者が全体として発行済株式総数(出資金額)の50%を超える株式(出資)を直接又は間接に保有する海外子会社等とする。ただし、税負担の不当な軽減を防止するという制度本来の趣旨にかんがみ、少額の持分を保有するに過ぎない株主は合算課税の対象外とする。

(51) 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和53年法律11号)1条の規定による租税特別措置法の一部改正。

(52) 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』81～83頁(清文社, 1979)。

(53) 昭和52年12月税制調査会「昭和53年度の税制改正に関する答申」6～7頁。

【表2】

改正年度	主な改正事項 (●：制度強化に関するもの、○：制度緩和に関するもの)
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ●軽課税国指定制度（ブラックリスト方式）の廃止 ●内国法人等の株式保有要件の引下げ（10%以上→5%以上） ●外国関係会社の判定における無議決権株式に係る要件の整備
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ●外国関係会社の判定等における利益配当等の請求権のない株式に係る要件の整備
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ○特定外国子会社等の欠損金の繰越期間の延長（5年→7年） ○所在地国基準又は関連者基準のみを満たさないことにより適用除外とならない場合に合算対象金額から人件費の10%相当額を控除する制度の創設
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ●外国関係会社の判定における議決権の異なる株式に係る要件の整備
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> 外国子会社配当益金不参入制度の導入に伴う規定の整備（留保所得の合算から発生所得の合算への変更）
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○特定外国子会社等の判定に係る租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%以下→20%以下） ○内国法人等の株式保有要件の引上げ（5%以上→10%以上） ○適用除外基準における統括会社の特例の創設 ●人件費の10%相当額の控除制度の廃止 ●資産性所得の合算制度の導入
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ○特定外国子会社等の判定に係る租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（20%以下→20%未満） ○適用除外基準における統括会社の特例の見直し（一定の内国法人の被統括会社への追加等）

(二) 正常な海外投資活動を阻害しないため、所在地国において独立企業とし

ての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする。」

このように、外国子会社合算税制は、タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例に対処し、税負担の不当な軽減を防止することを制度本来の趣旨とするものであり、第1章の整理を踏まえ本章の冒頭において述べたとおり、学者等の識者の意見及び業界団体の意見においても、我が国の外国子会社合算税制が「租税回避」の防止のための制度であることについて、異論は見られないと思われる。

他方、「租税回避」の防止のための制度であるとしても、制度導入時の立案担当者による次の説明を見ると、「課税繰延べ」の防止に主眼が置かれているように思われ、対処しようとする「租税回避」として想定しているものが、「課税繰延べ」のみなのか、それ以外の「租税回避」も含むものなのか、含むとしても具体的に何かということは、判然としない。

- ・ 「通常であれば、会社の株式を保有するのは配当を受取るためであり、株主としてはできるだけ多くの配当を得ることに利害をもつので、子会社等が特定の所得を留保してしまう場合には、支配的株主の配当取得以外の意図がそこに働いていると考えざるを得ない。」⁽⁵⁴⁾
- ・ 「株主たる内国法人あるいは居住者に係る課税対象留保金額が、通常であれば当該内国法人あるいは居住者に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付されるべき性質のものであり、株主は子会社等にそうさせるだけの支配力をもっているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいはわずしか行わず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認し得る。」⁽⁵⁵⁾
- ・ 「今回の立法は、我が国の企業が、いわゆるタックス・ヘイブんに子会社を設け、その子会社に所得を留保して我が国の課税を回避することに対処するものといえ」、「その子会社が所得をタックス・ヘイブんに留保しないでこ

(54) 高橋・前掲注(52) 45頁。

(55) 高橋・前掲注(52) 93頁。

れを株主たる我が国の居住者又は内国法人に配当すれば、その配当について我が国で課税が行われるので我が国における租税回避は生じないこととなる。」⁽⁵⁶⁾

これらの説明から察するに、「租税回避」の防止ということが制度の目的であるものの、「租税回避」により一旦は我が国の課税ベースから外れてしまった所得があったとしても、外国に設立された子会社等から株主たる内国法人に配当が行われ、我が国で課税されることとなれば、その「租税回避」の効果は消失することになるのであるから、配当をせず、所得を留保することによる「課税繰延べ」を防止することが、より広い意味での「租税回避」の防止という目的を達成するために必要十分であったものとも考えられる。

このような点に関し、浅妻教授は、「従来日本では、外国子会社合算税制の制度趣旨は課税繰延対策ではなく租税回避対策であるという説明に終わってしまい、課税繰延以外のどのような経済的内実を持つ租税回避への対策なのか、という部分についての説明が不十分であった嫌いがあり」、「元々の立法趣旨は法人税法 11 条の限界を補うというものであったかもしれないが、現実の制度は課税繰延対策の手法を採用して」おり、「課税繰延対策という手法と適用対象とがマッチしていない」との指摘をされているところである⁽⁵⁷⁾。

また、制度導入時は、米国や当時の西独のような、いわゆる「汚い所得 (tainted income)」のみを抽出する緻密な制度とするには時間的に無理があり、関係団体と協議を重ねた上で、執行の簡便性を重視して、所定の要件の下に、「すべての留保所得を合算課税する、という独自の方式」を採用し⁽⁵⁸⁾、「かなり大胆に割り切った税制」、「日本型のシンプルな税制」ということで、「パナマ、リベリア、香港といった代表的なタックス・ヘイブンにある会社のペーパーカンパニーを課税できればとりあえず OK」と考えられていたようである⁽⁵⁹⁾。このようなこ

(56) 高橋・前掲注(52) 173 頁。

(57) 浅妻章如「外国子会社合算税制の存在意義と方向性」21 世紀政策研究所『わが国企業を巡る国際租税制度の現状と今後(中間報告)』46～48 頁 (2010)。

(58) 高橋・前掲注(52) 136 頁。

(59) 小田嶋清治「タックス・ヘイブン対策税制の立法経緯と今後の動向」中里実ほか編

とからしても、当時の説明としては、「課税繰延べ」の防止に主眼を置いたような説明で十分であったのかもしれない。

しかしながら、平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入により、外国子会社からの配当に係る「課税繰延」の防止をすることで「租税回避」の防止という目的を達成することはもはやできなくなったと思われる⁽⁶⁰⁾。

また、企業活動の国際化・多様化・複雑化の進展、更には、第 3 章で整理する BEPS プロジェクトを中心とした国際的な動向を踏まえれば、外国子会社合算税制により防止しなければならない「租税回避」とは何か、その「租税回避」を防止するためには、どのような制度設計が必要になるのかを改めて検討することが喫緊の課題になってきていると言えよう。

著『国際租税訴訟の最前線』253 頁（有斐閣、2010）、中里実ほか「国際租税法の現状と展望」同 402 頁〔小田嶋発言〕。

- (60) 増井良啓教授は、外国子会社配当益金不算入制度が、損金算入配当の取扱いを例に、「テリトリアル型」（相手国での課税の有無を問題にせず日本で免税するという考え方）を容認しており、日本の法人税制の国際的側面は、外国支店の取扱い、外国子会社株式の譲渡損益や外国子会社合算税制といった「全世界型」（内国法人の全世界所得に対して少なくとも日本の法人税率での課税を及ぼすという考え方）との間の微妙な折衷の上に成り立っていると指摘されている（増井良啓「外国子会社配当の益金不算入制度は何のためにあるか」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』203～220 頁（清文社、2012））。なお、BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、平成 27 年度税制改正において、外国子会社配当益金不算入制度の対象から損金算入配当を除くこととされた（後掲注(67)参照）。

第3章 外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る国際的な動向

我が国の外国子会社合算税制に相当する制度（CFC 税制）は、多くの諸外国においても導入されている⁽⁶¹⁾。一方、CFC 税制を持たない国も多い⁽⁶²⁾。

このように、国ごとの CFC 税制の有無及び CFC 税制の差異を利用した国際的租税回避に的確に対処するため、OECD が主導する BEPS プロジェクトにおいて、CFC 税制の強化について議論が進められている。

また、CFC 税制を有する諸外国においては、それぞれの国の CFC 税制に関して、BEPS プロジェクトとの関係は別として、様々な議論又は改正が行われている。

そこで、本章においては、CFC 税制を巡る国際的な動向として、BEPS プロジェクトの概要（第1節）、並びに、CFC 税制を有する諸外国のうち、我が国がよく参照し、我が国としての考え方・制度に影響を与えることが多い米国（第2節）、及び、最近、抜本的な法人税改革を進め、我が国の最近の議論・動向に近似する点もある英国（第3節）の2か国について、それぞれの CFC 税制の概要、変遷・最近の動向及び特徴等を整理する。

(61) 我が国のほか、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イスラエル、イタリア、韓国、リトアニア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国、ベネズエラが CFC 税制を導入している（本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性—OECD の BEPS 対策の始動を中心として—」税大ジャーナル 21 号 45 頁（2013））。

(62) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、コロンビア、キプロス、チェコ、エクアドル、ジブラルタル、ギリシャ、香港、インド、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、モリシャス、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、ウルグアイ、ベトナムは、CFC 税制を有しない（本庄・前掲注(61) 45 頁）。

第1節 CFC 税制に関する国際的な議論 (BEPS 行動計画 3)

1 BEPS プロジェクトの概要

BEPS プロジェクトにおいて、CFC 税制の強化について議論が進められている。

BEPS プロジェクトにおける CFC 税制の強化に関する個別の議論に入る前に、この BEPS プロジェクト全体の概要を確認しておきたい⁽⁶³⁾。

(1) BEPS プロジェクトの背景及び経緯

BEPS プロジェクトは、各国がリーマンショック後の世界的な金融危機に財政支出の拡大で対応したことにより財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用して税負担を軽減している問題が顕在化し、その問題に対応するために、2012年6月、OECD 租税委員会（議長：浅川雅嗣財務省副財務官(当時)）によって立ち上げられたものである。

OECD 租税委員会は、1年間の議論を経て、2013年7月に15項目にわたる BEPS 行動計画⁽⁶⁴⁾を公表するとともに、この BEPS 行動計画は、同月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年9月に開催された G20 サミットに提出され、日本を含む G20 各国から全面的な支持を得た⁽⁶⁵⁾。

BEPS 行動計画の実施に当たっては、OECD 非加盟の G20 メンバー8 国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）が OECD 加盟国と対等の立場で参加しうる

(63) この概要は、主に浅川雅嗣「OECD における BEPS と自動的情報交換への取り組み」租税研究 786 号 77 頁以下（2015）を参考にまとめた。

(64) OECD. (2013). “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting”.

(65) Russia G20. (2013). “G20 LEADERS’ DECLARATION” and “TAX ANNEX TO THE ST. PETERSBURG G20 LEADERS’ DECLARATION”.

OECD/G20BEPS プロジェクトが設けられ、OECD と G20 の合同プロジェクトとして議論が進められている。

OECD は、2014 年 9 月、2015 年 9 月及び同年 12 月の三段階に分けて、国際的に協調して BEPS に有効に対処していくための対応策を勧告する予定であり、2014 年 9 月 16 日に第一弾の報告書を公表した⁽⁶⁶⁾。

第一弾の報告書の勧告のうち、国内法又は租税条約の改正が必要なものについては、各国において順次検討を開始する⁽⁶⁷⁾とともに、残された課題及びその他の行動計画に関連する課題について、引き続き OECD において議論が行われることとされている。

(2) BEPS プロジェクトにおける検討課題（15 項目の行動計画）

2013 年 7 月に公表された BEPS 行動計画の 15 項目及びそれぞれのプロジェクトの期限は、次頁の表 3 のとおりとされている。CFC 税制に関しては、行動計画 3 として、CFC 税制の強化のため、各国が最低限導入すべき国内法の基準についての勧告を 2015 年 9 月までに策定することとされている。

(66) OECD. (2014). “Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Agreements”(Action 2), “Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances”(Action 6), “Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles”(Action 8), “Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting”(Action 13), “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy”(Action 1), “Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties”(Action 15), “Countering Harmful Tax Practices More Effectively; Taking into Account Transparency and Substance”(Action 5) (<http://www.oecd.org/newsroom/oecd-releases-first-beps-recommendations-to-g20-for-international-approach-to-combat-tax-avoidance-by-multinationals.htm>) (平成 27 年 4 月 6 日最終閲覧)。

(67) 例えば、我が国においては、行動計画 2 に関する勧告を踏まえ、平成 27 年度税制改正において、二重非課税を防止するため、外国子会社配当益金不算入制度について、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当（例：オーストラリアの優先株式等）については、支払を受けた内国法人の益金に算入（課税）することとされた（平成 27 年法律 9 号による改正後の法法 23 条の 2 第 2 項 1 号等、財務省・前掲注(50) 617～623 頁）。

【表3】

行動	項 目	期 限
1	電子商取引課税	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	2014年9月
3	CFC 税制の強化	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 ①損金算入制限措置の設計に関する勧告 ②親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインの策定	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗 ①現在の枠組み(透明性、実質的活動等に焦点)に基づく加盟国の優遇税制の審査 ②現在の枠組みに基づく OECD 非加盟国の関与 ③現在の枠組みの改定・追加の検討	2014年9月 2015年9月 2015年12月
6	租税条約濫用の防止	2014年9月
7	恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	2015年9月
8	移転価格税制 (①無形資産) イ 親子会社間等の無形資産の移転で生じる BEPS 防止ルールの策定(移転価格ガイドラインの改訂) ロ 価格付け困難な無形資産の移転に関する特別ルールの策定	2014年9月 2015年9月
9	移転価格税制 (②リスクと資本)	2015年9月
10	移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)	2015年9月
11	BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法の策定	2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討	2014年9月
14	相互協議の効果的実施	2015年9月
15	多国間協定の開発 ①国際法の課題の分析 ②協定案の開発	2014年9月 2015年12月

2 BEPS 行動計画 3 (CFC 税制の強化) に関する公開討議草案の概要

BEPS 行動計画 3(CFC 税制の強化)に関する公開討議草案⁽⁶⁸⁾(以下「BEPS 行動 3 草案」という。)が、2015 (平成 27) 年 4 月 3 日に OECD によって公表された。

ただし、項目の中には、各国の意見がまとまらず、OECD として具体的な勧告案の提示に至らなかったために、現状考え得る選択肢、論点等を提示するに留まっているものもある。

同年 9 月に予定されている勧告の正式発表に向けて、今後、更に議論が深められることになるが、まずは、この BEPS 行動 3 草案の内容を確認しておきたい。

(1) CFC 税制の構成要素

BEPS 行動 3 草案は、CFC 税制を次の 7 つの構成要素(building blocks)に区分し、これらの構成要素ごとに、検討及び勧告の提示を行う形となっている⁽⁶⁹⁾。各構成要素に関する勧告案等の概要については、次の 3 において改めて整理する。なお、本稿に最も関連するのは、ニの対象所得の特定(後述 3(4))である。

- イ CFC の定義
- ロ 閾値等
- ハ 支配の定義
- ニ 対象所得の特定
- ホ 対象所得の計算ルール
- ヘ 対象所得の合算ルール
- ト 二重課税の排除方法

(2) CFC 税制の政策的要素

BEPS 行動 3 草案では、上記(1)の 7 つの構成要素の検討及び勧告案の具

(68) OECD Public Discussion Draft “*BEPS ACTION 3: STRENGTHENING CFC RULES*” 3 April 2015 (<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-beeps-action-3-strengthening-cfc-rules.pdf>) (平成 27 年 4 月 6 日最終閲覧)。

(69) *Id.*, para 2.

体的提示の前に、政策的要素(policy considerations)として、次の7つの項目についての整理・確認が行われている。各項目の主な説明は、それぞれ次のとおりである⁽⁷⁰⁾。

イ CFC 税制の目的

- (イ) 多くの国は、自国又は自国及び他国からの所得移転の防止のために CFC 税制を用いる。
- (ロ) 領域内所得課税主義に重点を置く国は、利益移転の標的を限定しなければならないであろう。
- (ハ) 全世界所得課税主義を採用する国は、利益移転の防止のみならず、長期の課税ベースの浸食（課税繰延べ）の防止を含む、より広範な政策目的を有することになる。

ロ 国外所得に対する課税と競争力の維持との両立

- (イ) CFC 税制の設計に当たっては、国外所得に対する課税と外国子会社の所得に対して課税する制度につきものの競争力の問題とを両立させなければならない。
- (ロ) CFC 税制は、競争力について次の2つの基本的問題を生じる。
 - A 広く適用される CFC 税制を有する国は、CFC 税制を有しない国と比べて、競争上不利な立場になり得、この不利な状況が、企業グループの本店所在地の選択（インバージョンのリスクの増加）や資本構成に歪みを生じさせ得る。
 - B 強力な CFC 税制を有する国の居住者である多国籍企業は、そのような制度を有しない（あるいは、著しく低い税率又は狭い課税ベースに適用される CFC 税制を有する）国の居住者である多国籍企業と比べて、競争上不利な立場になり得る（例えば、それぞれの多国籍企業の外国子会社が同じ国で事業を行っている場合）。
- (ハ) 競争力を維持する方法として、より多くの国が類似の CFC 税制を

(70) *Id.*, paras 6-28.

実行するようにすることがある。

- (二) 欧州司法裁判所の判例法が、EU 域内で適用する CFC 税制に制限を課していることから、行動計画 3 に基づく勧告が、BEPS への対峙に効果的なものとなるよう十分に広く策定される必要がある一方で、EU 加盟国の EU 法遵守に適合可能なものとする必要があり、これは、非 EU 加盟国にも影響を与える。

ハ 租税回避防止と執行上及び遵守上の負担の抑制

- (イ) CFC 税制は、機械的なルールにつきものの抑制された複雑さとより主観的なルールの実効性とを両立させなければならず、この点は、対象所得の特定に関するルールに最も明確に反映される。
- (ロ) 形式的分類のみに基づく所得を合算させる方法は、執行上及び遵守上の負担を抑制する一方、実効性が低くなるので、CFC 税制を有する国は、形式的分類による方法に実質分析を組み合わせることが一般的となっている。
- (ハ) 執行上及び遵守上の負担は、事業体段階での免除措置を講じることで抑制できる。

ニ 予防的措置としての CFC 税制（租税回避による税収減の防止）

CFC 税制は、抑止力として機能するものであり、重大な税収を生じさせるものではない。

ホ 課税ベース離脱(Base-stripping)の範囲

- (イ) CFC 税制による CFC への所得移転の防止は、必ずしも親会社居住地国の課税ベースを守ることのみを意味するものではない。
- (ロ) 国によっては、親会社居住地国の課税ベースの離脱と第三国の課税ベースの離脱（すなわち、外国から外国への離脱）の双方に対処するものもある。
- (ハ) 親会社居住地国の課税ベースの離脱のみに焦点を当てる CFC 税制が BEPS に対して効果的とは言えない理由として、次の 2 つのことがある。

A どの国の課税ベースからの離脱かを特定することは困難であること（例：無国籍所得(stateless income)）。

B 上記 A の特定が可能であったとしても、BEPS 行動計画は、第三国の課税ベースを含むすべての課税ベースの浸食を守ることを目的とすること。

へ 二重課税の排除

CFC 税制に基づく親会社居住地国での課税と CFC 居住地国での課税との二重課税の問題は、軽課税基準(low-tax threshold)を設けることで制限できる。

ト CFC 税制と移転価格税制との関係

(イ) CFC 税制が移転価格税制に対する補強措置(backstops)であると言われるが、それは語弊があり、CFC 税制は、首尾一貫した方法で移転価格税制を補完するものではない。一般的に、移転価格操作から生じる所得を捕捉することが CFC 税制の本質ではないが、そのような効果を時に持ち得る。

(ロ) 移転価格税制と CFC 税制はいずれも、自国の課税ベースの浸食を防止するものと見ることができ、移転価格税制が個々の関連者間取引に着目するものであるのに対し、CFC 税制は、支配を受ける者に様々な取引先との取引から生ずる所得に着目するものである。

(ハ) 他方、効果的な CFC 税制は補強措置として移転価格税制を補完し、この組合せが税務当局に、BEPS に対処するための 2 つの異なる執行手段を与えることに、両制度を有すべき理由がある。

3 各構成要素に関する勧告案等

(1) CFC の定義

イ 勧告案⁽⁷¹⁾

- (イ) 法人のほか、パートナーシップ、信託及び PE（CFC が所有する場合又は親会社居住地で親会社とは別の課税事業体として取り扱われる場合に限る。）に対しても、CFC 税制を適用する。
- (ロ) CFC 居住地国と親会社居住地国とにおいて事業体が異なる取扱いを受けることによって CFC 税制を回避することを防止する修正ハイブリッド・ミスマッチ・ルールを導入する。

ロ 主な説明⁽⁷²⁾

- (イ) PE については、親会社の本店所在地国が PE 所得について免除方式を適用する場合に、CFC 税制が考慮されるべきである。
- (ロ) 具体的には、次の A から C までの要件をすべて満たす場合に適用対象とする案(narrow option)又は次の B 及び C の要件を満たす場合に適用対象とする案(broad option)がある。
 - A 当該支払が課税ベースを浸食すること（例：支払地国で控除、受領地国で非課税又は軽課税の場合）。
 - B 当該支払が CFC 所得に含まれないこと。
 - C 親会社居住地国が支払地国又は受領地国と同様に当該事業体を取り扱ったならば、当該支払が CFC 所得に含まれることになること。

(2) 閾値等

イ 勧告案⁽⁷³⁾

実効税率をベースに、CFC 税制を採用する国の税率よりも有意に低い税率による軽課税基準(low-tax threshold)を導入すべきである。

(71) *Id.*, paras 30-31.

(72) *Id.*, paras 32-41.

(73) *Id.*, para 43.

ロ 主な説明⁽⁷⁴⁾

- (イ) デミニマス基準は、事業体ベースでの適用除外として多くの国で採用され、執行上の負担軽減、対象の絞込みや実効性の面でメリットがある一方、グループ会社間での所得の細分化による潜脱の可能性があるため、仮にこの基準を採用する場合には、細分化防止ルール(**anti-fragmentation rule**)と組み合わせることがベストプラクティスであろう。
- (ロ) 租税回避防止基準（租税回避の意図がある場合にのみ CFC 税制を適用）は、**CFC** 税制の実効性の低下、執行上・遵守上の負担の増加といった問題があり、対象所得が適切に特定される場合には必要ないはずである。
- (ハ) 軽課税基準は、軽課税の便益を受け、利益移転の危険が最も高い法人にのみ適用するものであり、納税者の予測可能性の向上、総体的な執行上の負担軽減といったメリットがある。具体的には、
- A **CFC** の税率をベンチマークと個別比較する方法のほか、ブラックリスト又はホワイトリストを使用する国もある。
- B ベンチマークは、固定税率（例：独 25%）又は親会社居住地国の税率の一定割合（例：英国の税率の 75%）があるが、多くの **CFC** 税制が法定法人税率の 75%を用いていることから、これ以下とすることを勧告する。
- C ベンチマークと比較する税率としては、名目（法定）税率と実効税率があるが、実効税率を増減させる課税ベース等の規定を考慮することでより正確な比較が可能となる実効税率を用いることを勧告する。

実効税率は、**CFC** 居住地国における実際の納付税額が、親会社居住地国のルール又は **IFRS** のような国際的会計基準のいずれかに

(74) *Id.*, paras 44-63.

従って計算した総課税所得金額に占める割合とする。

(3) 支配の定義

イ 勸告案⁽⁷⁵⁾

支配要件には、次の要件が含まれるべきである。

(i) 支配の形態

少なくとも法的支配要件及び経済的支配要件の双方を適用すべきである。事実上の支配要件を含めることも可能である。

(ii) 支配の程度

居住納税者（法人等に限定しない。）が 50%超の持分を有すること。その持分は、関連者の持分と非関連居住者の持分との合計又は協調行動(acting together)であると認められる納税者の持分の合計とする。

間接保有（一連の保有の各段階で保有割合要件を満たす場合）も対象とする。

原則として、対象事業年度末で判定する。

ロ 主な説明⁽⁷⁶⁾

(i) 支配の形態

①法的支配要件及び②経済的支配要件を③事実上の支配要件又は④会計上の統合基準に基づく支配要件により補完することは可能であるが、③又は④（特に③）は、事実の膨大な分析の必要性からの複雑さ、遵守コスト、不確実性の増大又は他の要件との基本的な相違という問題がある。

(ii) 支配の程度

A 協調行動の判定方法としては、①協調行動(acting-in-concert)基準（事実分析による判定）、②関連者基準（関連者持分のみによる判定）、③集中所有基準(concentrated ownership requirement)（一定割合（例：10%）以上の持分を有する者のみ又は少数の株主（例：5者以

(75) *Id.*, para 65.

(76) *Id.*, paras 66-81.

下)で判定)がある。

いずれの基準も、非居住者(親族又は内国法人の役員)の保有持分を考慮することは、制度を複雑にするため、勧告には含めないが、ポリシーにより持分の判定上含めることは可能である。

B 間接保有は、潜脱の可能性を排除するため対象とするが、二重課税の可能性が増大する(下記(7)参照)。

(4) 対象所得の特定

この構成要素が、本稿に最も関連するものである。しかしながら、この構成要素についての OECD としての勧告案は提示されておらず、複数の考え得る選択肢に関する議論が示されているに留まる⁽⁷⁷⁾。これを前提に、この構成要素に関して議論されている論点を確認したい。

イ 基本的論点⁽⁷⁸⁾

(i) 利益移転の問題を生じる所得のみを帰属させる部分算入方式(*more narrowly targeted partial-inclusion system*)を検討する(より広範な政策目的から完全算入方式(*full-inclusion system*)又は広範な部分算入方式(*broad partial-inclusion system*)の採用可)。

(ii) どのアプローチによっても、BEPS 問題を生じる所得を正確に捕捉することが重要である。

(iii) 少なくとも、①配当、②利子その他の金融所得、③保険所得、④販売・役務提供所得、⑤使用料その他の知的財産所得を対象とする。

(iv) 上記の各区分で BEPS 問題が生じる所得を対象とする一方、CFC 居住地国での価値創造活動(*value-creating activity*)から生じる所得は対象としない。

ロ 原則的アプローチ⁽⁷⁹⁾

(i) 部分算入方式の原則的考え方は、可動性の高い所得・受動的所得は、

(77) *Id.*, p.34 (Note for consultation of CHAPTER 5: DEFINITION OF CFC INCOME).

(78) *Id.*, paras 82-85.

(79) *Id.*, paras 86-95.

親会社居住地国又は第三国から CFC 居住地国に移転されやすいため、株主に帰属させるということであり、最低限、利子、使用料及び配当を CFC 所得に含める一方、事業の遂行上稼得された「能動的」所得を CFC 所得の定義から除外することで、この考え方が達成される。

したがって、実際に利益移転を表す可動性の高い所得を帰属させる一方、CFC による能動的事業から生ずる所得を帰属させないよう、如何に CFC 所得を定義するかが、CFC 税制の基本的問題であり、その定義の方法として、次の 2 つが考えられる。

A 形式基準分析(form-based analysis)

- ・ 形式的な区分に基づく CFC 所得の分類。
- ・ 配当、利子及び使用料を CFC 所得に含める一方、その性質によって事業の遂行により関連する販売、役務提供その他の所得を除外。
- ・ CFC が稼得する所得が当該 CFC の居住地国における事業から生ずる場合に当該所得を CFC 所得と取り扱うことは、当該 CFC の競争力を減退させかねないという考え方。
- ・ 実際の事業活動から生じない所得のみを帰属させることにより、CFC 税制が非居住子会社に対する利益の移転の誘因の減殺とその居住地国で実際の事業活動を営む子会社の競争力の維持とを両立させることが可能。
- ・ 純粹な形式基準分析は、現代のビジネス環境において稼得される所得を正確に帰属させない。
- ・ この機械的アプローチは、執行・遵守コストの軽減という便益を有するものの、容易に操作され得るものであり、BEPS から生じる所得のすべてを帰属させない。
- ・ 利子、配当及び使用料のみを帰属させることは、例えば、知的財産(IP)の使用から稼得される所得で法的には販売所得と取り扱われるものが CFC 課税を逃れることになるということを意味し、

デジタル経済において増幅する問題である。

- ・ 利子、配当及び使用料のみを帰属させることは、これらの区分に該当する所得で実際に能動的事業活動から生じたもの(例えば、能動的金融事業から稼得される所得)が、BEPSの問題を生じない場合であっても、対象となることを意味する。

B 実質分析(substance analysis)

- ・ 純粋な形式基準分析の欠点を踏まえ、CFCが自ら行う実質的活動から生じた所得であるかどうかを見ようというもの。
- ・ 形式基準分析に代わって、又はこれと併せて適用され得るが、他の更に機械的なルールと併せて適用され、単独のルールではないことが多い。
- ・ CFC税制が複雑さを増すが、移転された所得を正確に認定し、その金額を算定することが必要。
- ・ EU加盟国間で適用するCFC税制においては特に必要(真の経済活動から生じる所得を対象としないことができるため)。
- ・ 採り得る3つの方法

a 実質貢献分析(substantial contribution analysis)

- (a) 事実・状況に基づき、CFCの従業員が、当該CFCによって稼得された所得に対して実質的な貢献を行ったか否かを認定する閾値テスト。
- (b) CFCが一定水準の事業活動を示した場合には、当該CFCのすべての所得が対象とされない。

b 存続可能独立事業体分析(viable independent entity analysis)

- (a) グループ内における各事業体のすべての重要な機能に基づき、CFCが、これらの事業体为非関連者であるとした場合に特定の資産の保有又は特定にリスクの引受けを概ねすることになるであろう事業体であるか否かを認定するもの。

- (b) CFC が資産の保有又はリスクの引受けを行わない場合には、その資産又はリスクから生じる利益は CFC 所得に該当する。
 - (c) IP 所得を受領する CFC の場合には、無形資産の開発、増価、維持、保護及び活用を管理及び支配するためのグループのすべての活動を検討。
 - (d) CFC によって行われなければならない活動又は関連者によって行われてはならない活動に係る閾値は設けない。
 - (e) 事業体と非関連者であったとしたならば資産及びリスクの配分がどのようにされることになるかということとの間の活動のバランスにより判断。
- c 従業員・施設分析(employees and establishment analysis)
- (a) CFC 所得の獲得に必要な活動が CFC 居住地国に所在するか否かをより機械的に決定する方法。
 - (b) 現行の CFC 税制は、①CFC が実際に所得を得るために必要な施設を CFC 居住地国に有するか否か、②CFC がその中核的機能の大部分を行うために必要な数の必須のスキルを持った従業員を CFC 居住地国に有するか否か、により判定。
 - (c) 現行のアイデアに立脚するもので、存続可能独立事業体分析のような、事実集約度のより高いテスト(more fact-intensive test)の複雑さを一部取り除き得る。
 - (d) 存続可能独立事業体分析との主な相違点は、次の 2 つ。
 - i 従業員・施設分析は、CFC がその中核となる事業上の機能を外部委託し、価値創造活動の一部が実際には他の場所で行われる場合に CFC 課税が行われる。CFC は、価値創造活動の管理・監督のために必要な従業員及び施設だけではなく、実際の所得を得るために必要な従業員及び施設を保有しなければならない。相応性テストとしてできえ、中

核機能が外部委託される場合には適用されることになるため、より多くの CFC に適用され得る。これに対し、存続可能独立事業体分析は、実際の活動よりも、管理及び監督により着目する場合には、より大きな程度の外部委託を許容する。

- ii 従業員・施設分析は、リスク又は資産の所有の分析を要しない。IP 所得の場合には、研究開発その他の価値創造活動を行うために必要な熟練された従業員を有すること及び当該 IP の開発に必要な研究施設その他の事業施設を有することが示されなければならない。IP 資産を認識すること、当該資産の所有を確立すること又はリスクを管理若しくは支配したことを示すことは必要とされない。より複雑な機能分析と比較して、事実に基づくものの、より機械的なアプローチとしての役割を果たす。

- (ii) 存続可能独立事業体分析及び従業員・施設分析は、閾値テスト又は相応性テストとして適用され得る。閾値テストの場合、オール・オア・ナッシングの結果となる。相応性テストの場合には、CFC の所得を得るために実際に行われなければならない実質及び活動を認定した上で、それと当該 CFC の実質及び活動とを比較することになるが、執行上の複雑さ及び遵守コストを増大させるものの、BEPS により生じた所得のみを帰属させることができる。相応性テストによる場合、CFC 税制の適用除外に見合う形式及び程度の活動のみが CFC に配置されることがないようにすべき。相応性テストによる場合、真の経済活動から生じていない所得のみが CFC 税制の対象となるため、EU 法により適合しやすくなる。

(イ) 3つの方法の長所及び短所

方法	長所	短所
a 実質貢献分析	多くのタイプの所得を正確に帰属させる。	<ul style="list-style-type: none"> IP 所得を正確に帰属させられない。 閾値が「無力化 (swamping)」（CFCがCFC税制の適用を避けるために最低限の水準の実質的活動を行う場合）を許すほど低くなり得る。
b 存続可能独立事業体分析	<ul style="list-style-type: none"> 総体的な執行上の複雑さ及び遵守コストの軽減（TP税制の適用で経験済） TPの複雑さの一つを削減（CFCが実際に獲得しなかった所得の配賦先の決定不要） 	事実集約分析を必要とし、執行上の複雑さ及び遵守コストを増大させ、不確実性を招く（ただし、適切に対象を定めた事業体レベルの適用除外により最小化は可能）。
c 従業員・施設分析	<ul style="list-style-type: none"> bよりも事実集約度が低く、潜在的にはより機械的 aよりも大きな活動を必要とするため、bと比べて執行上の複雑さ及び遵守コストを軽減、aと比べて無力化を軽減（ただし、閾値テストの場合は、無力化を防ぐに十分な高い水準の閾値が設定される場合に限る。） 相応性テストの場合、過少合算及び過大合算のリスクは低減 	<p>イ 閾値テストの場合、閾値が適度に高めに設定されると、CFCが実質的に事業活動を行っている場合でも、課税対象となるリスクあり。</p> <p>ロ 相応性テストの場合、CFCの従業員・施設と全所得を獲得するために必要な従業員・施設との比較は実行困難。</p>

(二) 形式基準分析及び実質分析の適用と連動した可動性の高い所得認定の観点

A 誰から得られたか。

- ・ 関連者から得られた所得は、そのような状況で移転が起りやすいという理由から、対象とされることが多い。
- ・ 関連者への販売から生じる所得及び元々関連者から購入した財の販売から生じる所得をいずれも含む非常に広範な関連者テストを適用する国もある。
- ・ 関連者と協同して開発された財（例：関連者とともに、又は関連者との費用分担取決めの一部として、開発された知的財産）から生ずる所得を対象とすることもある。

B どこで得られたか。

- ・ 課税ベース分離対抗ルール(anti-base-stripping rule)又は源泉地国ルール(source country rule)のいずれかの形式。
- ・ CFC 居住地で提供された販売又は役務から得られた所得は利益移転の問題が起りにくく、他の地域で生じた所得はそのような問題が起りやすいというのが基本的考え。
- ・ 課税ベース分離対抗ルールでは、親会社居住地に所在する関連者若しくは非関連者に対する販売又は親会社居住地で行われた役務若しくは投資により得られた所得が対象となる。
- ・ ①親会社居住地の課税ベースから分離された所得のみを対象とすべきか、②第三国の課税ベースから分離された所得も対象とすべきか。
- ・ ①について、親会社居住地で得られた又は得られたであろう所得をどのように認定するかの問題及び操作の機会創出の可能性。
- ・ ②について、操作はより難しくなる一方、CFC が行った活動から真に得られた所得まで対象となる可能性（例えば、従前親会社居住地に顧客を持っていた外国法人が、M&A の結果 CFC と

なった場合に起こり得る。)

- ・ すなわち、①又は②のいずれでも過大合算になり得、②の場合により起こりやすくなる。
- ・ 源泉地国ルールは、可動性の高い所得でも CFC 居住地国で得られたものは対象外とするもの。
- ・ CFC 居住地国で得られた所得かどうかをどのように判定するかが問題。

ハ BEPS 問題を生じる所得を正確に帰属させる方法⁽⁸⁰⁾

(イ) 基本的考え方

- ・ 次の(ロ)の 5 つの所得を正確に帰属させるべき。
- ・ 資産が CFC 居住地国外に所在する場合又は関連者から得られる場合の賃貸料及びリース料等の所得を CFC 所得に含めることも可。

(ロ) 各所得の検討

A 配当

- ・ 最も正確に帰属させるために、まず受動的所得とする。その上で、次の 2 つの場合には、能動的所得として対象外とする。
 - a 能動的所得から (又は関連者によって能動的所得から) 支払われる場合
 - b CFC が証券取引業に能動的に従事する場合
- ・ CFC に配当を支払う法人が能動的な事業活動に従事するものであることを確保するため、一定程度の実質分析が必要となる。
- ・ 配当免税採用国は、親会社が稼得したならば親会社居住地国で免税となる配当についてのみ免税を適用する方法によることも可。

B 利子その他の金融所得

- ・ 移転しやすく、親会社の過大借入及び CFC の過大資本につな

(80) *Id.*, paras 96-110.

がるため、まず受動的所得とする。その上で、CFCが金融業に能動的に従事し、かつ、過大資本ではない場合に対象外とする。

- ・ CFC が金融所得を得るために必要な活動に実際に従事するものであることを認定するため、実質分析のいずれかの適用が必要となる。CFC が過大資本であるかどうかを認定する一定の方法も必要となる。

C 保険所得

次の4つの要素の一又は複数に焦点を当てる。

- (A) 関連者から（直接又は間接に）得られるものか。（より限定的にする場合には、かつ、当該関連者が CFC へ支払う保険料を損金算入することができるか。）
- (B) 保険契約の当事者又は保険が付されたりリスクが CFC 居住地国外に所在するか。
- (C) CFC が独自に当該リスクの引受け及び管理を行うに十分な実体を有するか。
- (D) CFC が過大資本であるか。

D 販売・役務提供所得

- (A) 一般的には能動的所得であるが、デジタル経済、特に次の2つの場合には、問題が増幅される。
 - a invoicing companies（関連者から購入した財及び役務にほとんど又は全く価値を付加せずにそれらを販売及び提供して所得を得る場合）
 - b IP 所得（CFC に移転された IP で、当該 CFC がほとんど又は全く価値を付加しなかったものから生じる所得が、販売又は役務提供所得に再分類される場合）
- (B) 次の場合に限り、能動的な販売及び役務提供所得と取り扱う。
 - a 関連者から得られたものでないこと、かつ、
 - b 当該 CFC が、当該財の製造又は当該役務の提供に必要な実体

を有すること。

(C) 上記(B)a の関連者（所得）の定義は、少なくとも次の 3 つが考えられる。

- a 関連者から得られた販売又は役務提供所得のみ
- b 上記 a の所得及び関連者から購入した財の販売から生じる所得、又は
- c 上記 a 及び b の所得並びに関連者と協同して開発された財から生じる所得

(D) 販売及び役務提供所得と IP 所得との区分に関するルールが必要だが、CFC 税制上最も難しい問題の一つ。CFC が当該所得を得るために必要な実質的活動（当該 IP の開発を含む。）に従事していない限り、すべての販売及び役務提供所得を受動的所得と取り扱うこともあり得る。非常に広範なアプローチだが、現行の CFC 税制が直面する主要な課題に対処し、IP 所得を販売及び役務提供所得と取り扱うことによる CFC 課税の回避を納税者に許さないものとなる。

E 使用料その他の知的財産所得

- ・ デジタル財・サービスから生じる所得は、別の所得分類ではなく、むしろ IP 所得の一部である。
- ・ CFC 税制における IP 所得に関する少なくとも 4 つの課題は、次のとおりである。
 - a IP 所得の偽装の相当程度の容易さ
 - b IP 所得の原因となる IP 資産の高い可動性
 - c IP 資産の評価の困難さ
 - d IP 資産から直接得られる所得と関連する役務又は製品から得られる所得との区分の困難さ
- ・ 販売・役務提供所得及び IP 所得に対し、販売所得、役務提供所得、使用料その他の IP 所得のすべてを、CFC が当該所得を得る

ために必要な実質的活動に従事していた場合を除き、受動的所得と取り扱うという単一のルールを適用することで、CFC 税制はより効果的なものとなり得る。

ニ 考え得るアプローチ ⁽⁸¹⁾

次の (イ) 又は (ロ) のアプローチが考えられるが、例えば、IP 所得には (ロ) を適用し、他の所得には (イ) を適用するというように、(イ) と (ロ) の組合せも可能である。

(イ) 所得分類アプローチ (categorical approach)

A ルール

配当、利子等の所得の区分に応じて、次のとおり、それぞれ次のルールを適用する。

(A) 配当所得

原則として、受動的所得 (=対象) と取り扱い、次の配当は対象外とする。

- a 能動的所得を生み出す能動的事業に従事する法人から受領する配当 (当該法人が能動的所得及び受動的所得のいずれも有する場合には、当該法人の全所得に占める能動的所得の割合に対応する部分に限る。)
- b 証券業に能動的に従事する CFC 自身が受領する配当
- c 配当所得が原則免税である場合には、親会社が受領したとしたならば免税となる配当

(B) 利子その他の金融所得

原則として、受動的所得 (=対象) と取り扱い、CFC がその所得を得るために必要な実体を有し、かつ、過大資本でない場合の利子は対象外とする。

(C) 保険所得

(81) *Id.*, paras 111-125.

原則として、能動的所得（＝対象外）と取り扱い、次の所得は対象とする（CFC が過大資本である場合又は CFC が独自に当該リスクの引受け及び管理を行うに十分な実体を有しない場合に限る。）。

- a 関連者との契約又は証書から生じる保険所得
- b 保険契約又は付保されたリスクの相手方が CFC 居住地国外に所在する場合の保険所得

(D) 販売、役務提供、使用料及び IP 所得

原則として、受動的所得（＝対象）と取り扱い、CFC がその所得を得るために必要な実体を有する場合の所得は対象外とする。

B 長所・短所

(A) 長所

- a 各区分の所得を正確に取り扱うよう、各国が自国の制度を組み立てることが可能（既に CFC 税制を有する国にとっては、特定の区分の所得のみに適用する改正を織り込むことにより制度の修正が容易）。
- b 販売・役務提供所得と IP 所得との区分を要しないため、上記ハの方法で正確な帰属が可能。

(B) 短所

- a 対象か否かの判定のため、納税者及び国による所得の分類が必要（販売・役務提供所得と IP 所得とを組み合わせれば、この短所は相当低減するが、より大きな範囲の事業活動が CFC 税制の適用対象となる。）。
- b 効果的な実質分析の設計及び執行が必要（上記ロのとおり実質分析の効果及び執行・遵守負担は区々であるため、各国がどのような実質分析を採用するかによる。）。

C 形式基準分析と実質分析を組み合わせる伝統的な CFC 税制における 2 段階アプローチによる方法

- (A) 第1段階：各所得を次のような形式的区分に分類（賃貸料等の更なる区分の設定可）

受動的所得（第1段階で対象）
(a) 受動的所得からの配当
(b) 販売・役務提供所得
(c) 使用料その他の IP 又はデジタル財・サービスからの所得
(d) 利子所得
(e) 次の保険所得 <ul style="list-style-type: none"> (i) 関連者から得られるもの (ii) 保険契約又は付保されたリスクの相手方が CFC 居住地国外に所在する場合のもの
能動的所得（第1段階で除外）
(f) 能動的所得からの配当
(g) 受動的所得に区分される上記(e)の保険所得以外の保険所得

- (B) 第2段階：実質分析の適用（明らかに受動的所得に該当し、実質分析による証明が必要ない所得の特定のタイプが明らかにされる場合には適用不要）
- (C) 2段階アプローチの適用結果（上記Aの結果と同様）
- a 受動的所得は、実質分析基準（上記ロの3つの方法のうちの1つ）を満たす場合を除き、CFC 所得に含まれる。
 - b 能動的所得は、実質分析基準を満たさない場合（配当所得へ適用する場合を除く。）を除き、CFC 所得から除外される。
- (D) 超過利益アプローチ(excess profits approach)
- A 基本的考え：
- ・ 所得分類アプローチよりも簡素かつ機械的。
 - ・ 組み込まれた IP(embedded IP)に対処するために使用。
 - ・ IP 所得のような特定の所得を対象とする場合には、他の、より伝統的な CFC 税制とともに執行することが可能。
 - ・ 軽課税国での超過利益を CFC 所得と分類することにより、

BEPS を生じる状況を対象としようとするもの。

- ・ 関連者間の無形資産及びリスク移転取引は、同様の取引が非関連者で行われた場合には生じないであろう通常の収益を超える利益に結び付く意図的な価格設定誤りが起こりやすいことから、いかなる制限もなしに、無形資産及びリスク移転から生じる所得に適用しようとするもの。

B 対象の限定：

- ・ CFC が、関連者から取得され、又は、関連者によって、若しくは、関連者の支援を得て開発された無形資産を使用する状況にのみ適用されるよう、特別の適用基準を設けることも可能。
- ・ 代替案として、関連者から取得され、又は、関連者によって、若しくは、関連者の支援を得て開発された無形資産を使用しないことを示さない限り、すべての CFC に適用するということも可能。
- ・ これらの案における無形資産は、物理的資産又は金融資産ではなく、商業上の活動における使用のために所有され、又は支配され、かつ、法人が受領する価値を通常の収益を超えて増加させるものを意味するよう広く定義され、取引上の秘密、ノウハウ、顧客リスト、管理システム、ネットワーク、データ、のれんその他の類似のものといった法的に保護されない無形資産を含む。

C 超過利益の計算方法

(A) 計算式：超過利益＝CFC の全所得－通常利益

- ・ 移転価格税制適用後に適用
- ・ 親会社居住地国の CFC 税制適用前の CFC の全所得

(B) 通常利益の計算

- 通常利益＝利益率×適格資本(eligible equity)
- 利益率＝リスクフリー利益率(risk-free rate of return)+資本投下に関連するリスクを反映したプレミアム

- c リスクフリー利益率＝親会社居住地国における数年間の国債利率の平均
- d 資本プレミアム＝収益の不確実性を補償するために投資家が求める追加期待収益
- e 利益率の4つの選択肢
- (a) 所定の率（例：10%）
- ・ (b)から(d)までの方法よりも簡素。
 - ・ 正確性で劣る。
- (b) 固定資本プレミアム（例：5%又は7%）により増価される親会社居住地国の10年物国債の利回り
- ・ (a)よりも複雑。
 - ・ 国別ではより正確。
 - ・ 個々のグループにとっては不正確。
- (c) 多国籍企業グループの資本コスト（資本資産価格法（capital asset pricing method(CAPM)）その他の認定方法により算定）
- ・ (a)又は(b)のいずれかよりも個々のグループにとっては正確。
 - ・ 固定率を使うよりも、税務当局及び非上場法人にとっては複雑。
- (d) (a)又は(b)を既定とした上で個別の資本コストの選択を認める方法
- ・ 一部のグループにとっては正確性が増大。
 - ・ より簡素な方法を用いるグループにとっては遵守負担が低減。
 - ・ 資本コストの計算を通常行わない非上場グループ(non-quoted groups)にとっては実行可能な代替案にならない。
 - ・ 所定の年数について(c)の選択肢を認めることも可。

f 適格資本

- (a) 資本の範囲：能動的事業活動に用いられる資産（IP 資産を含む。）に投下された資本のみ（CFC 税制が適用されることになる所得を生み出す資産に投下された資本を除外）
- (b) 金額の計算：次のいずれか
 - i 適格資産の簿価から適格資本に対応する債務を控除した金額
 - ii 親会社居住地国の法令に基づき算定される税務上の取得価額又は取得原価

D 長所・短所：

(A) 長所

- ・（実質基準による適用除外を設けない場合）実質分析よりも簡素かつ機械的。
- ・ 利益移転から生じる歳入ロスのはほとんどは、IP 及びリスクに生じる異常利益を高課税国から移転させることに起因するとの一部のエコノミストの見解に対応するもの。
- ・ 活動基準による適用除外の下で無力化が問題となる場合には、無力化を防止する機械的なアプローチ（実質基準による適用除外を設けない場合）である。
- ・ 現行の CFC 税制が IP から得られる異常利益を対象とすることができない多くの国の懸念に対応するもの。
- ・ 形式的な分類の操作についての問題に対処するもの、課税すべき軽課税超過利益を認定するための機械的な基準を用いるもの。
- ・ 通常利益が、無形資産がなかったとした場合の事業活動から生じる期待収益を代替するものであると仮定すると、無形資産の価格設定誤り又はリスクからの機能の不適切な分離により生じる利益を含む異常利益を対象とする。

- ・ 軽課税国における IP キャッシュ・ボックスの問題にも対処 (BEPS 行動計画にとって重要)。

(B) 短所

- ・ 実質基準による適用除外を設けない場合には、移転所得のみを対象とすることなく、利益を生じる経済活動が行われた場所で当該利益が課税されるようにするという BEPS の目的に合致しない。過大合算及び過少合算の双方が起こり得る。通常利益は、BEPS がなかった場合に CFC の資産及び活動が必然的に生じることになる利益に近似しない。
- ・ 実質基準による適用除外がないと、能動的所得又は価値創造活動から生じる所得を除外する伝統的なアプローチからの転換となる。
- ・ 単独の制度として適用される場合には通常利益に課税されないことになるので、CFC に通常利益を移転させるインセンティブが潜在的に創出される。(ただし、通常利益が能動的資産に投下された資本を参照して定義されるので、超過利益アプローチ特有の問題ではない。)
- ・ 適格資本を算定するために様々な資産を評価することは困難。簿価を用いる場合には、資産の移転により操作され、通常利益が不正確に低くなり得る。一定の資産のみが適格資本を生じるとすると、グループ内取決めによって、そのような資産が生み出されることになり得るし、どの資産が適格資産の定義に該当するかを決定するかは困難。
- ・ 実質基準による適用除外を設けると、簡素さが失われる。
- ・ 適用対象を狭める基準を設けると、分類上の問題が生じ、BEPS 問題を生じる所得すべてを対象としないことになり得る。

ホ 事業体アプローチ(entity approach)と取引アプローチ(transactional approach)⁽⁸²⁾

(イ) 一般的な2つのアプローチ

A 事業体アプローチ(entity approach)：事業体ごとに所得を合算

- ・ 一定の金額若しくは割合の合算所得を有しない事業体又は一定の活動に従事する事業体については、その所得の一部に合算対象となる性質のものがあつたとしても、合算所得は全くないものとされる。
- ・ 所得の大部分が CFC 所得の定義に該当するか否かによって、その所得の全部が合算されるか、その所得が全く合算されないか、のいずれかとなる。

B 取引アプローチ(transactional approach)：個々の所得グループを合算

- ・ 各所得グループの性質によって合算対象か否かを判定する。
- ・ 所得の大部分が CFC 所得の定義に該当しない場合でも一部の所得は合算されるとともに、所得の大部分が当該定義に該当する場合でも一部の所得は合算されない。

(ロ) ベスト・プラクティス

次の理由から、取引アプローチをベスト・プラクティスとする。なお、より機械的で大まかな制度を採用する場合には、事業体アプローチも可。

- ・ 特定の所得グループに着目する。
- ・ 所得の合算時により正確になると思われる要素の一つとして効果的に所得を取り扱う。

(ハ) 2つのアプローチの長所・短所

A 事業体アプローチ

(82) *Id.*, paras 126-129.

- ・ 執行上の負担を軽減する。(税務当局が、事業体の得た所得の一定金額が合算対象となること又はその事業体が一定の活動に従事したことのいずれかを認定すれば、更なる分析は不要となる。)
- ・ 納税者の遵守コストを軽減し、予測可能性を高める。(納税者は、その所得の相当部分が合算対象所得の定義に該当する場合には CFC 課税が行われるだけであることを認識する。)
- ・ 過大合算及び過少合算のいずれもが起こり得る。(CFC 所得を十分に有する事業体には、本来合算対象とはならない所得を含むすべての所得が合算される一方、本来合算対象となる所得を有する事業体は、CFC 税制の対象とならない所得を有することで、CFC 税制の適用を回避し得る。)

B 取引アプローチ

- ・ 執行上の負担及び遵守コストが増加する。
- ・ 税務当局は、その CFC 税制に基づき、制度の他の要素がどのように設計されているかに応じて、大規模グループ法人を検討しなければならない。例えば、CFC 税制が、CFC が軽課税であるかどうかの検討に当たって非常に高い閾値を設け、比例配分的な実質分析を適用する場合には、大規模グループ法人は CFC 税制の適用対象に該当することとなり、更に取引単位で CFC 税制が適用されることになると、複雑なものになりかねない。
- ・ 一般的に、所得の合算がより正確になる。
- ・ より効果的に特定の所得を対象とすることができる。
- ・ BEPS 問題を生じる所得のみを合算することができ、行動計画 3 の目標及び EU 法の双方とより整合的なものとなり得る。
- ・ 剰余金を有する能動的事業について、その剰余金が CFC 所得と取り扱われないようにするための閾値が必要となる。
 - a 明確なデミニマス基準（オーストラリアの例：CFC の全所得の 5%以下が受動的所得である場合には、当該 CFC の全所得を

合算対象としない。)

- ・ 執行上の負担及び遵守コストを軽減する。
- ・ 正確ではない。

b 剰余金として実際に保有されるもののうち本来合算対象となる所得の金額を認定するための機能分析

- ・ より正確。
- ・ 執行上の負担及び遵守コストが増加する。

(5) 対象所得の計算ルール

イ 勧告案⁽⁸³⁾

- (イ) 対象所得の計算には、親会社居住地国のルールを用いる。
- (ロ) CFC の欠損金は、同一 CFC の利益又は同一国内の CFC の利益に対してのみ用いることができるよう、その相殺を制限する特別のルールを有するべきである。

ロ 主な説明⁽⁸⁴⁾

[適用ルール]

- (イ) 親会社居住地国のルールを用いることは、BEPS 問題と論理的整合性がある（特に親会社居住地国の課税ベースの浸食に焦点を当てる場合）。
- (ロ) CFC 居住地国のルールに従って計算された所得を親会社居住地国のルールに沿って調整することにより、概ね同様の結果を得ることができるであろう。
- (ハ) 他の選択肢（CFC 居住地国のルール、納税者の選択又は IFRS⁽⁸⁵⁾と いった共通基準）と比較して、BEPS 行動計画の目標と整合的である

(83) *Id.*, para 131.

(84) *Id.*, paras 132~140.

(85) IFRS(International Financial Reporting Standards)とは、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)によって設定された会計基準の総称をいう(IFRS コンソーシアムのホームページ <http://www.ifrs.ne.jp/about/index.php> (平成 27 年 6 月 24 日最終閲覧))。

こと及び執行コストが低減されることから、親会社居住地国のルールを用いることが推奨される。

[欠損期の取扱い]

- (ニ) CFC の欠損金の相殺を類似の性質の利益に限定する（例えば、受動的損失は、受動的利益に対してのみ相殺できる）ことも可能であろう。
- (ホ) CFC の欠損金を親会社又は他の国の CFC の利益と相殺することを認めると、CFC 居住地国での欠損金の操作を助長しかねないため、同一国内の CFC の利益との相殺のみを認めることが推奨される。
- (ハ) CFC の欠損金を対象所得ではない所得と相殺させないルールも適用し得る。

(6) 対象所得の合算ルール

イ 勸告案⁽⁸⁶⁾

- (イ) 合算課税を行うべき納税者の判定
可能な場合には、対象所得を納税者に合算するかどうかの判定基準 (attribution threshold) を最低支配基準 (minimum control threshold) と結び付けるべきである。
ただし、政策的考慮により他の基準を用いることもできる。
- (ロ) 合算課税すべき所得金額の判定
株主又は支配をする者ごとに、保有割合及び実際の保有期間又は影響を及ぼす期間の双方に基づいて計算すべきである。
- (ハ) 納税者の申告に含めるべき時期及び合算所得の性質
現行国内法と整合性をもって運用されるように各国が決めることができる。
- (ニ) 合算所得に適用すべき税率
親会社居住地国の税率を適用する。

(86) OECD, *supra* note 68, paras 142-143.

ロ 主な説明⁽⁸⁷⁾

〔納税者の判定〕

- (イ) 集中所有基準(*concentrated ownership rule*)を適用する国は、一般に、包括的支配基準(*overall control threshold*)を満たす納税者だけではなく、最低支配基準（例：10%）を満たす納税者すべてに対象所得を合算する。
- (ロ) 対象所得を納税者に合算するかどうかの判定基準を最低支配基準と結び付けることは、執行上の簡素さや遵守負担の軽減というメリットがある一方、少数株主が CFC の事業上の意思決定に十分な影響を与え得る場合には、潜在的に過少課税が生じ得る。この欠点は、支配要件の判定上、少数株主の持分を含めること又は大株主に限定しないことにより軽減し得る。
- (ハ) 対象所得を納税者に合算するかどうかの判定基準を支配要件と結び付けること又は、最低限、CFC に影響力を及ぼし得る納税者に対象所得を合算する他の判定基準を採用することがベストプラクティスである。

〔保有割合・保有期間〕

- (ニ) 保有割合と保有期間の双方に基づき決定する方法及び事業年度末の保有割合に基づき決定する方法は、それぞれ遵守コストが著しく増加しかねないこと又は合算所得の正確性を欠き、タックス・プランニングの機会を創出することという欠点を有するものの、いずれかによることがベストプラクティスとなり得る。

〔適用税率〕

- (ホ) 現行の CFC 税制は、親会社居住地国で親会社に適用される税率で課税するが、別の選択肢として、*top-up tax* を適用することがあり得る。これは、ミニマム税の概念に近いもので、実際の納付税額と一定

(87) *Id.*, paras 144-152.

の閾値との差で課税する。一定の閾値としては、軽課税基準と結び付けること又は全く別の閾値とすることが考え得る。Top-up tax は親会社居住地国の税率よりも低くなり得るため、CFC 税制の租税回避防止効果を減殺させ得る。

(7) 二重課税の排除方法

イ 勸告案⁽⁸⁸⁾

- (イ) 実際に納付された外国税額の控除を認める。
- (ロ) 複数の国の CFC 税制が同一の CFC 所得に適用される場合、中間に介在する法人に課される税額を含めて、外国税額控除を認める⁽⁸⁹⁾。
- (ハ) 既に CFC 税制に基づく課税が行われた所得からの配当及び CFC の持分の譲渡益については免税とする。ただし、これらの正確な取扱いは、国内法と整合的であるよう、各国に委ねられる。

ロ 主な説明⁽⁹⁰⁾

- (イ) 中間に介在する国で納付される CFC 税制の適用による税額が控除対象外国税額となるよう、控除を行う国の二重課税排除規定を改正する必要がある。
- (ロ) 複数の国の CFC 税制が適用される場合に外国税額控除をどの国が行うかについては、その居住株主が一連の所有関係において CFC により近い国の CFC 税制を優先すべきである。
- (ハ) 既に CFC 税制に基づく課税が行われた所得からの配当の免税については、資本参加免税制度がない場合又は資本参加免税の適用がない場合に追加的な規定が必要となる。
- (ホ) その配当について CFC 居住地国が源泉税を課す場合には、その源

(88) *Id.*, paras 154-155.

(89) 例えば、A 国の居住法人である法人 X、その 100%子会社で B 国の居住法人である法人 Y、Y の 100%子会社で C 国の居住法人である法人 Z がある場合に、Z に生じた所得について、A 国が自国の CFC 税制に基づき X に課税するとともに、B 国が自国の CFC 税制に基づき Y に課税する場合に、A 国は、Y に対する B 国の課税額も X の外国税額控除を認めることになる (*Id.*, paras 160-163)。

(90) *Id.*, paras 156-168.

泉税額相当額の CFC 課税額を還付することが適当であろう。

- (ハ) 各国の資産の譲渡益に対する課税方法の違いを踏まえ、二重課税の排除方法は、それぞれの国の特別な課税上の取扱いに適合させるような様々なものとなるであろう。ただし、さもなければ譲渡益が免税とならない国が、本勧告に対応するために制度全体を変更することまで求めるものではない。

第2節 米国の動向

1 米国の CFC 税制（サブパート F 税制）の概要

米国の CFC 税制は、内国歳入法（Internal Revenue Code; 以下「IRC」という。）951 条から 965 条までに規定され、「サブパート F 税制」とも呼ばれている。

米国は、1962 年の制度導入以来一貫して、所得別に制度の対象とすべき金額を特定することを基本としている。第1節3(4)ホ(ロ)で示したとおり、BEPS プロジェクトにおける議論では、米国のような取引アプローチによることをベストプラクティスと位置付けていることから、米国の制度設計を改めて確認しておくことには一定の意義があると認められるので、適用対象となる所得及び適用除外を中心に、米国のサブパート F 税制の概要を以下整理してみたい。

(1) 対象となる外国法人(CFC)

次の(2)の米国株主(United States shareholder)により、その議決権又は価額の総額の 50%を超える株式を所有されている、又は所有されているとみなされる外国法人(controlled foreign corporation; CFC)が対象とされる

(IRC957(a))。すなわち、問題となる外国法人の議決権の 10%以上を直接又は間接に保有する米国法人等の保有割合の合計が 50%超か否かの判定がされるものであり、第2章第1節1で示した我が国の制度における外国関係会社の判定方法（各株主の保有割合にかかわらず、内国法人等の保有

割合をすべて合計して判定)とは異なる。

なお、保険会社である外国法人については、再保険又は保険契約若しくは年金保険契約の発行に係る保険料その他の対価の総収入額が全リスクに係るすべての保険料その他の対価の総収入額の 75%超の場合には、「50%超」ではなく、「25%以上」によって判定される (IRC957(b))。

(2) 適用を受ける米国の納税者(米国株主)

米国の者(United States person; 次の者をいう。)で外国法人の議決権の 10%以上を直接又は間接に保有するものが、「米国株主(United States shareholder)」として合算課税を受けることになる (IRC951(b), 957(c))。なお、プエルトリコ、グアム等で設立される法人の株主に関する取扱いが、別途定められている。

- イ 米国の市民又は居住者
- ロ 米国パートナーシップ
- ハ 米国法人
- ニ 遺産 (外国遺産を除く。)
- ホ 信託

ただし、外国法人が保険会社の場合には、議決権の 10%未満の株式保有であっても、米国株主に該当することとされている (IRC953(c)(1)(A))。

(3) 適用対象となる所得

適用対象となる所得は、サブパート F 所得(subpart F income)として、保険所得及び外国基地会社所得(foreign base company income)が定義され (IRC952(a)(1)(2))⁽⁹¹⁾、更に、後者については、外国同族持株会社所得(foreign personal holding company income)、外国基地会社販売所得(foreign base company sales income)、外国基地会社役員所得(foreign base company service income) 及び外国基地会社石油関連所得(foreign

(91) サブパート F 所得には、国際ボイコット活動に係る所得、国際贈収賄に係る所得及び外交関係の思わしくない国で発生する所得が含まれる (IRC952(a)(3)-(5))が、本稿の論点を踏まえ、これらの所得に関する記載は省略する。

base company oil related income)に区分されている (IRC954)。以下、これらの所得の概略について整理する。

イ 保険所得

保険又は保険年金契約の発行又は再保険に帰せられる所得で、国内保険会社の所得であったとしたならば米国で課税されるもの (IRC953)。

ロ 外国基地会社所得

(i) 外国同族持株会社所得

- A 配当、利子、使用料、賃貸料及び保険年金
- B 次の財産の売却又は交換から生じる利得の損失超過額
 - (A) 上記 A の配当等を生じる財産
 - (B) 信託、パートナーシップ又は不動産担保ローン投資(Real Estate Mortgage Investment Conduit; REMIC)の持分
 - (C) 所得が全く生じない財産
- C 商品取引 (先物、先渡等の取引を含む。) から生じる利得の損失超過額
- D 一定の外国為替差益の損失超過額
- E 利子に相当する所得 (実際の貸付けに係るコミットメント・フィーを含む。)
- F 想定元本契約から生じる所得
- G 一定の契約に従って行われる配当に代替する支払
- H 一定の個人役務提供契約に従って受領する所得

(ii) 外国基地会社販売所得

- ①関連者からの動産の購入及び他の者へのその販売、②関連者のための他の者への動産の販売、③他の者からの動産の購入及び関連者へのその販売又は④関連者のための他の者からの動産の購入に関連して生じる所得で、次の場合に該当する場合の当該所得
- A 購入される動産 (関連者のために販売されるものについては、販売される動産) が、CFC の設立国外で製造、生産、生育又は採取が

されたものである場合

- B** その動産が、CFC の設立国外での使用、消費又は処分のために販売される場合（関連者のために購入されるものについては、CFC の設立国外での使用、消費又は処分のために購入される場合）

CFC がその設立地国外に有する支店その他の施設（支店等）を通じた活動が、当該支店等が当該所得を得る完全支配関係のある子法人（完全子法人）であるとした場合と同様の効果を有するときは、当該支店等の当該活動に帰せられる所得は、当該 CFC の完全子法人によって得られたものとみなされ、当該 CFC の外国基地会社販売所得に該当することになる。

CFC に係る「関連者(related person)」は、次のとおり定義される。

- a 当該 CFC を支配する、又は当該 CFC によって支配される個人、法人、パートナーシップ、信託又は遺産
 - b 当該 CFC を支配する同一の者によって支配される個人、法人、パートナーシップ、信託又は遺産
- また、この場合における「支配」とは、次の関係をいう。
- (a) 法人については、その議決権又は価額の総額の 50% 超の株式を直接又は間接に保有する関係
 - (b) パートナーシップ、信託又は遺産については、その受益持分(価額)の 50% 超を直接又は間接に保有する関係
- (ハ) 外国基地会社役務所得
- 技術、管理、エンジニアリング、建設、科学、技能、工業、商業その他類似のサービスで、関連者のために又は関連者に代わって、CFC の設立地国外で提供されるものから生じる所得
- ただし、自己が製造、生産、育成又は採取をした動産の CFC による販売又は交換に直接関連するサービスで、当該販売又は交換の前に提供されるものに関連して生じた所得は除かれる。

(二) 外国基地会社石油関連所得

次のものに関連して外国の源泉から生じる所得以外の外国石油関連所得

A 当該外国に所在する油田又はガス井から採取された石油又はガス

B 当該外国での使用若しくは消費のために外国法人若しくは関連者によって販売され、又はその燃料として船舶若しくは航空機に当該外国で積み込まれる石油、ガス又はそれらの一次産品

ただし、CFCが大規模石油生産者（当該課税年度又はその前年度中の関連者グループにおける外国原油又は天然ガスの平均日次生産量が1,000バレル以上である法人）に該当する場合に限られる。

(4) 適用除外等の特則

上記(3)の適用対象所得について、CFC単位又は所得の区分単位での適用除外等の特則が、以下のように設けられている。

イ CFC単位での特則

(イ) 税率基準による適用除外

CFC所得が、その所在地国で、米国の最高法人税率の90%を超える実効税率で課税されている場合には、合算課税は行われない(IRC954(b)(4))。現行の税率によれば、31.5%(35%×0.9)が基準となる⁽⁹²⁾。

この税率基準の当てはめは、CFCごとに、かつ、所得の種類(サブパートF所得の区分よりも更に細分化されたもの)ごとに行われる。

また、下記(ハ)の完全算入基準により総所得すべてがサブパートF所得として取り扱われる場合には、その全所得について当該基準を当てはめることとされている。

ただし、外国基地会社所得の90%超が当該基準を満たす場合には、完全算入基準により外国基地会社所得とみなされる所得についても外

(92) 2016年度予算教書において提案されている法人税率の引下げ(35%→28%)が実現した場合には、25.2%(28%×0.9)が基準となる。

国基地会社所得から除外することができるものとされ、結果として、すべての所得が合算課税の対象とならない⁽⁹³⁾。

(㉑) デミニマス基準(De minimis rule)による適用除外

外国基地会社所得と保険所得との合計額が、CFC の総所得の 5%相当額又は 100 万ドルのいずれか少ない金額未満の場合には、合算課税は行われない (IRC954(b)(3))。

(㉒) 完全算入基準(full inclusion rule)

CFC の総所得の 70%超がサブパート F 所得である場合には、その総所得すべてがサブパート F 所得として取り扱われる (IRC954(b)(3))。

(㉓) 30 日基準

外国法人が対象課税年度中 30 日以上継続して CFC に該当する場合にはじめて、合算課税が行われる (IRC951(a)(1))。

ロ 所得の区分単位での適用除外 (外国同族持株会社所得)

(イ) 事業活動基準による適用除外

次の所得は、外国同族持株会社所得に含まれない (IRC954(c)(2))。

- A 能動的事業活動(the active conduct of a trade or business)において稼得され、かつ、関連者以外の者から受領する賃貸料及び使用料
- B 銀行業において稼得され、かつ、輸出金融利子に該当する利子

(ロ) 所在地国基準による適用除外

次の所得は、外国同族持株会社所得に含まれない (IRC954(c)(3))。

- A CFC の設立地国で設立された法人であり、かつ、その事業に使用され、その設立地国に所在する資産の大部分を所有する関連者から受領する配当及び利子
- B CFC の設立地国での資産の使用又は使用の権利の対価として、関連者である法人から受領する賃貸料及び使用料

(ハ) 透視(Look-through)ルールによる適用除外

(93) 財務省規則 1.954-1(b)(1)(ii) and (d)(6).

関連者である CFC から受領し、又は生じる配当、利子、賃貸料及び使用料は、サブパート F 所得又は米国での事業に実質的に関連するものと取り扱われる所得のいずれにも該当しない当該関連者の所得に帰せられ、又は適切に配賦される限り、外国同族持株会社所得として取り扱われない (IRC954(c)(6))⁽⁹⁴⁾。

(二) 能動的金融業所得の特例

適格 CFC(eligible CFC)の適格金融所得(qualified banking or financing income)は、外国同族持株会社所得に含まれない (IRC954(h)(1))⁽⁹⁵⁾。

「適格 CFC」とは、主として銀行業、金融業その他類似の事業に能動的に従事し、当該事業に関し実体のある活動を行っている CFC をいう (IRC954(h)(2)(A))。次のいずれかに該当する場合には、CFC は主として銀行業、金融業その他類似の事業に能動的に従事するものとみなされる (IRC954(h)(2)(B)、(4))。

- A 当該 CFC の総所得の 70%超が、関連者ではない顧客との取引から生じる貸付又は金融事業（融資の実行、売掛債権・手形等の購入・割引、リースの実行等）の能動的かつ通常の活動から直接稼得される場合
- B 当該 CFC が、銀行業に能動的に従事し、かつ、米国での銀行業の免許を受けたものである場合
- C 当該 CFC が、証券業に能動的に従事し、かつ、1934 年証券取引法 15 条(a)に基づき証券仲介業者又は証券取引業者として登録され、又は同法 15C 条(a)に基づき政府証券仲介業者又は証券取引業者として登録されたものである場合

(94) この規定は、2006 年に 2008 年末までの一時的な優遇措置として導入された後、2014 年末まで順次延長されている (2015 年 1 月 8 日現在)。

(95) この規定は、1998 年に 1998 年末までの一時的な優遇措置として導入された後、2014 年末まで順次延長されている (2015 年 1 月 8 日現在)。

「適格金融所得」とは、適格 CFC の次の所得をいう (IRC954(h)(3)(A))。

- (A) 当該適格 CFC 又は当該 CFC の適格事業単位(qualified business unit)による能動的金融活動において生じる所得
- (B) 米国以外の国に所在する顧客との取引で、その本国において当該 CFC によって直接行われる活動のほぼすべてに関連するものから生じる所得
- (C) その本国の税法上、その本国において当該 CFC 又は事業単位が稼得したものと取り扱われる所得

この特例の濫用防止のため、次の取扱いが定められている (IRC954(h)(7))。

- a その主たる目的の一つがこの特例に基づき適用除外を受けることである取引又は一連の取引に係る所得、収益、損失又は控除はないものとする。
- b 関連者ではない顧客との取引を通常かつ継続的に行わない事業体の所得、収益、損失又は控除はないものとする。
- c 次の者若しくは取決めを利用する取引若しくは一連の取引又は当該者若しくは取決めとの事業を実行する取引又は一連の取引に係る所得、収益、損失又は控除はないものとする。
 - (a) この特例の本国要件を満たすための一又は複数の事業体
 - (b) 当該取引又は一連の取引の主たる目的の一つがこの特例に基づく適用除外を受けることである場合における特別目的事業体又は取決め（証券化、資金調達その他類似の事業体又は取決めを含む。）
- d CFC 又は適格事業単位に係る関連者、役人、役員又は従業員で、さもなければ取引に係る当該 CFC 又は事業単位の顧客と取り扱われない者は、当該取引の主たる目的がこの特例の要件を満たすことである場合には、そのように取り扱われない。

(二) 能動的保険業所得の特例

適格保険会社(qualified insurance company)の次の適格保険所得(qualified insurance income)は、外国同族持株会社所得に含まれない(IRC954(i)(1)(2))。

A 関連者以外の者から受領する所得で、適格保険会社又は適格保険会社支店によって行われる免除契約に割り当てられる準備金又は免除契約に係る未経過保険料の80%の投資から生じるもの

B 関連者以外の者から受領する所得で、適格保険会社又は適格保険会社支店によって行われる免除契約に割り当てられる資産の次の金額に相当する額の投資から生じるもの

(A) 対物保険、災害保険又は健康保険の契約については、当該課税年度中に当該保険契約に基づき得られる保険料の1/3

(B) 生命保険又は年金保険の契約については、当該契約に係る準備金の10%

2 米国のCFC税制の目的及び変遷

米国のサブパートF税制は、個人による米国法人又は外国法人への資産性所得の移転による課税繰延べに対処するため Personal Holding Company 税制(1934年)及び Foreign Personal Holding Company 税制(1937年)が順次導入される中、米国法人による外国子会社を利用した課税繰延べの増加に対処するため、Foreign Personal Holding Company 税制をベースに、1961年の当時のケネディ大統領の特別教書における勧告に基づき、翌1962年、導入された⁽⁹⁶⁾。

(96) 瀧教授は、サブパートF税制が、Foreign Personal Holding Company 税制を原型としつつも、更に、合衆国憲法第16条修正後の最初の所得税制である1913年法に盛り込まれた留保利益税(Accumulated Earnings Tax) (法人を通じて事業又は投資活動を行い、株式の形態で資産を子孫に承継させ、又は株式の譲渡によるキャピタル・ゲインとしてリターンを得ることで、個人として事業又は投資活動を行う場合の超過累進税率による個人所得税の課税を回避することに対処)にその起源を有すると位置付けている(瀧圭吾「タックス・ヘイブン対策税制と同族会社の留保金課税の

サブパート F 税制は、課税繰延べの防止をその目的としている。米国法人は、その源泉にかかわらず、すべての所得が課税対象とされる（全世界所得課税）ため、支店形態により国外で事業を行う場合には、その支店を通じて得た所得もその稼得時に米国での課税が行われるのに対し、子会社形態により国外で事業を行う場合には、米国における事業に実質的に関連するものを除き、米国の国外源泉所得については、原則として、その子会社から配当を受領するまで又はその子会社の株式を処分するまで、米国での課税は行われないこととなる⁽⁹⁷⁾。

導入後の主な改正は、次頁の表 4 のとおりである⁽⁹⁸⁾。

共通性」中里ほか・前掲注(27) 203～205 頁)。

- (97) 佐藤正勝「国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として—」税大論叢第 22 号 349 頁 (1992)。
- (98) 佐藤・前掲注(97) 235～236 頁、小島俊朗「タックス・ヘイブン税制の現代的意義について」税大ジャーナル 9 号 44～45 頁 (2008)、経済産業省・前掲注(45) 62 頁及び LexisNexis のデータベースから抽出した米国内国歳入法の各規定の HISTORY を基にまとめた。

【表 4】

改正年	主な改正内容
60年代～90年代前半	<ul style="list-style-type: none"> ・サブパート F 所得の追加（船舶業所得、石油関連所得、航空・海洋事業所得、金融取引所得、特定の保険業所得の追加等）
1975年	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国投資に係る適用除外制度の廃止 ・外国基地会社海運所得の追加 ・デミニマス基準の縮減（30%→10%）
1986年	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC の定義に係る持株割合を株式等の議決権又は時価により判定（改正前は議決権のみ） ・外国基地会社販売所得に係る関連者の定義に関する次の改正 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持株割合の引下げ（50%超→50%以上） ▶ 持株割合を株式等の議決権又は時価により判定（改正前は議決権のみ） ▶ CFC が支配するパートナーシップ、信託又は財団及び CFC を支配する株主が支配するパートナーシップ、信託又は財団を追加 ・デミニマス基準の縮減（10%→5%又は 100 万ドルのいづか少ない額） ・受動的外国投資会社 (passive foreign investment company) 規定 (IRC1291～1298) の創設（10%株式保有要件がなく、すべての所得に課税）
1988年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国基地会社販売所得に係る関連者の定義に係る持株割合の引上げ（50%以上→50%超）
1989年	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC の課税年度を通常当該 CFC の過半数を保有する米国株主の課税年度に合わせる。
1993年	<ul style="list-style-type: none"> ・超過受動資産(excess passive assets)に対する課税（3年後に廃止）
1997年	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC が行う適格金融活動から発生する所得を外国同族持株会社所得から除外（適用期限を 2014 年末まで順次延長）
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社である CFC から受け取る配当、利子、賃貸料及び使用料を外国同族持株会社所得から除外（透視ルール）（適用期限を 2014 年末まで順次延長）
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・直接保有していない CFC から発生する 956 条投資額を益金算入する場合の益金算入額の算定方法の見直し

3 米国における最近の動向

米国では、世界一高いと言われる法定法人税率（現行 35%）、様々な控除、免除、繰延べ等による多額の租税支出(tax expenditures)（2014 年度 154 兆 4 千億米ドル）による低い実効税率、連邦租税収入に占める法人税収の低下（1952 年の 32.1%をピークとして、2013 年は 9.9%）等を背景に、経済資源の効率的な配分、遵守・執行が容易な制度の構築、米国企業の競争力の促進、法人税率の引下げを賄うための課税ベースの拡大（租税支出の削減）等の政策的観点から、国際課税制度を含む法人税改革について様々な議論が行われており、国際課税制度に関しては、領域内所得課税主義(territorial tax system)への移行の可能性を含め、国外所得に如何に課税するかが、重要な課題とされている⁽⁹⁹⁾。

国際課税制度に関しては、現行の米国の制度が、純粋な全世界所得課税主義(worldwide tax system)ではなく、全世界所得課税主義と領域内所得課税主義双方の特徴を持つものであること、先進国の多くが領域内所得課税主義への傾向を強めていることを前提に、課税繰延べの可能性を制限しようとする提案がされてきているのに対し、全世界所得課税に関連する提案は、所得移転の防止及び課税ベースの確保のための外国税額控除に関して逆方向に向かう傾向があるとされている⁽¹⁰⁰⁾。

領域内所得課税主義への移行に関しては、次の理由から否定的に考えられているようである⁽¹⁰¹⁾。

イ 領域内所得課税主義は、競争相手と同じ税率で課税されるため、内国法人の海外市場での競争を支援すると主張されるが、国同士の、経済的観点から「競争」をしておらず、一国の経済的福祉の決定に役立つ取引をしているに過ぎない。

(99) Mark P. Keightley and Molly F. Sherlock. (2014). “*The Corporate Income Tax System: Overview and Options for Reform*” Congressional Research Service R42726, Summary.

(100) *Id.*, p.27.

(101) *Id.*, p.27-28.

- ロ 領域内所得課税主義は、必ずしも経済的効率性を拡大しない。
- ハ 領域内所得課税主義は、軽課税国への投資の増加を招き得る。
- ニ 領域内所得課税主義は、外国子会社の利益の米国親会社への還流を増加させ、そのことが国内の投資及び雇用を促進すると主張されてきているが、領域内所得課税主義への移行の流行りの方法である外国配当免税による国内の投資及び雇用の促進の効果に疑問を呈す研究がある。

また、タックス・ヘイブンを資金を退避させるインセンティブを最小化させるためのハイブリッド・アプローチとして、次の選択肢が示されている⁽¹⁰²⁾。

i 軽課税国で稼得された所得に対するミニマム税の賦課

一定の税率(例:20%)未満で課税される国で得られた所得に対して20%の税率で米国の租税を課し、一定の税率以上で課税される国で得られた所得は米国の租税を免除する。

ii 最低税率以上で課税される国への投資を促進するために、外国税額控除付の包括的ミニマム税の賦課

このような全体的な議論の状況の中、この数年間に、サブパート F 税制を含む国外所得に対する課税に関する改正案が、政権、議員等から様々な形で提案されている。その主なものは、次のとおりである⁽¹⁰³⁾。

(1) オバマ政権 2016 年予算教書 (2015 年 1 月)⁽¹⁰⁴⁾

イ 国外所得に対する 19%ミニマム税の課税

現行のサブパート F 税制を補完するため、CFC の米国株主である米

(102) *Id.*, p.28.

(103) 公表時期の新しいものから順に、*Id.*, p.28-31 及び(1)から(6)までのそれぞれの脚注の文献等による。

(104) Department of the Treasury. (2015). “*General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2016 Revenue Proposals*”(http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf (平成 27 年 2 月 9 日最終閲覧)), なお、要訳として、一高龍司「米国財務省『2016 財政年度歳入提案に係る一般的説明』における国際課税関係の提案—19%ミニマム税を含む—」租税研究 790 号 447 頁以下 (2015)。

国法人及び米国外の支店又は役務の提供から生じる国外所得を有する米国法人に対し、その CFC の所得等について、19%から国別の外国実効税率の 85%を控除した税率（0%未満とはならない。残余ミニマム税率）で課税する。

〔主な改正理由〕

- ・ CFC の利得に対する米国の課税繰延べ及びその利得に帰せられる費用の発生時点での控除が、米国多国籍企業に製造拠点及び利益の海外移転のインセンティブを提供し、米国の課税ベースを浸食する。
- ・ 現行制度は、外国税額控除後の米国の納税額のために、米国多国籍企業が軽課税の国外利得を米国に還流させることを思い止まらせる。
- ・ 現行の外国税額控除制度は、軽課税国外源泉所得（例：使用料）に対する米国の課税を減少させるために、高課税国外源泉所得（例：配当）からの控除を認めている。

ロ 米国での課税が行われていない国外所得に対する 14%の税率での一時課税

上記イの 19%ミニマム税への移行に関連して、CFC に留保された所得で過去に米国の課税が行われていないものについて、14%の税率での一時課税を行う。

〔主な改正理由〕

- ・ 米国多国籍企業が、CFC の所得に対する米国の課税繰延べにより、低い実効税率に服する CFC にかかなりの金額の留保所得が生じている。
- ・ 19%ミニマム税により、CFC の将来配当に米国の課税が行われなくなる。
- ・ 既に留保され課税が繰り延べられた所得にも米国の課税を行うための移行措置が必要である。

ハ 外国同族持株会社所得に係る能動的金融所得の特例の恒久化

1998年12月31日後2015年1月1日前に開始する外国法人の事業年度について適用することとされている外国同族持株会社所得に係る能動的金融所得の特例（上記1(4)ロ(ニ)）を恒久化する。

〔主な改正理由〕

- ・ 米国に拠点を置く金融及び保険グループが、サブパート F 税制による課税を受けることなく、その能動的な国際的事業活動を継続できるようにする。
- ・ 19%ミニマム税により、これらの事業主体が実効税率を19%未満に引き下げることができないようにする。

ニ 外国同族持株会社所得に係る透視ルールの恒久化

2005年12月31日後2015年1月1日前に開始する外国法人の事業年度について適用することとされている外国同族持株会社所得に係る透視ルール（上記1(4)ロ(ハ)）を恒久化する。

〔主な改正理由〕

- ・ 透視ルールによる適用除外がないと、能動的国外所得に帰せられる支払を関連 CFC に対して行った CFC が、米国の通常税率でフルに課税されてしまう。
- ・ 19%ミニマム税により、そのような支払を実効税率19%未満の事業体への所得移転に用いることができないようにする。

ホ サブパート F 税制のループホールを塞ぐための措置

- (イ) サブパート F 所得にデジタル財・役務を含む取引に係る所得カテゴリーを新設する。
- (ロ) 外国基地会社販売所得に製造サービス取決め(manufacturing service arrangements)を追加する。
- (ハ) 所有の帰属ルール（IRC958(a)）を改正し、米国株主の判定上、外国の者が保有する外国法人の一定の株式が関連する米国の者に帰せられるようにする。

- (ニ) サブパート F 税制の適用に係る 30 日基準（上記 1(4)イ(ニ)）を廃止する。

〔主な改正理由〕

- ・ 現行のサブパート F 所得の区分及びサブパート F 税制の適用に係る閾値要件は、操作又は回避がされ得る技術的な区分に依っている。
- ・ 米国法人を親会社とする企業グループが外国法人に買収された場合に、新しい外国親会社（又は当該外国親会社の非 CFC 国外関連者）が、米国株主の継続的所有持分に関するサブパート F 税制の適用を回避するために、旧企業グループの一又は複数の外国子会社の株式の十分な金額を取得することで、当該外国子会社が CFC に該当しないようにすることができる。

ヘ 無国籍所得を創出するハイブリッド取決めの使用制限

- (イ) 無国籍所得(stateless income)を創出するハイブリッド取決めの使用を制限する。
- (ロ) 無国籍所得を創出するリバース・ハイブリッドを使用する一定の取引についてサブパート F 税制の特例の適用を限定する。

〔主な改正理由〕

- ・ 様々な国境を越えるハイブリッド取決め（ハイブリッド事業体、ハイブリッド手段、ハイブリッド移転）が蔓延してきており、対応する収益計上がどこでもされない費用控除（その結果「無国籍」所得が発生）又は同一支払について異なる国で重複控除をするために、納税者がこのような取決めを用いる。
- ・ 米国の者が、米国の課税上法人である一方、外国の法令上は透明事業体又は支店となるリバース・ハイブリッドの持分を有する場合、当該リバース・ハイブリッドが得る所得は、現行の米国課税に服さない。
- ・ 当該リバース・ハイブリッドが CFC と取り扱われる場合であっても、当該リバース・ハイブリッドが国外関連者から得る利子及び

使用料は、所在地国基準による適用除外（上記1(4)ロ(㉑)）又は透視ルールによる適用除外（上記1(4)ロ(ハ)）により、現行の米国課税に服さない。

- ・ リバース・ハイブリッドに対する支払は、通常、その設立地国でも課税されないため、その結果、どこの国でも課税されないことになる。

(2) ボーカス上院財政委員長（民主党）提案（2013年11月）⁽¹⁰⁵⁾

米国を拠点とする多国籍企業が外国子会社の所得を国外に留保し米国に還流させないインセンティブを与える現行制度のロックアウト効果を消失させ、現行の課税繰延制度を、米国人の外国子会社のすべての所得がその稼得時点で直ちに課税され、又はその後の追加的課税なしに米国課税を免除される、新しく、より競争力を有する制度に改める。

イ 受動的かつ可動性の高い国外所得に対して、米国の税率でフルに課税する。

ロ 専ら米国内で消費される財から得られる所得に対して、米国の税率でフルに課税する。

ハ 国外で販売された製品及び役務から得られる所得について、次の2ついずれかにより課税する。

(イ) すべての国外所得に米国法人税率の80%の税率で直ちに課税する
ミニマム税（外国税額控除あり）を課し、還流時には全額免税とする
(Option Y)。

(㉑) 能動的な事業から生じる国外所得について米国法人税率の60%の税率で、その他の国外所得について通常の米国法人税率で、直ちに課税

(105) Chairman Max Baucus U.S. Senate Committee on Finance. (2013).

“*International Business Tax Reform Staff Discussion Draft*” (<http://www.finance.senate.gov/issue/?id=7D222262-D589-4D5E-A2AB-1504273E2E61> (平成27年6月16日最終閲覧)). このボーカス提案の内容については、野本誠「米国上院財政委員会—国際課税制度改革に関する提案書—」租税研究775号240頁以下(2014)で詳しい紹介がされている。

し、還流時には全額免税とする (Option Z)。

(3) 2012年オバマ政権提案 (2012年2月) ⁽¹⁰⁶⁾

- イ 国外で事業を行う米国法人の子会社の所得にミニマム税 (外国税額控除あり) を課す。
- ロ 国外への事業移転に伴う費用の損金算入を認めない。
- ハ 米国への事業移転に伴う費用の20%相当額の税額控除を認める。
- ニ 軽課税国への無形資産の移転に関連する超過利得に発生時に課税する。
- ホ 国外投資に帰せられる支払利子の損金算入に関連する所得が米国で課税されるまで認めない。

(4) キャンプ下院歳入委員長 (共和党) 提案 (2011年10月) ⁽¹⁰⁷⁾

- イ 領域内所得課税主義へ移行するため、一定の国外源泉所得の95%について米国の課税を免除する。
- ロ 受動的かつ可動性の高い所得に係るサブパート F 税制及び海外事業の資金調達のための米国内での借入に係る利子の損金算入を制限するための過少資本税制の適用を含む、法人の課税ベースの浸食を防ぐための規定を整備する。

(5) ワイデン上院議員 (民主党) = コーツ上院議員 (共和党) 提案 (2011年4月) ⁽¹⁰⁸⁾

国外所得の還流について、一時かつ低税率で課税する。

(106) A Joint Report by the White House and the Department of the Treasury. (2012) *"The President's Framework for Business Tax Reform"* (<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/The-Presidents-Framework-for-Business-Tax-Reform-02-22-2012.pdf> (平成27年6月17日最終閲覧)). 青山慶二「米国の国際課税制度改革と米国のテクノロジー産業：雲はまだ漂っている」租税研究 766号 450頁 (2013) も参照されたい。

(107) 米国下院予算委員会のホームページ (<http://www.waysandmeans.house.gov/taxreform/>) においてこの原典を確認することができなかった (平成27年6月24日最終閲覧)。青山・前掲注(106)も参照されたい。

(108) U.S. Senators Ron Wyden and Dan Coats. (2011). *"The Bipartisan Tax Fairness and Simplification Act of 2011"* (<http://www.waysandmeans.house.gov/taxreform> (平成27年6月17日最終閲覧)).

(6) 財政赤字削減委員会提案 (2010年12月)⁽¹⁰⁹⁾

- イ 国外源泉所得に対する課税方法を領域内所得課税主義へ移行する。
- ロ サブパート F 税制に基づく受動的な国外源泉所得への課税は、現行どおり継続する。

4 米国の制度及び議論の特徴

上記1から3までにおいて整理した米国のサブパート F 税制及びそれに関連する動向等から見てとれる米国の制度及び議論の特徴として、次のことが挙げられる。

- (1) 米国は、内国法人に関する課税原則について、全世界所得課税主義を基本としていること。
- (2) この全世界所得課税主義を前提に、外国子会社における所得の留保により生じる課税繰延べ(国外支店の所得に対する米国での課税時期との違い)を問題として、サブパート F 税制を導入していること。
- (3) ただし、米国の全世界所得課税主義には、米国法人の子会社の所得については、別人格の外国法人の所得であったとしても、発生時に米国で課税されるべきものとの考え方があると思われること。
- (4) (少なくとも現在の民主党政権下においては) このような全世界所得課税主義を大前提に、国外源泉所得の課税繰延べをできる限り排除し、国外源泉所得に対する課税ベースを如何に拡大するかという観点から CFC 税制のあり方に関する議論が行われていると認められる一方で、先進国の多

(109) 財政赤字削減委員会(The National Commission of Fiscal Responsibility and Reform)は、オバマ大統領が、米国の中期的な財政赤字削減のために2010年2月に設立した超党派の組織で、2015年までに財政収支(利払費を除く。)を均衡させるための提案(報告)を2010年12月1日までに行うよう求められた(Executive Order 13531 – National Commission on Fiscal Responsibility and Reform)。その報告は、The National Commission of Fiscal Responsibility and Reform “*The Moment of Truth*”(December 2010) (http://www.fiscalcommission.gov/sites/fiscalcommission.gov/files/documents/TheMomentofTruth12_1_2010.pdf (平成27年6月17日最終閲覧))。

くが領域内所得課税主義の傾向を強めていることを踏まえて、米国でも（特に共和党議員から）領域内所得課税主義への移行に関する提案も見られ、国外源泉所得に対する現行の取扱いを変えるべきという点においては一般的な合意があるものの、その具体的な取扱いについてのコンセンサスは、未だ得られていないこと⁽¹¹⁰⁾。

- (5) サブパート F 税制は、導入時から一貫して取引アプローチを採用していること。
- (6) 外国同族持株会社所得は、配当、利子、使用料等の資産性所得を原則対象としつつ（上記 1 (3)ロ(i)）、能動的事業活動により稼得されたものや CFC の設立地国で使用される資産につき関連者から受領するものを個別規定を設けて除外している（上記 1 (4)ロ(i)(ii)）こと⁽¹¹¹⁾。
- (7) 外国基地会社販売所得（上記 1 (3)ロ(ii)）及び外国基地会社役務所得（上記 1 (3)ロ(iii)）は、能動的事業活動の遂行の有無を問わず、製造等に関して CFC の設立地国との結び付きの薄い関連者間取引から生じる所得を射程に入れていること⁽¹¹²⁾。
- (8) サブパート F 税制の基本設計を、詳細な定義と豊富な例説、若干の濫用対抗ルールを伴う財務省規則が支え、制定法又は規則の他の規定で経験又は共通の理解を有する概念については明示的にその意義を参照すること、客観的適用のためにセーフハーバーを定めること、一般に考え得る具体的状況を列挙することにより、要件の明確化を図っていること⁽¹¹³⁾。

(110) Keightley and Sherlock, *supra* note 99, p.31.

(111) 一高龍司「米国 Subpart F 税制における外国同族持株会社所得（FPHCI）の意義—除外項目を中心に—」税大ジャーナル 12 号 63 頁（2009）。

(112) 一高・前掲注(111) 63 頁。

(113) 一高龍司「米国 Subpart F 税制の要点と問題点について」国際税制研究 22 号 91 頁（2009）。

第3節 英国の動向

1 英国の CFC 税制の概要⁽¹¹⁴⁾

英国の CFC 税制は、Taxation International and Other Provisions Act 2010（以下「TIOPA2010」という。）Part 9A（371AA 条から 371VJ 条まで）に規定されている。

英国は、我が国における外国子会社合算税制の導入よりも後の 1984 年に CFC 税制を導入したが、外国配当免税制度の導入（2009 年）及び国外恒久的施設所得の選択的免税制度の導入（2011 年）により、内国法人に係る課税原則について、それまでの全世界所得課税主義から領域内所得課税主義に大きく軸足を移すとともに、法人税率の段階的な引下げ、パテント・ボックス制度の導入等の一連の法人税改革を実施する中で、CFC 税制についても、それまでの事業体アプローチを基本とする制度から、一定の所得区分の下で制度の対象とすべき金額を特定することを基本とする制度に抜本的に改め、2013 年から新しい制度を施行している。

これらの一連の法人税改革の内容等については、下記 2 において改めて整理することとするが、このような英国の動向は、平成 21 年度税制改正で外国子会社配当益金不算入制度を導入するとともに、法人税率の引下げが大きな議論となっている我が国と相通ずるものがあると考えられることから、英国の新しい CFC 税制の内容を確認しておくことは、我が国の外国子会社合算税制のあり方を考える上で一定の意義があると認められる。

そこで、適用対象となる所得及び適用除外を中心に、英国の現行の CFC 税制の概要について、少し詳しく整理してみたい。

(114) 英国における CFC 税制改正の動向及び新制度の内容等については、神山弘行「英国における CFC 税制改正の動向とその課題」中里ほか・前掲注(27) 248 頁以下、青山慶二「英国の法人税改正の動向—国際課税の観点から—」租税研究 743 号 173 頁以下（2011）、本庄資『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』379～387 頁（日本租税研究協会、2013）が詳しい。

(1) 対象となる外国法人(CFC)

一又は複数の英国居住者に支配されている非英国居住法人(Controlled Foreign Company; CFC)が対象とされる (TIOPA2010 § 371AA(3))。

この場合における「支配(control)」について、次のイ又はロいずれかの要件を満たす場合に、P が C を支配するものとされる (TIOPA2010 § 371RB(1)(2))。また、二以上の者が、総合すれば、ある法人の支配の判定上、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす場合には、これらの者が当該法人を支配するものとされる (TIOPA2010 § 371RB(7))。

イ 法的支配要件

次の事実により P が自己の意向に従って C の業務を遂行することを確保していること。

(イ) C 若しくは他の法人における、若しくはこれらの法人に関連する株式の保有若しくは議決権の保有

(ロ) C 若しくは他の法人の定款その他の書面により与えられた権限

ロ 経済的支配要件

次のことが合理的に推定されること。

(イ) C の全株式が譲渡されるとしたならば、P がその譲渡収益の 50%超を受領すること (直接又は間接に、かつ、譲渡の時か事後かは問わない。)

(ロ) C の全所得が分配されるとしたならば、P がその分配額の 50%超を受領すること (直接又は間接に、かつ、分配の時か事後かは問わない。)

(ハ) C が清算される場合その他の状況において、P がその分配可能な資産の 50%超を受領すること (直接又は間接に、かつ、清算等の時か事後かは問わない。)

また、上記イ又はロにより、英国居住者及び英国非居住者の二者が非英国居住法人を支配するものとされる場合において、次の 2 つの要件をいずれも満たすときは、当該非英国居住法人は、CFC に該当するものとされる (TIOPA2010 § 371RC)。

A 当該英国居住者が、当該非英国居住法人に係る支配の判定に用いられる持分等の 40%以上を保有すること。

B 当該英国非居住者が当該持分等の 40%以上 55%未満を保有すること。

(2) 適用を受ける英国の納税者

英国居住法人は、次の 2 つの割合の合計が 25%以上である場合に、課税対象法人(chargeable company)とされる (TIOPA2010 § 371BD(1))。なお、適用対象は法人のみとされている (TIOPA2010 § 371BC(1))。

イ 当該英国居住法人に割り当てられる当該 CFC の課税所得の割合

ロ 当該課税期間のいずれかの時点において当該英国居住法人に関連する関連者に割り当てられる当該 CFC の課税所得の割合

(3) 適用対象となる所得

適用対象となる CFC の所得は、事業帰属所得、非事業的金融所得等の区分ごとに定められた「ゲートウェイ審査(CFC CHARGE GATEWAY)」を経た上で、それらの区分ごとに決定される (TIOPA2010 § 371CA～371HA)。

所得の区分ごとのゲートウェイ審査及び対象所得の算定の流れは、次のイからニまでのとおりである⁽¹¹⁵⁾。

イ 事業所得(profits attributable to UK activities)

(i) ゲートウェイ審査

次の A から D までの条件のすべてに該当しない場合に限り、次の (ロ)の所得算定が行われる (TIOPA2010 § 371CA)。

A 当該 CFC が、当該会計期間のいずれの時点においても、次の 2 つの要件のいずれも満たす取決めに基づく資産の保有又はリスクの負担をしないこと。

(A) 当該取決めの主たる目的又は主たる目的の一つが、英国の法令に基づくある者の租税負担を減少し、又は排除することであり、

(115) Solo Consolidation 所得という区分があるが、英国固有の制度を前提としたものと考えられるため、省略した。

かつ、当該取決めの結果、いずれの時点においても、当該 CFC が、その事業につき、そうでなかったとした場合よりも多くの利益を得られるものと期待されていること。

(B) 当該取決めの結果として、一又は複数の者のある国の法令に基づく租税負担を減少又は排除させることが期待されており、かつ、そのような期待がなければ、当該取決めが行われることがなかったであろうことが合理的に推定できること。

B 当該 CFC が、当該会計期間のいずれの時点においても、英国で管理される資産又はリスクを有しないこと。

資産の取得、創作、開発若しくは開拓又はリスクの引受け若しくは負担が、関連英国活動（①CFC によって英国で行われる活動で、さもなければ英国に所在する恒久的施設を通じて行われたであろうもの又は②非関連の法人間では締結されないことが合理的に推定できる取決めに基づき、CFC の関連法人によって英国で行われる活動）を通じてかなりの程度、管理又は支配される場合には、資産又はリスクが英国で管理されるものとされる（TIOPA2010 § 371CA(9)(10)）。

C 当該会計期間中常時、当該 CFC が、その英国で管理される資産又はリスクの英国での管理を取り止めたとしても、その事業が商業的に効果があることを確保する能力を自ら有すること（英国での管理の意義は、上記 B と同じ）。

D 当該 CFC の仮の総所得(assumed total profits)が、非事業的金融所得(non-trading finance profits) 又は不動産事業所得(property business profits)のいずれか一方又は双方のみから構成されること。

(p) ゲートウェイ審査を経た所得の算定⁽¹¹⁶⁾

(116) 事業所得の算定は、OECD の恒久的施設への所得帰属に関する 2010 年報告書（OECD. (2010). *Report on the Attribution of Profits to Permanent Establishments*）と同様の手法が採用されている（神山・前掲注(114) 267 頁）。法

A 原則 (TIOPA2010 § 371DA(1)、DB)

次の8つのステップにより、対象となる所得が決定される。

ステップ 1 当該 CFC が保有する又は保有していた資産及び当該 CFC が負担する又は負担していたリスクで、当該 CFC の仮の総所得に含まれる金額が生ずるもの（以下「基準資産・リスク」という。）を特定する。

ステップ 2 基準資産・リスクから、当該 CFC の仮の総所得が、当該 CFC が当該資産を全く保有しなかった場合又は当該 CFC が当該リスクを全く負担しなかった場合の仮の総所得を無視できるほど軽微な程度に上回る場合における資産又はリスクを除外する。

ステップ 3 当該 CFC グループが単体法人であったと仮定した場合に、当該 CFC グループによって遂行される重要な人的機能又は重要な企業活動におけるリスク引受け機能 (a significant people function or a key entrepreneurial risk-taking function; SPF) で、次のことに関連するものを特定する。

(a) 基準資産・リスクに含まれる資産の経済的帰属

(b) 基準資産・リスクに含まれるリスクの引受け及び管理

ステップ 4 ステップ 3 で特定された SPF が、英国 SPF（当該 CFC 又は当該 CFC に関連する法人によって英国内で遂行される SPF をいう。以下同じ。）であるか、非英国 SPF であるかを決定する。

ステップ 5 ステップ 4 で決定された英国 SPF が、当該 CFC が英国内に有する恒久的施設によって遂行される（非英国 SPF は、すべて当該 CFC 自身によって遂行される）とした場合に、基準資産・リスクに含まれる資産及びリスクが当該恒久的施設に帰属することになるかどうかを決定する。

令上、同報告書が直接参照されている部分もある (TIOPA2010 § 371DA(3)(a)(b))。

ステップ 6 基準資産・リスクから、次の B の資産又はリスクを除外する。

ステップ 7 基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクで、ステップ 5 において当該恒久的施設に帰属することになるものを当該 CFC が保有又は負担しなかったとした場合の当該 CFC の仮の総所得（以下「暫定事業所得」という。）を再計算する。

ステップ 8 暫定事業所得から、次の C から E までによる金額を除外する。

B 小規模事業に係る資産・リスクの除外 (TIOPA2010 § 371DC)

上記 A のステップ 6 において除外される資産又はリスクは、次の (A) の金額が (B) の金額の 50% 未満である場合に基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクとされる。

(A) 次の①と②との合計額

① 当該 CFC がステップ 5 において当該恒久的施設に帰属することになる資産又はリスクを保有又は負担しなかった場合に当該会計期間に受領することにならなかったであろう当該 CFC の収益の額（費用控除及び剰余金への振替又は剰余金の取崩前の金額）

② 当該 CFC が当該資産又は当該リスクを保有又は負担しなかった場合に当該会計期間に当該 CFC に生じたであろう追加費用の額

(B) 次の③と④との合計額

③ 当該 CFC が当該基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクを全く保有又は負担しなかった場合に当該会計期間に受領することにならなかったであろう当該 CFC の収益の額（費用控除及び剰余金への振替又は剰余金の取崩前の金額）

④ 当該 CFC が当該資産又はリスクを全く保有又は負担しなかったとしたならば当該会計期間に当該 CFC に生じたであろう

う追加費用の額

C 経済価値による適用除外 (TIOPA2010 § 371DD)

基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクの経済的帰属又は引受け及び管理に関連する SPF の全部又は一部が英国 SPF である結果、暫定事業所得に含まれることになる金額について、次の要件を満たす場合には、暫定事業所得から除外される。

- (A) 当該資産又はリスクの保有又は負担から当該 CFC グループに生ずる純経済価値（英国外の法令に基づき課されるある者の租税債務の減免から直接又は間接に生じる価値を除く。以下同じ。）が、当該 CFC に関連する英国居住法人のみによって保有又は負担された場合に生じたであろう純経済価値を超えること。
- (B) 関連非租税価値（英国の法令に基づき課されるある者の租税債務の減免から直接又は間接に生じる価値ではない価値をいう。）が、上記(A)の超過価値の主要部分であること。

D 独立企業取決めによる適用除外 (TIOPA2010 § 371DE)

基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクの経済的帰属又は引受け及び管理に関連する SPF の全部又は一部が英国 SPF である結果、暫定事業所得に含まれることになる金額について、当該英国 SPF が当該 CFC と当該 CFC の関連法人との間の取決め（関連者間取決め）に基づき当該関連法人によって遂行され、かつ、当該英国 SPF である SPF が当該 CFC の関連法人によって遂行されない場合には当該 CFC がその非関連法人との間で、当該関連者間取決めと同様の方法で構成され、かつ、当該 CFC の事業に関連して、当該関連者間取決めと同様の商業上の効果を有する取決めを行うことが合理的に推定される場合には、暫定事業所得から除外される。

E セーフ・ハーバーによる適用除外

(A) 原則 (TIOPA2010 § 371DF)

次の a から e までの基準をすべて満たす場合には、すべての事

業所得が暫定事業所得から除外される。

a 事業拠点基準 (TIOPA2010 § 371DG)

当該会計期間中常時、当該 CFC が、当該会計期間につきその居住地国に次の要件を満たす拠点 (①事務所、店舗、工場等、②天然資源の採掘現場、③12ヶ月以上の期間の建築現場等) を有すること。

(a) 合理的な永続性をもって、占有及び使用する (予定である) もの

(b) 当該居住地国での当該 CFC の事業が、すべて又は主として遂行されるもの

b 所得基準 (TIOPA2010 § 371DH)

当該 CFC の基準事業所得 (当該 CFC の事業所得のうち、当該会計期間につきその居住地国で製造された物品の英国内での販売から生ずるもの以外のもの) の 20% (当該会計期間中のいずれかの時点において、当該 CFC の主たる事業が、当該 CFC がその居住地国で規制される銀行業である場合には、10%) 以下が、英国居住者又は英国非居住法人の英国恒久的施設から直接又は間接に生じること。

c 管理費用基準 (TIOPA2010 § 371DI)

英国関連管理費用 (英国内で関連管理機能 (基準資産・リスクに含まれる資産又はリスクの管理又は支配) を遂行する従業員その他の個人に関連する費用) の額が、関連管理費用の総額 (次の費用の合計額) の 20%以下であること。

(a) 関連管理機能を遂行する当該 CFC の従業員の雇用の際に生じた費用

(b) 当該 CFC の従業員でない個人で、当該個人と当該 CFC との間の取決めにより関連管理機能を遂行する者の直接又は間接の従事の際に生じた費用

(c) 当該 CFC の関連法人の直接又は間接の従事の際に生じた費用で、次の際に当該関連法人に生じたもの

- ・ 関連管理機能を遂行する当該関連法人の従業員の雇用
- ・ 当該関連法人の従業員でない個人で、当該個人と当該関連法人との間の取決めにより関連管理機能を遂行する者の直接又は間接の当該関連法人による従事

ただし、この管理費用基準を満たさない場合であっても、次の要件をすべて満たすときは、すべての事業所得が暫定事業所得から除外される（50%基準）。

- i a の事業拠点基準、b の所得基準、d の知的財産基準及び e の物品輸出基準をすべて満たすこと。
- ii 基準資産・リスクに含まれ、関連管理費用の総額の一部分に関連する資産又はリスクがあること。
- iii 当該資産又はリスクに関連する英国関連管理費用の額が、当該資産又はリスクに関連する関連管理費用の総額の 50% 以下であること。
- iv 当該資産又はリスクから生じる事業所得が暫定事業所得に含まれること。

d 知的財産基準（TIOPA2010 § 371DJ）

次の要件のいずれにも該当しないこと。

- (a) 当該会計期間における当該 CFC の仮の総所得に、当該 CFC が保有する知的財産（開発知的財産）から生ずる金額が含まれること。
- (b) 当該開発知的財産の全部又は一部が、基準期間（当該会計期間及びその前 6 年間）中に当該 CFC の関連者によって当該 CFC に直接又は間接に移転され、又は当該期間中に当該 CFC の関連者が保有する知的財産から直接又は間接に当該期間中に獲得されたこと。

(c) 上記(b)の移転又は獲得の結果、当該関連者が保有する当該知的財産の価値が、その移転又は獲得がされなかったとした場合の価値よりも著しく減少したこと。

(d) 開発知的財産の一部のみが移転又は獲得された場合に、次の要件のいずれかを満たすこと。

i 移転又は獲得された開発知的財産の当該部分（英国獲得知的財産）が、当該開発知的財産の重要な部分であること。

ii 英国獲得知的財産の移転又は獲得の結果、当該 CFC の仮の総所得が、その移転又は獲得がされなかったとした場合の仮の総所得よりも著しく高いこと。

これらの要件における「重要な部分である」か否か又は「著しく高い」か否かの判定について、法令上定義はなく、個々の事例における事実及び状況を勘案することになるが、大まかな基準として、「10%以上」が示されている⁽¹¹⁷⁾。

e 物品輸出基準（TIOPA2010 § 371DK）

当該 CFC の事業所得の 20%以下が、英国から輸出される物品（英国から当該会計期間につき当該 CFC が居住者である国に輸出されるものを除く。）から生じること。

(B) 租税回避防止（TIOPA2010 § 371DL）

上記(A)a から e までの基準をすべて満たす場合又は上記(A)c の 50%基準を満たす場合であっても、上記(A)a から e までの基準の一つ若しくは複数を満たし、又は上記(A)c の 50%基準を満たすようにすることをその主たる目的又は主たる目的の一つとする当該

(117) HM Revenue & Customs “*Controlled Foreign Companies and permanent establishments – draft guidance*” (Updated of 31 May 2013) para104 of The CFC Charge Gateway: Chapter 4 – Profits Attributable to UK Activities (<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140109143644/http://www.hmrc.gov.uk/drafts/chapter-4-update.pdf> (平成 27 年 4 月 3 日最終閲覧)) .

CFC グループの事業の重要な部分を編成又は再編成する取決めがあるときは、これらの基準は満たさないものとされる。

ロ 非事業的金融所得(non-trading finance profits)

(イ) ゲートウェイ審査

A 原則 (TIOPA2010 § 371CB(1)~(4))

次の(A)若しくは(B)の所得又は Solo Consolidation 所得に該当する所得以外の所得について、次の(ロ)の所得算定が行われる。

(A) CFC が行う事業で、その所得が当該会計期間につき CFC 課税ゲートウェイを通過する当該事業に係る事業所得がないものために当該 CFC が保有するファンドの投資から生ずる所得

(B) CFC が行う英国内不動産事業又は英国外不動産事業のために当該 CFC が保有するファンドの投資から生ずる所得

B 対象外のファンド (TIOPA2010 § 371CB(5)~(7))

次のいずれかに該当するファンドについては上記 A(A)又は(B)には該当せず、その所得につき次の(ロ)の所得算定が行われる。

(A) 次のいずれかに基づく配当その他の分配を行う CFC に対する制限(基準 12 ヶ月(当該会計期間終了後の 12 ヶ月の期間をいう。この B において同じ。)前に効力を失うものを除く。)を唯一の又は主たる理由として保有されるファンド

a 当該 CFC の設立国の法令

b 当該 CFC を規律する定款その他の文書の規程

c 当該 CFC によって又は当該 CFC に関連して締結された取決め

(B) 基準 12 ヶ月後に配当その他の分配を行うことを目的として保有されるファンド

(C) 法人の株式の取得又はある者への出資を目的として保有されるファンド

(D) 基準 12 ヶ月後に土地の取得、開発又は投資を行うことを目的

として保有されるファンド

(E) 偶発事象に備えることを唯一の又は主たる理由として保有されるファンド

(F) ある国の法令に基づき課される租税債務の減免を唯一の又は主たる理由として保有されるファンド

C 付随的な非事業的金融所得（5%ルール）（TIOPA2010 § 371CC）

次の要件のいずれかを満たす CFC の会計期間について、当該 CFC の非事業的金融所得が基準金額の 5%以下である場合には、次の⁽ⁿ⁾の所得算定は行われない。

(A) 当該 CFC が事業所得（当該会計期間につき CFC 課税ゲートウェイを通過するものを除く。）又は不動産事業所得を有すること。

(B) 当該 CFC が非課税分配所得を有し、かつ、当該会計期間中常に、その事業の主要な部分がその 51%超の支配を受ける子会社（以下「51%子会社」という。）の株式の保有であること。

「基準金額」とは、次の金額をいう。

(C) 上記(A)の要件を満たす CFC については、当該 CFC の事業所得及び不動産事業所得の合計額（支払利子及び租税控除前）

(D) 上記(B)の要件を満たす CFC については、当該 CFC の非課税分配所得の合計額

(E) 上記(A)及び(B)の要件をいずれも満たす CFC については、上記(C)及び(D)の合計額

(n) ゲートウェイ審査を経た所得の算定

次の A から D までの所得が、課税対象となる非事業的金融所得とされる（TIOPA2010 § 371EA～371EE）。

A 英国での活動から生ずる所得

上記イ(n)A のステップ 1 から 5 まで及び 7 に基づき算定される所得

B 英国からの資本投資から生ずる所得

関連英国ファンド等（次のファンドその他の資産をいう。）から生ずる所得

- (A) 英国関連法人（当該 CFC に関連する英国居住法人又は当該 CFC に関連する英国非居住法人で英国 PE を通じて事業を行うものをいう。以下同じ。）による当該 CFC への出資を表し、又は当該出資から直接又は間接に得られるファンドその他の資産（当該 CFC の株式の発行に関連するか否かを問わない。）
 - (B) CFC 課税が行われる会計期間前の会計期間に当該 CFC の課税所得に含まれる金額を表し、又は当該金額から直接又は間接に得られるファンドその他の資産
 - (C) 174 条（移転価格）により当該会計期間又はその前の会計期間の当該 CFC の仮の総所得の計算上考慮されない金額を表し、又は当該金額から直接又は間接に得られるファンドその他の資産
 - (D) 英国関連法人から直接又は間接に当該 CFC によって受領されるファンドその他の資産を表し、又は当該資産から直接又は間接に得られるファンドその他の資産で、上記(A)から(C)までのファンド等に該当しないもの
- C 英国居住法人への配当に代わる取決めから生ずる所得
- 次の要件をいずれも満たす取決め（次の D の関連ファイナンス・リースを除く。）から生ずる所得
- (A) 当該取決めが、当該 CFC に関連する英国居住法人又は当該 CFC に関連する英国非居住法人の英国 PE のために当該英国非居住法人との間で直接又は間接に当該 CFC によって行われること。
 - (B) 次のことがいずれも合理的に推定されること。
 - a 当該取決めが、当該他の法人に直接又は間接に配当その他の分配を行う当該 CFC に代わる手段として行われること。
 - b 当該取決めの主たる理由又は主たる理由の一つが、ある国の法令に基づき課されるある者の租税債務又は潜在的租税

債務に関連する理由であること。

D 英国居住法人へのリースから生ずる所得

次の条件をいずれも満たす関連ファイナンス・リースから生ずる所得

(A) 当該リースが、当該 CFC に関連する英国居住法人又は当該 CFC に関連する英国非居住法人の英国 PE のために当該英国非居住法人との間で直接又は間接に当該 CFC によって行われること。

(B) 次のことがいずれも合理的に推定されること。

- a 当該リースが、当該リースの目的となる資産を直接又は間接に購入する当該他の法人に代わる手段として行われること。
- b 当該リースの主たる理由又は主たる理由の一つが、ある国の法令に基づき課されるある者の租税債務又は潜在的租税債務に関連する理由であること。

ただし、次の非事業的金融所得については、適用対象とされない (TIOPA2010 § 371IA~IH)。

- i 適格原資(qualifying resources)による適格融資契約(qualifying loan relationship)から生じる所得
- ii 上記 i に該当しない適格融資契約から生じる所得の 75%

ハ 事業的金融所得

(イ) ゲートウェイ審査

次の要件を満たす場合における CFC の会計期間について、次の(ロ)の所得算定が行われる (TIOPA2010 § 371CE(1))。

- A 当該 CFC が事業的金融所得を有すること。
- B 当該会計期間のいずれの時点においても、当該 CFC が、英国関連出資から直接又は間接に生じるファンドその他の資産を有すること。
CFC の「事業的金融所得」とは、①当該 CFC が当該会計期間にお

いてグループ財務会社(group treasury company)であり、かつ、②当該 CFC の事業的金融所得が非事業的金融所得であるかのように取り扱われるよう要請する通知が歳入関税庁に提出されている場合において、非事業的金融所得であるかのように取り扱われるべきものをいう (TIOPA2010 § 371CE(2))。

(ii) ゲートウェイ審査を経た所得の算定

次の3つのステップにより決定される所得が、課税対象となる事業的金融所得とされる (TIOPA2010 § 371FA)。

ステップ1 当該会計期間中、当該 CFC の自由資本 (free capital; 当該 CFC がその事業のために有する調達資金 (当該 CFC の非事業的金融所得又は事業的金融所得の算定上考慮される負債を生じさせないものに限る。)) が、他の法人の 51%子会社でない法人であるとしたならばその自由資本として合理的に推定されるものを超えるかどうかを決定する⁽¹¹⁸⁾。

超過自由資本がある場合には当該超過自由資本の額が、ない場合には当該 CFC の自由資本 (英国関連出資から直接又は間接に生じるものに限る。) の額が、「ステップ1金額」とされる。

ステップ2 当該 CFC が保険業を営む場合にのみ適用され、当該 CFC が保険業を営む会計期間中、当該 CFC の自由資産 (free assets; 当該 CFC の資産の価値がその負債資本を上回る金額) が、他の法人の 51%子会社でない法人であるとしたならばその自由資産として合理的に推定されるものを超えるかどうかを決定する。

超過自由資産がある場合には当該超過自由資産の額が、ない場合には当該 CFC の自由資産 (英国関連出資から直接又は間接に生じるものに限る。) の金額が、「ステップ2金額」とされる。

(118) この仕組みについて、「厳密な意味での独立当事者間基準には該当しないかもしれないが、通常の会社の状態を参照基準としている点では共通している」との見解がある (神山・前掲注(114) 270頁)。

ステップ 3 ステップ 1 及びステップ 2 で決定される超過額がない場合には、対象となる所得はない。

当該超過額がある場合には、ステップ 1 金額又はステップ 2 金額の投資その他の使用から生ずることが合理的に推定される限りにおいて、当該 CFC の事業的金融所得が対象となる。

ニ キャプティブ保険所得

(イ) ゲートウェイ審査

次の要件を満たす場合における CFC の会計期間について、次の(ロ)の所得算定が行われる (TIOPA2010 § 371CF)。

A 当該会計期間のいずれの時点においても、当該 CFC の事業の主たる部分が保険業であること。

B 当該 CFC の仮の総所得が次の契約から直接又は間接に生じる金額を含むこと。

(A) ①当該 CFC に関連する英国居住法人又は②当該 CFC に関連する英国非居住法人で英国 PE を通じて事業を行うものと締結される保険契約

(B) 英国居住者と締結される保険契約で、英国関連法人（上記(A)の①又は②の法人）による当該英国居住者に対する商品又は役務（保険業の一部として提供される役務を除く。）の提供に直接又は間接に結び付けられるもの

(ロ) ゲートウェイ審査を経た所得の算定

次の要件に該当する所得が、課税対象となるキャプティブ保険所得とされる (TIOPA2010 § 371GA)。

A 当該 CFC の保険業から生ずる所得であること。

B 次の保険契約から直接又は間接に生じる所得であること。

(A) ①当該 CFC に関連する英国居住法人又は②当該 CFC に関連する英国非居住法人で英国 PE を通じて事業を行うものと締結される保険契約（原契約が当該保険契約に該当する再保険契約を含

む。)

(B) 英国居住者と締結される保険契約で、英国関連法人（上記(A)の①又は②の法人）による当該英国居住者に対する商品又は役務（保険業の一部として提供される役務を除く。）の提供に直接又は間接に結び付けられるもの

C 当該 CFC が当該会計期間につき欧州経済領域（European Economic Area; EEA）参加国⁽¹¹⁹⁾の居住者であり、かつ、その所得が当該 CFC が EEA 参加国ではない国に有する PE の活動から生じない場合には、次のいずれかの要件を満たす保険契約から直接又は間接に生じる所得であること。

(A) 被保険者が、その保険契約の締結に重要な英国非租税理由（UK non-tax reason; 英国の法令に基づき課されるある者の租税債務又は潜在的租税債務に関連する理由以外の理由をいう。(B)において同じ。）を有しないこと。

(B) 再保険契約については、原契約の被保険者が、その原契約の締結に重要な英国非租税理由を有しないこと。

(4) 法人単位での適用除外

英国の CFC 税制では、上記(3)の所得ごとのゲートウェイ審査及び各所得の算定における所得単位での適用除外のほか、法人単位での適用除外が、以下のとおり設けられている。

イ 適用猶予期間による適用除外(the exempt period exemption)

(イ) 適用要件 (TIOPA2010 § 371JB)

次の A から C までの要件をすべて満たす場合、CFC の会計期間に

(119) EU 加盟 28 개국 (オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国) 並びにアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーが該当する (<http://www.gov.uk/eu-eea> (平成 27 年 6 月 19 日最終閲覧))。

つき適用除外となる。

A 当該会計期間が当該 CFC の適用猶予期間(次の 3 つの要件をいずれも満たす場合に、当該 CFC の会計期間中のいずれかの時点(以下「基準時点」という。)に開始する期間をいう。以下同じ。)中に終了すること。

(A) 次の要件のいずれかを満たすこと【初期要件】。

- a 基準時点の直前において、当該 CFC に該当する法人(法人 C)が事業を営んでいること。
- b 基準時点が法人 C の設立時点である場合に、一又は二以上の法人を支配することを目的として(法人 C がこれらの法人のうちの一又は二以上の法人の支配を開始する時点で、適用猶予期間が当該法人に関連して開始することが期待されている場合)一又は二以上の者によって当該法人が設立されること。

(B) 次のことを仮定した場合において、CFC 課税に係る当該 CFC の持分を有する者の決定、当該者の間での CFC 課税所得及び控除対象外国税額の配分並びに課税対象法人の決定⁽¹²⁰⁾の結果、当該会計期間について、一又は複数の課税対象法人があること【課税要件】。

- a 当該 CFC に該当する法人が、その時点において CFC に該当すること。
- b その時点が、当該 CFC の会計期間中にあること。
- c 当該会計期間について、CFC 課税が行われること。

(C) 基準先行期間(基準時点の直前に終了する 12 ヶ月の期間のうち、当該 CFC に該当する法人が存在しない期間を除いた期間)中に上記(B)の課税要件を満たす時点がないこと。

B 次の要件をいずれも満たすこと【後続期間要件】。

(120) TIOPA § 371BC(1), Steps 1, 3 and 4.

- (A) 当該 CFC が、適用猶予期間終了後に開始する少なくとも一の会計期間を経過する前に CFC に該当しなくなるしないこと。
 - (B) CFC 課税が、適用猶予期間終了後に開始する当該 CFC の最初の会計期間について行われなければならないこと。
- C 基準期間（適用猶予期間開始後直ちに開始し、当該適用猶予期間終了後に開始する当該 CFC の最初の会計期間の終了時に終了する期間）中常に、次の 2 つの要件をいずれも満たすこと【課税対象法人要件】。
- (A) 上記 A(B) の課税要件を満たすこと。
 - (B) 当該要件の適用により課税対象法人に該当することとなる各法人が、本来の課税対象法人（original chargeable company; 上記 A(B) の課税要件の適用により、適用猶予期間開始時に課税対象法人に該当することとなる法人）である又は本来の課税対象法人と関連を有すること。
- (iv) 適用猶予期間の長さ（TIOPA2010 § 371JC(1)）
適用猶予期間は、12 ヶ月とされている。
ただし、当該適用期間終了までに延長の申請がされた場合（当該申請の時点において、上記(i)A(B)の課税要件により課税対象法人に該当することとなる法人によって行われるものに限る。）には、歳入関税庁がその期間を延長することができる。
- (v) ゲートウェイ審査を通過した所得の調整（TIOPA2010 § 371JE）
次の要件をいずれも満たす場合には、CFC の会計期間について、ゲートウェイ審査を通過した当該 CFC の仮の総所得のうち適用猶予期間に生じるもの（適正かつ合理的な基準に基づき決定）は課税対象から除かれる。
- A 当該会計期間が、当該 CFC の適用猶予期間中に開始するが終了しないこと。
 - B 上記(i)B の後続期間要件及び上記(i)C の課税対象法人要件をい

れも満たすこと。

(二) 租税回避防止 (TIOPA2010 § 371JF)

次のいずれかの要件を満たす場合には、適用猶予期間による適用除外は、CFC の会計期間（基準会計期間）について適用されない。

- A ある時点で行われる取決めの主たる目的又は主たる目的の一つが、ある者の租税上の優遇を確保することであり、当該取決めが、当該基準会計期間又は当該基準会計期間及び当該 CFC の他の会計期間について適用され、又は適用されることが期待される適用猶予期間による適用除外に結び付いており、かつ、当該取決めが、当該 CFC の非事業的金融所得若しくは事業的金融所得の起因となる当該 CFC の資産保有又は当該 CFC の所得の起因となる当該 CFC の知的財産保有のいずれか又は双方を含むものであること。
- B ある時点で行われる取決めの結果、当該 CFC の会計期間が 12 ヶ月よりも短くなり、かつ、当該取決めの主たる目的又は主たる目的の一つが、当該基準会計期間又は当該基準会計期間及び当該 CFC の他の会計期間について適用猶予期間による適用除外の適用を受けることにあること。

ロ 免除地域による適用除外(the excluded territories exemption)

(イ) 適用要件 (TIOPA2010 § 371KB、371KC、371KD)

次の要件をすべて満たす場合に、CFC の会計期間について、適用除外となる。

- A 当該 CFC が、当該会計期間について、下記(ロ)の免除地域の居住者であること。
- B 当該会計期間について、次の金額の合計額が、当該会計期間の当該 CFC の会計利益の 10%又は 50,000 ポンド(当該会計期間が 12 ヶ月に満たない場合には、50,000 ポンドから比例的に減額される。)のいずれか低い金額以下であること。

(A) 当該 CFC の当該会計期間のカテゴリーA 所得

(B) 当該 CFC の当該会計期間のカテゴリーB 所得

(C) 当該 CFC の当該会計期間のカテゴリーC 所得

(D) 当該 CFC の当該会計期間のカテゴリーD 所得

C 下記(ホ)の知的財産要件を満たすこと。

D 当該 CFC が、当該会計期間のいずれの時点においても、ある者のために課税上の優遇を得ることを主たる目的又は主たる目的の一つとする取決めに関与していないこと。

(ロ) 免除地域 (TIOPA2010 § 371KB(2)(3))

歳入関税庁長官が通達で定める地域をいい、具体的には、我が国を含む 103 の国・地域が次頁の表 5 のとおり定められている⁽¹²¹⁾。

なお、当該 CFC が保険業を営む場合には、当該会計期間中のいずれの時点においてもルクセンブルグでその事業を営むものではないことが、免除地域による適用除外の判定上、上記(イ)の 4 つの要件に追加される⁽¹²²⁾。

(ハ) 特定国の特例

CFC がオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本又は米国の居住者である場合には、次の 2 つの要件を満たすことを条件に、上記(イ)B の金額要件及び上記(イ)C の知的財産要件は課されない⁽¹²³⁾。

A 当該 CFC 又は当該 CFC に持分を有する者が、当該会計期間に生じる当該 CFC の所得（その支払をする法人が、自己が居住者である国の法令に基づく課税上、その所得からの控除が認められる配当その他の分配以外の配当その他の分配を除く。）のすべてについて、当該国の法令に基づき租税を課される場合にのみ、CFC の住所又は事業の管理の場所によりその居住地が決定されること。

(121) The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012 No.3024 § 3 and Part 1 of the Schedule.

(122) *Id.*, § 5 and Part 2 of the Schedule.

(123) *Id.*, § 4.

【表5】

アフガニスタン	チェコ	ジャマイカ	ロシア
アルジェリア	コンゴ	日本	サウジアラビア
アンゴラ	デンマーク	ケニヤ	セネガル
アルゼンチン	ドミニカ	レソト	シエラレオネ
アルメニア	エクアドル	リビア	スロバキア
アルバ	エジプト	ルクセンブルグ	スロベニア
オーストラリア	エルサルバドル	マラウイ	ソロモン諸島
オーストリア	フォークランド諸島	マレイシア	南アフリカ
アゼルバイジャン	ファラオ諸島	マルタ	スペイン
バングラデシュ	フィジー	メキシコ	スリランカ
バルバドス	フィンランド	モナコ	スワジランド
ベラルーシ	フランス	モロッコ	スウェーデン
ベルギー	ガボン	ナミビア	タンザニア
ベリーズ	ガンビア	オランダ	タイ
ベニン	ドイツ	ニュージーランド	トリニダード・トバゴ
ボリビア	ガーナ	ナイジェリア	チュニジア
ボツワナ	ギリシャ	ノルウェー	トルコ
ブラジル	ギアナ	パキスタン	ウガンダ
ブルネイ	ホンデュラス	パナマ	ウクライナ
ブルンジ	アイスランド	パプア・ニュー・ギニア	アメリカ
カメルーン	インド	ペルー	ウルグアイ
カナダ	インドネシア	フィリピン	ベネゼーラ
中国	イラン	ポーランド	ベトナム
コロンビア	イスラエル	ポルトガル	ザンビア
クロアチア	イタリア	プエルトリコ	ジンバブエ
キューバ	アイルランド	韓国	

B 当該会計期間中のいずれの時点においても、当該 CFC の事業が、当該会計期間につき居住者とされる国以外の地域に有する PE を通じて営まれないこと。

(二) 金額要件に係る各所得の計算

上記(イ)Bの金額要件におけるカテゴリ-A所得からカテゴリ-D所得までの各所得の計算は、それぞれ次のとおりとされている。

A カテゴリ-A所得の計算 (TIOPA2010 § 371KE、371KF)

CFCのカテゴリ-A所得は、次の要件のいずれかを満たす基準所得（当該会計期間の当該 CFC の会計利益の算定上含まれる当該 CFC の所得又は当該会計利益の算定上含まれないが当該会計期間に生じた当該 CFC の所得）の収益の額（費用控除及び剰余金への振替又は剰余金の取崩前の金額）をいう。

(A) 当該基準所得が当該 CFC の居住地で免税とされること。

(B) 当該 CFC の居住地において当該基準所得につき納付することとなる租税が、当該国における投資を直接又は間接に促進させることを目的とする当該国の法令の規定に基づく軽減税率により課されること。

(C) ①当該 CFC の居住地において当該基準所得につき租税を納付することとなり、②当該国の法令に基づき、当該 CFC、当該 CFC に持分を有する者又は当該 CFC の関連者が、租税の還付又は税額控除についての支払を認められ、かつ、③当該還付又は支払が、①の租税の全部又は一部について直接又は間接に行われ、当該 CFC に生じた損失の控除の形式ではないこと。

ある会計期間の CFC のカテゴリ-A所得が、当該 CFC がその居住地国外の免除地域に該当する地域に有する PE の活動から生じる基準所得の収益の額を含むことになる場合には、当該 PE の当該基準所得の収益の額は、上記(A)から(C)までの要件中の「CFC の居住地国」を「PE が設立された国」と読み替えた場合に当該 CFC のカ

テゴリーA 所得に含められることになるものにより、当該 CFC の
 カテゴリーA 所得に含められることになる。

B カテゴリーB 所得の計算 (TIOPA2010 § 371KG)

CFC のカテゴリーB 所得は、当該 CFC の居住地国又は当該 CFC
 が PE を有する地域の法令に基づく課税上、当該 CFC の基準所得
 (上記 A の基準所得と同じ。) から控除される名目利子 (当該 CFC
 の資本又は債務について計算される名目利子費用その他の金融費用
 を表す金額) で、当該 CFC の仮の課税総所得の計算上控除されな
 いものをいう。

ただし、当該 CFC の基準所得に含められる非事業所得の収益の
 額 (費用控除及び剰余金への振替又は剰余金の取崩前の金額) のう
 ち、当該 CFC の居住地国外の居住者である者又は当該 CFC の居住
 地国の居住者である者 (当該 CFC を除く。) が当該国外の地域に有
 する PE から受領するものの額を限度とする。

C カテゴリーC 所得の計算 (TIOPA2010 § 371KH)

CFC のカテゴリーC 所得は、次の金額の合計額をいう。

- (A) 当該会計期間に当該 CFC が委託者又は受益者である信託につ
 いてその受託者に生じる金額
- (B) 当該会計期間に当該 CFC がパートナーであるパートナーシッ
 プに生じる所得の当該 CFC の持分の額

D カテゴリーD 所得の計算 (TIOPA2010 § 371KI)

CFC のカテゴリーD 所得は、当該 CFC の会計利益の算定上含め
 られる所得で、次の要件により当該 CFC のカテゴリーD 所得に含
 められるべきもの (下記(B)の基準金額) の収益の額 (費用控除及び
 剰余金への振替又は剰余金の取崩前の金額) をいう。

- (A) 所得が当該 CFC と当該 CFC の関連者との間の取決めによっ
 て定められた規定から生じること。
- (B) 当該 CFC の居住地国において、当該所得が当該 CFC の関連

者が当該 CFC の非関連者であった場合に生じたであろう所得を超える部分の金額(基準金額)により当該所得が減額されること。

(C) いずれの国においても、上記(B)の減額に対応して当該 CFC の関連法人の所得の増加がないこと。

また、当該 CFC の居住地国においてその所得について納付されることになる租税が、ルーリングその他の決定又は当該国の政府機関によって当該 CFC について行われる取決めにより軽減税率で課される場合における当該所得も、当該 CFC のカテゴリ D 所得に含められることになる。

(ホ) 知的財産要件 (TIOPA2010 § 371KJ)

次の要件のいずれにも該当しない場合に、知的財産要件を満たすこととなる。

- A 当該会計期間における当該 CFC の仮の総所得に、当該 CFC が保有する知的財産(開発知的財産)から生ずる金額が含まれること。
- B 当該開発知的財産の全部又は一部が、基準期間(当該会計期間及びその前6年間)中に当該 CFC の関連者によって当該 CFC に直接又は間接に移転され、又は当該期間中に当該 CFC の関連者が保有する知的財産から直接又は間接に当該期間中に獲得されたこと。
- C 上記 B の移転又は獲得の結果、当該関連者が保有する当該知的財産の価値が、その移転又は獲得がされなかったとした場合の価値よりも著しく減少したこと。
- D 開発知的財産の一部のみが移転又は獲得された場合に、次の要件のいずれかを満たすこと。
 - (A) 移転又は獲得された開発知的財産の当該部分(英国獲得知的財産)が、当該開発知的財産の重要な部分であること。
 - (B) 英国獲得知的財産の移転又は獲得の結果、当該 CFC の仮の総所得が、その移転又は獲得がされなかったとした場合の仮の総所得よりも著しく高いこと。

ハ 少額所得基準による適用除外(the low profits exemption)

(イ) 適用要件 (TIOPA2010 § 371LB)

少額所得基準による適用除外は、次の要件のいずれかを満たす場合における CFC の会計期間について適用される。

- A 当該会計期間の当該 CFC の会計利益が 50,000 ポンド以下であること。
- B 当該会計期間の当該 CFC の仮の課税総所得が 50,000 ポンド以下であること。
- C 当該会計期間の当該 CFC の会計利益が 500,000 ポンド以下であり、かつ、非事業所得を表す当該利益の額が 50,000 ポンド以下であること。
- D 当該会計期間の当該 CFC の仮の課税総所得が 500,000 ポンド以下であり、かつ、非事業所得を表す当該所得の額が 50,000 ポンド以下であること。

当該会計期間が 12 ヶ月に満たない場合には、上記の各要件中の 50,000 ポンド又は 500,000 ポンドの金額は、それぞれ比例的に減額される。

(ロ) 租税回避防止 (TIOPA2010 § 371LC)

次の要件のいずれかを満たす場合には、少額所得基準による適用除外は、CFC の会計期間（基準会計期間）について適用されない。

- A ある取決めの結果、この規定がなかったとしたならば、当該基準会計期間につき、少額所得基準による適用除外が適用されることになり、かつ、当該取決めの主たる目的又は主たる目的の一つが、当該基準会計期間又は当該基準会計期間及び当該 CFC の他の会計期間について少額所得基準による適用除外の適用を受けることにあること。
- B 当該基準会計期間中のいずれかにおいて、当該 CFC の事業が、専ら又は主として、英国仲介サービス（次の要件をいずれも満たす場

合に、当該 CFC は英国仲介サービスを提供しているとされる。) の提供であること。

(A) 英国居住者である個人（サービス提供者）が、ある者（顧客）のために英国においてサービスを自ら提供し、又は自ら提供する義務を有すること。

(B) 当該サービスが、当該サービス提供者と当該顧客との間の直接の契約によらず、当該 CFC が関与する取決めにに基づき提供されること。

ニ 低利益率基準による適用除外(the low profit margin exemption)

(イ) 適用要件 (TIOPA2010 § 371MB)

低利益率基準による適用除外は、CFC の会計期間について、当該 CFC の会計利益（子子控除前）が、当該 CFC の基準営業費用（当該会計利益の計算上考慮される営業費用のうち、次の費用以外のもの）の 10%以下である場合に適用される。

A 当該 CFC が購入した物品（当該会計期間につき当該 CFC が居住者とされる地域において当該 CFC が使用するものを除く。）の費用

B 直接又は間接に当該 CFC の関連者の所得の起因となる費用

(ロ) 租税回避防止 (TIOPA2010 § 371MC)

次の要件をすべて満たす場合には、低利益率基準による適用除外は、CFC の会計期間（基準会計期間）について適用されない。

A ある取決めの結果、この規定がなかったとしたならば、当該基準会計期間につき、低利益率基準による適用除外が適用されることになること。

B 当該取決めの主たる目的又は主たる目的の一つが、当該基準会計期間又は当該基準会計期間及び当該 CFC の他の会計期間について低利益率基準による適用除外の適用を受けることにあること。

ホ 税負担基準による適用除外(the tax exemption)

(イ) 適用要件 (TIOPA2010 § 371NB(1)(4))

次の3つのステップに従い、CFCの会計期間について、ステップ2の現地課税額がステップ3の英国課税額の75%以上である場合に、税負担基準による適用除外が適用される。

ステップ1 当該会計期間につき当該CFCが居住者である地域(CFC居住地国)を特定する。居住地国が特定されない場合には、税負担基準による適用除外を適用することはできない。

ステップ2 当該会計期間に生じた当該CFCの現地課税所得(当該CFC居住地国の法令に基づき課税上算定される所得をいい、譲渡損益を除く。)について当該CFC居住地国において納付する租税の額(現地課税額)を特定する(下記(ロ)参照)。現地課税額が下記(イ)のデザイナー・レート・タックス規定により決定される場合には、税負担基準による適用除外を適用することはできない。

ステップ3 下記(ニ)に従って、ステップ2の現地課税額に対応する当該会計期間に係る英国課税額を決定する。

(ロ) 現地課税額の減額 (TIOPA2010 § 371NC)

上記(イ)のステップ2の現地課税額は、次のAの要件に該当する所得又は所得及び費用(当該所得が当該費用を超える場合に限る。)が、当該CFC居住地国において租税が納付される当該会計期間に生じた当該CFCの現地課税所得の計算上考慮されないとした場合及び次のBの要件に該当する費用が当該所得の計算上考慮されないとした場合における現地課税額に減額される。

A 当該CFCの所得又は所得及び費用が、当該CFC居住地国において租税が納付される当該会計期間に生じた当該CFCの現地課税所得の計算上考慮されるが、当該会計期間の当該CFCの仮の課税総所得の計算上考慮されることにならないこと。

B 当該CFCの費用が、当該CFC居住地国において租税が納付される当該会計期間に生じた当該CFCの現地課税所得の計算上考慮されないが、当該会計期間の当該CFCの仮の課税総所得の計算上考

慮されることになること。

次の C から E までの要件をいずれも満たす場合には、上記により減額される現地課税額は、次の還付又は支払の額により減額される。

C 当該 CFC 居住地国において、当該会計期間に生じた当該 CFC の現地課税所得について租税が納付されることになること。

D 当該国の法令上、租税の還付又は税額控除に係る支払がある者に行われること。

E 当該還付又は支払が、上記 C の租税の全部又は一部について直接又は間接に行われること。

(ハ) デザイナー・レート・タックス規定 (TIOPA2010 § 371ND)

デザイナー・レート・タックス規定とは、自己が納付する租税の額に対し法人が重大な操作を行使できるよう予定されたものと歳入関税庁長官が認める規定で、歳入関税庁長官が通達で特定するものとされ、通達において次の規定がこれに該当するものとして定められている⁽¹²⁴⁾。

A ガーンジー島の 1975 年所得税法 17A 部 (国際的事業体)⁽¹²⁵⁾に定められる規定

B ジャージー島の 1961 年所得税法 123B 条 (国際事業法人)⁽¹²⁶⁾

C マン島の 1994 年国際事業法 1 部 (国際法人)⁽¹²⁷⁾に定められる規定及び同法 3 部 (雑則) に定められる規定 (同法 1 部に関連するものに限る。)

D ジブラルタルの所得税法 41 条 (適格法人に対する税率)⁽¹²⁸⁾

(124) The Controlled Foreign Companies (Designer Rate Tax Provisions) Regulations 2000 No.3158.

(125) Part XVIIIA (international bodies) of the Income Tax (Guernsey) Law, 1975.

(126) Article 123B (international business companies) of the Income Tax (Jersey) Law 1961.

(127) Part 1 (International Companies) of the Isle of Man International Business Act 1994.

(128) Section 41 (rates for qualifying companies) of the Gibraltar Income Tax Ordinance.

(二) 対応する英国課税額の計算 (TIOPA2010 § 371NE)

上記(i)のステップ3の対応する英国課税額は、英国法人税を課するとした場合に、当該会計期間の当該 CFC の仮の課税総所得について課されることになる英国法人税の額（次の調整をしたもの）とされている。

- A 現地課税額に係る外国税額控除はないものとする。
- B この調整がないとしたならば算定される英国法人税額から次の金額を控除する。
 - (A) 英国法人税を課するとした場合に当該 CFC の仮の課税総所得に対する英国法人税と相殺される英国所得税の額
 - (B) 当該 CFC の仮の課税総所得に含まれる所得について実際に課される英国の所得税又は法人税の額

2 英国の CFC 税制の変遷及び動向

英国は、課税繰延及び英国からの人為的な所得移転に対処するため、我が国における外国子会社合算税制の導入よりも後の 1984 年に、CFC 税制を導入した。

最近においては、英国法人税制の競争力を改善するため、外国配当免税制度の導入（2009 年）及び国外恒久的施設所得の選択的免税制度の導入（2011 年）により、内国法人に係る課税原則を、それまでの全世界所得課税主義から領域内所得課税主義に大きく軸足を移すとともに、法人税率の段階的な引下げ⁽¹²⁹⁾、パテント・ボックス制度⁽¹³⁰⁾の導入等の一連の法人税改革を実施する中で、CFC 税制についても、人為的な所得移転から英国の課税ベースを守りつつ、国際経済における事業実態に配慮するとの観点から、それまでの事

(129) 2008 年に 30%から 28%に、2011 年に 26%に、2012 年に 24%に、2013 年に 23%に、2014 年に 21%に、2015 年に 20%に順次引き下げられている。

(130) 2013 年 4 月に導入され、特許権の開発及び実施から生じる所得について、10%の税率で分離課税するもの。英国を含む各国のパテントボックス税制については、村岡欣潤=岡田至康「The Patent Box: 各国のパテントボックス税制の概要」租税研究 763 号 311～326 頁（2013）が詳しい。

業体アプローチを基本とする制度から、一定の所得区分の下で制度の対象とすべき金額を特定することを基本とする制度に抜本的に改め、2013年から新しい制度を施行している。

このような大きな流れを踏まえた場合、英国については、旧制度に係る制度の変遷及び改正内容を振り返ることには意味がないと考えられることから、英国における新しい CFC 税制の導入に関する先行研究等を参考に、新制度導入に至る議論の状況及び BEPS プロジェクトに対するスタンスを簡潔に確認したい。

(1) 新 CFC 税制導入に至る議論の状況

次のような背景、文書の公表等を通じて、数年にわたり英国政府と産業界等との間で新しい CFC 税制に関する議論が進められ、Finance Bill 2012 の法案に至っている⁽¹³¹⁾。

イ 2006 年、Cadbury Schweppes 事件に関する欧州司法裁判所(ECJ)判決において、英国の旧 CFC 税制は、「完全に偽装的な仕組み(wholly artificial arrangements)」を対象とする場合にのみ EU 法に反しない旨の判断⁽¹³²⁾。

ロ 2007 年 6 月、財務省が “Taxation of the foreign profits of companies: a discussion document” を公表。法人税改革の議論を開始。

(131) 主に神山・前掲注(114) 249～262 頁を参考とした。このほか、英国における一連の法人税改革については、Policy paper “2010 to 2015 government policy: business tax reform” HM Treasury (Updated 8 May 2015) (<https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-business-tax-reform>) (平成 27 年 6 月 22 日最終閲覧)。

(132) Case C-196/04 *Cadbury Schweppes plc, and Cadbury Schweppes Overseas Ltd. v. Commissioners of Inland Revenue* European Court Reports 2006 Page I-7995. この判決後、旧制度において、従業員と事業所を有する CFC について、雇用されている個人の労務の結果として生じる純付加価値(net economic value)相当額の控除が創設された(小島・前掲注(98) 46～47 頁)が、これは、我が国で平成 17 年度改正において導入された所在地国基準又は関連者基準のみを満たさないことにより適用除外とならない場合に合算対象金額から人件費の 10%相当額を控除する制度に相当するものと考えられる。

- ハ 2008年11月、Pre-Budget Report 2008の公表の際、財務省が、“PBR announcement: Future direction of travel for taxing foreign subsidiaries”を公表。Finance Bill 2009における外国配当免税の導入及びCFC税制の現代化への着手に言及。
- ニ 2008年12月、財務省が“Taxation of the Foreign Profits of Companies: Draft Provisions”を公表。外国配当免税、CFC税制の改正、外国支店所得免税、資本の国際移動、負債のキャップに関する議論を提示。
- ホ 2010年11月、財務省が“Corporate Tax Reform: Delivering a more competitive system”を公表。2009年4月に設置された知的財産及び金融資産に関する各分科会での議論及びこれまでの草案文書を整理し、法人税改革のロードマップ、CFC税制の改正に関する諮問等を提示。
- ヘ 2011年6月、財務省が“Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform”を公表。CFC税制について、課税繰延防止から人為的な国外への利益流出（悪質な租税回避）への対応に軸足を移すこと、純粋な所得（取引）アプローチ(purely income stream based approach)及び純粋な事業体アプローチ(purely entity based regime)のいずれも採用しないことを明示。
- ト 2011年12月、財務省が“Controlled Foreign Company reform: response to consultation”を公表。ゲートウェイ概念の導入、金融会社に関する取扱い、事業体レベルでの各種適用除外（免除地域、少額所得基準、低利益率基準）等を提案。

(2) BEPSプロジェクトに対するスタンス

英国は、BEPSプロジェクトの各行動計画に関する自国の取組みの優先度を明らかにしている⁽¹³³⁾。

(133) HM Treasury Policy paper “*Tackling aggressive tax planning in the global economy: UK priorities for the G20-OECD project for countering Base Erosion and Profit Shifting*” (19 March 2014) (<https://www.gov.uk/government/publications/tackling-aggressive-tax-planning-in-the-global-economy-uk-priorities-for-the-g20>)

その中で、行動計画3（CFC 税制の強化）に関し、英国の CFC 税制の目的、これまでの経緯、2013 年 1 月に施行された新制度の考え方及びそれらを踏まえた行動計画3 への対応について説明がされているので、その要約を以下に示すこととする⁽¹³⁴⁾。

イ 英国の CFC 税制の目的は、租税回避及び挑戦的なタックス・プランニングから英国の課税ベースを守ることであり、英国での経済活動及びそれに関連した知的財産又は英国資本から生じる利得の軽課税国に所在する子会社への人為的な移転を防止することにより課税ベースを守ることとしている。

ロ 課税対象となる所得の計算は実務的な方法によることとし、遵守のための事業上の負担を最小限に止めることとしている。

ハ 1984 年の制度導入後、英国の CFC 税制は、国際経済の急速な変化に対応できず、産業界にとっては英国との真の関係がないと思える利得を課税対象とすることもあった。

ニ 実効性のある CFC 税制の構築に当たっては、自国を本拠とする企業グループと外国を本拠とする企業グループとの間で、できる限り競争条件を公平にすることが重要である。

ホ 新しい CFC 税制は、2007 年からの産業界と政府との間の議論の結果、英国の法人税制の競争力を改善するための広範な改革の一環として、2012 年導入、2013 年 1 月に施行され、英国の課税ベースを守りつつ、国際経済における事業の実態に配慮したものとなっている。

ヘ 新しい CFC 税制は、ほとんどの先進国で採用されている手法であり、より開かれた経済及び国際化に十分に適合する、更なる領域課税主義に基づく法人税制への移行を反映し、英国外での真の活動から生じる利得及びある海外領域で得られた利得を他の海外領域に投資したことによる

-oecd-project-for-counteracting-base-erosion-and-profit-shifting（平成 27 年 1 月 14 日最終閲覧）。

(134) *Id.*, paras 3.1-3.7.

事業には課税しないこととしており、英国企業の他国進出に有益であるほか、人為的に移転された利得に特に焦点を当てることにより、EU 法への適合を確保している。

ト BEPS プロジェクトは、より多くの国に、実効性のある CFC 税制の採用・施行を促すべきであり、各国は、自国の状況に応じた CFC 税制を採用するであろうが、英国は、自己の主要な改革を完了したので、英国の CFC 税制が更に実質的な改正を必要とするとは見込まれない。

チ 国によっては、英国とは全く異なる税制を有し、法人の利得に課税せず、たとえ法人税を有していても、CFC 税制がないことに競争上の優位を見出す国があることからすると、厳格であるものの、あらゆる状況に対応しない CFC 税制の導入は、このような認識された優位を増大するという予期せぬ効果を有するおそれがある。

リ 適用の透明性の点で移転価格税制が CFC 税制よりも優れていること、CFC 税制が EU 法の要件に適合するよう EU 域内で適用される必要があること等からすると、移転価格税制のような基本制度及び BEPS 行動計画の他の事項により大きな焦点を当て、より高い優先順位を付すことが重要である。

3 英国の制度及び議論の特徴

上記 1 及び 2 において整理した英国の CFC 税制及びそれに関連する動向等から見てとれる英国の制度及び議論の特徴として、次のことが挙げられる。

- (1) 英国は、内国法人に関する課税原則について、全世界所得課税主義から領域内所得課税主義への移行を強めていること。
- (2) 領域内所得課税主義への移行のほか、法人税率の段階的な引下げ等の一連の法人税改革という大きな流れの中で、英国企業の国際的競争への配慮を最大限行いつつ、英国の課税ベースを守るため、英国との関係が深い所得の人為的な移転による租税回避及び挑戦的なタックス・プランニングに効果的に対応するという観点から、CFC 税制の抜本的な見直しが行われた

こと。

- (3) 新しい CFC 税制は、従来の事業体アプローチから所得アプローチに転換したと認められる一方、ゲートウェイ審査の導入や事業体レベルでの適用除外を幅広く認めていることからすると、純粋な所得アプローチではなく、所得アプローチを中心としたハイブリッド型の制度であると位置付けられること⁽¹³⁵⁾。
- (4) 対象所得の特定に当たっては、CFC が保有・負担する資産・リスク、重要な人的機能・リスク引受機能(SPF)、関連者である英国居住法人との取引等に着目していること、特に事業所得の算定について OECD の PE 帰属所得報告書と同様の手法が採用されているほか、金融所得や知的財産所得に重点が置かれていることからすると、CFC 税制独自の観点というよりは、移転価格税制に近い発想があると考えられること。
- (5) 次の規定の中で「主たる目的 (の一つ)」が要件とされていること⁽¹³⁶⁾。
- イ 事業所得のゲートウェイ審査 (上記 1 (3)イ(イ)A(A))
 - ロ ゲートウェイ審査を通過した事業所得に係るセーフハーバー規定による適用除外に関する租税回避防止措置 (上記 1 (3)イ(ロ)E(B))
 - ハ 適用猶予期間による適用除外に関する租税回避防止措置 (上記 1 (4)イ(二))
 - ニ 免除地域による適用除外に係る要件 (上記 1 (4)ロ(イ)D)
 - ホ 少額所得基準による適用除外に関する租税回避防止措置 (上記 1 (4)ハ(ロ)A)
 - ヘ 低利益率基準による適用除外に関する租税回避防止措置 (上記 1 (4)ニ(ロ)B)

このような英国の制度及び議論の特徴を第 2 節 4 において整理した米国の

(135) 神山・前掲注(114) 276 頁。

(136) 納税者の法的安定性・予見可能性を害する可能性及び課税当局の執行コストの増大の可能性について懸念がある (神山・前掲注(114) 276 頁)。

制度及び議論の特徴と比較すると、まず、両国においては、CFC 税制の前提となる法人税制の基本原則として、全世界所得課税主義を基本とするか、領域内所得課税主義を広範に認めるか、という点で大きく異なる。

したがって、我が国の外国子会社合算税制のあり方を考える上では、まず、我が国として、米国のように全世界所得課税を法人税制の基本として各種制度を設計していくのか、それとも、英国のように領域内所得課税主義に移行することを念頭において各種制度を設計していくのか、が重要になってくるものと考えられる。

もちろん、そのような観点は、法人税率の引下げといった論点を含め、税制としての理論・執行のみからの検討ではなく、米国や英国の議論に共通するように、自国企業の国際競争力の確保という我が国の産業政策の観点から、大きな方向性が見出されなければならないであろう。また、CFC 税制のみでの検討にとどまらず、移転価格税制等の他の制度との相互作用・役割分担といった点も十分に検討する必要がある⁽¹³⁷⁾。

(137) 神山・前掲注(114) 278 頁。

第4章 外国子会社合算税制の対象とすべき 租税回避の具体的考察

第1節 法人税の課税原則と租税回避

1 法人税の納税義務及び課税所得の決定要素

我が国の法人税は、いわゆる本店所在地主義に基づき、内国法人と外国法人とを区分した上で⁽¹³⁸⁾、内国法人については、その所得の源泉地にかかわらず、すべての所得を課税対象とすることを原則とし（いわゆる全世界所得課税主義）（法法 4①）、外国法人については国内源泉所得のみを課税対象としている（法法 4③）。

このような我が国法人税の課税原則を前提に、内国法人が法人税の課税を回避しようとするためには、自己の課税所得を法人税の課税対象としない形にしようすることになる。すなわち、益金不算入となる所得に転換すること、外国法人の国外源泉所得にすることなどが行われることになる。

この点に関し、佐藤教授は、一般に課税所得の金額が、(a)法人の居住性、(b)所得の源泉性、(c)所得の性質及び(d)収益・費用の具体的価額（の計算）の4つの要素により決定されるため、我が国の法人税についての国際的租税回避行為等は、基本的に、これら4つの要素のそれぞれの回避（又は操作）によって生ずるものといえることから、「日本の法人税法の体系からみた租税回避の理論的基本型」として、次の4つの類型を示し、「特にタックス・ヘイブンを念頭に置く場合には、外国子会社等を利用した源泉の変更…が最も重要」とであると指摘されている⁽¹³⁹⁾。

(138) 我が国法人税法は、国内に本店又は主たる事務所を有する法人を内国法人、内国法人以外の法人を外国法人と定義する（法法 2 三、四）。法人の居住地に関する基準としては、本店所在地主義のほか、管理支配地主義と呼ばれるものがあり、法人の事業の指揮・監督が行われる場所が国内にあるかどうかを基準とする（金子宏『租税法〔第20版〕』494頁（弘文堂、2015））。

(139) 佐藤・前掲注(97) 171～175頁。ここでいう「国際的租税回避等」とは、国際的租

- (a) 法人の居住性の変更による租税回避
- (b) 所得の源泉の変更による租税回避
- (c) 所得の性質の変更による租税回避
- (d) 収益・費用の具体的価額（の計算）による租税回避

このような佐藤教授の分析・指摘について、外国子会社配当益金不算入制度といった当時は存在しなかった現行の制度を踏まえつつ、内国法人の支配が及ぶ外国子会社等の利用による租税回避という観点から、法人税の納税義務及び課税所得の決定要素を改めて整理してみると、次の理由から、①所得の帰属先（内国法人の所得か、外国法人の所得か）、②所得の源泉（国内源泉所得か、国外源泉所得か）、③所得の性質（益金算入又は損金不算入となる所得か、益金不算入又は損金算入となる所得か）、④所得の金額（適正な金額か否か）及び⑤所得の発生（実現）時期（課税繰延べか否か）の5つの要素を取り上げることができると考えられる。

- (1) 内国法人が、その本店を国外に移転させて、外国法人になると、その国外源泉所得のすべてが我が国法人税の課税対象から外れることになるが、内国法人が、自ら外国法人となることよりは、その支配が及ぶ外国子会社等に取り、事業、資産等に移転させることにより、その課税所得の一部を我が国法人税の課税対象から外すことが典型的な事例として考えられ⁽¹⁴⁰⁾、また、居住性の移転の問題も、内国法人の所得が外国法人の所得になるという点においては、結局のところ、所得の帰属先の問題であると考えられ

税回避行為（この定義については、「特に定まったものはないように思われる」として、ロッテルダム・インスティテュート(the Rotterdam Institute for Fiscal Studies)の研究が引用されている。)のほか、脱税を含むものとして定義されている(同142～143頁、166頁)。

- (140) 会社法における合併対価の柔軟化に伴い、組織再編成や株式の譲渡等を通じて内国法人を軽課税国の法人の子会社とし、その後の軽課税国の親会社との取引を通じて所得移転を図る等の租税回避行為に対応するため、いわゆるコーポレート・インバージョン対策税制(措法66の9の2～66の9の5、68の2の3等)が平成19年度税制改正において整備された(国税庁「平成19年税制改正の解説」551頁以下)。

ること。

- (2) 収益・費用の具体的価額（の計算）による租税回避については、移転価格税制等の他の制度により対処することができるものもある一方、外国子会社等に対処する手数料、利子、使用料等の支払を新たに発生させ、内国法人の所得を圧縮させることが考えられ、個々の取引価格や費用の額が適正であったとしても、このような支払を通じた外国子会社等への所得移転（内国法人の所得の圧縮）が行われ得ること。
- (3) 外国子会社配当益金不算入制度が導入された後でも、当該制度の対象となる外国子会社に該当しない外国法人が外国子会社合算税制における外国関係会社（特定外国子会社等）に該当する場合があります、当該外国法人から内国法人に対して行われる配当は我が国法人税の課税対象であることから、課税繰延べの問題はなくなったわけではないこと。

2 法人税の納税義務及び課税所得の決定要素の変更による租税回避の態様

上記1で整理した法人税の納税義務及び課税所得に関する5つの決定要素について、外国子会社等を利用した租税回避の態様を整理してみたい。

(1) 所得の帰属先及び所得の源泉の変更による租税回避

内国法人の国内源泉所得を国外源泉所得に転換させる場合には、当該内国法人の外国税額控除の控除限度額の増加という効果をもたらすことになるが、当該内国法人の課税所得であることには変わりなく、源泉地国での税負担が低ければ低いほど、当該内国法人の法人税の負担額への影響は小さいものとなる。

一方、内国法人の国内源泉所得又は国外源泉所得を外国法人の国外源泉所得に転換させる場合には、当該内国法人の課税所得がその分小さくなる。このように、所得の源泉の変更は、それ単独での影響よりも、所得の帰属先の変更と組み合わせられることで、より大きな影響を生じさせることになる。

更に、当該外国法人が当該内国法人に係る外国子会社に該当する場合には、当該外国法人から当該内国法人に配当がされたとしても、益金不算入としてその配当の額の95%相当額は我が国法人税の課税対象に含まれないことになる。当該外国法人が外国子会社に該当しない場合であっても、当該外国法人が当該内国法人に配当しない限り、我が国法人税の課税対象となることはない。このように、所得の性質の変更又は所得の発生（実現）時期と組み合わせられることで、更に大きな影響が生じることになり、外国法人の国外源泉所得となることが前提となる。

外国子会社等を利用した所得の帰属先及び所得の源泉の変更の典型例としては、次のような事例が挙げられる。

イ 内国法人が外国子会社等に対して現金出資を行い、それを原資として、当該外国子会社等が他の外国法人に貸付けを行うと、内国法人が当該他の外国法人に直接貸付けを行った場合に生じることになる当該内国法人の国外源泉所得（利子）が当該外国子会社等の国外源泉所得に変更されることになる。

ロ 内国法人が外国子会社等に対して他の外国法人（非子会社）の株式を移転させ、当該外国子会社等が当該他の外国法人の株式を譲渡すると、内国法人が当該他の外国法人の株式を直接譲渡した場合に生じることになる当該内国法人の国内源泉所得又は国外源泉所得が当該外国子会社等の国外源泉所得に変更されることになる。⁽¹⁴¹⁾

(2) 所得の性質の変更による租税回避

内国法人に帰属する所得であることは変えずとも、その性質を変更させること、すなわち益金算入される国内源泉所得又は国外源泉所得を益金不算入となる所得へ転換させることにより、我が国法人税の課税を回避することができるようになる。

(141) 外国子会社等への株式移転時に内国法人に課税関係が生じる場合には、租税回避のメリットが減殺されることになるため、適格組織再編による簿価引継ぎでの移転が必要となる。

例えば、上記(1)ロの譲渡による所得を外国子会社が内国法人に配当として還流させることにより、本来内国法人の国内源泉所得となるべきものが、益金不算入の外国子会社配当として課税対象から外れることになる。

(3) 所得の金額の圧縮による租税回避

上記 1 (2) で述べたように、外国子会社等取引、事業、資産等を移転させることにより、内国法人から外国子会社等に対する手数料、利子、使用料等の支払を新たに発生させ、内国法人の所得を圧縮させることができる⁽¹⁴²⁾。

その典型例としては、次のような事例が挙げられる。

イ 内国法人が取引先との間に外国子会社等を介在させ、当該外国子会社等に手数料等の支払を行う場合

ロ 内国法人が、外国子会社等が保有する資産（内国法人又は関連者から外国子会社等に移転させた資産）に対して利子、使用料等の支払を行う場合

(4) 所得の発生（実現）時期による租税回避

上記 1 (3) で述べたように、外国子会社配当益金不算入制度が導入された後でも、当該制度の対象となる外国子会社に該当しない外国法人が外国子会社合算税制における外国関係会社（特定外国子会社等）に該当する場合があります、当該外国法人から内国法人に対して行われる配当は我が国法人税の課税対象であることからすると、課税繰延べの問題は依然として生じ得る。

各決定要素の項で必要に応じて触れたとおり、これらの要素の変更を単独に用いるよりも、複数の要素の変更を組み合わせることにより租税回避の影響・効果は大きなものとなり、現実の租税回避は、複数の要素の変更を組み

(142) 取引価格、費用の種類・金額等によって、移転価格税制（措法 66 の 4）、過少資本税制（措法 66 の 5）、過大支払利子損金不算入制度（措法 66 の 5 の 2）といった他の制度が適用される場合がある。

合わせ、それも、複数の取引を巧妙に仕組むことにより、非常に複雑な形のものが多いであろう。

また、これらの要素の変更は、内国法人の行為に伴うもの又はその外国子会社等の行為に伴うものという、外国子会社合算税制の適用に係る両当事者が直接関わることで行われることはもちろんのこと、更には、両当事者以外の法人、典型的には、その企業グループ内の法人、すなわち関連者を利用し、その関連者の行為に伴うものも考えられる。

平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入前のように、外国子会社から受ける配当が内国法人の益金に算入され、我が国の法人税の課税対象となる場合には、外国子会社に所得が留保されている限り、我が国での課税が行えない以上、外国子会社がどこの国に所在するかにかかわらず、合算対象にすべきとの考えもあり得る。米国での議論、特に全世界所得課税の徹底を求める意見は、このような考えに基づくものと思われる。

外国子会社配当益金不算入制度は「外国子会社から受ける配当に係る二重課税排除の方式」として位置付けられている⁽¹⁴³⁾が、外国税額控除制度の場合には、外国子会社に係る外国法人税額がその外国子会社から受ける配当の額に対応する我が国の法人税額よりも小さい場合には、その差額相当の法人税額が確保されるのに対し、外国子会社配当益金不算入制度の場合には、外国子会社に係る外国法人税額の程度にかかわらず（その外国法人税額がゼロであったとしても）、その外国子会社から受ける配当の額に対応する我が国の法人税額が常に免除されることになるという大きな違いがある⁽¹⁴⁴⁾。

すなわち、全世界所得課税を基本に、「外国子会社から受ける配当に係る二重課税排除の方式」として外国子会社配当益金不算入制度が導入されている現在の我が国の法人税制においては、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避を防止するためには、そのような外国子会社に生じる所得については、内国法人への配当の有無にかかわらず、我が国の法人税率による課

(143) 国税庁「平成 21 年税制改正の解説」425 頁。

(144) 増井・前掲注(60)212～213 頁。

税を確保することが必要であり、その点において全世界所得課税を徹底する⁽¹⁴⁵⁾ことに外国子会社合算税制の存在意義があると言うことができよう。

また、内国法人にとっても、その外国子会社が我が国法人税と同程度又はそれ以上の税負担を負うのであれば、そのような外国子会社に所得を発生(移転)させることに企業グループ全体としては税務上のメリットがないのであるから、外国子会社に所得を発生(移転)させようとする場合には、その外国子会社の税負担が内国法人が我が国で法人税の課税を受けるとした場合の税負担よりも低いものである必要がある。そのような租税回避のインセンティブの観点からも、外国子会社合算税制においては、軽課税国に所在する外国子会社等を対象とすることが適当であると言える。

なお、上記のような各決定要素の変更に伴い、それまで内国法人の課税所得となっていたものが、我が国の法人税の課税対象ではなくなることは、正常な事業活動においても生じ得る。第2章第3節において示した制度導入時の税制調査会の答申のとおり「正常な海外投資活動を阻害しない」という基本的な考え方があること、第3章第1節2において示したとおり BEPS 行動3 草案において CFC 税制の政策的要素の一つとして「競争力の維持との両立」が掲げられていること、第3章第3節2において示したとおり英国は新しい CFC 税制の導入に当たって「自国を本拠とする企業グループと外国を本拠とする企業グループとの間で、できる限り競争条件を公平にすることが重要」であり、「国際経済における事業の実態に配慮」したものとされていること等を踏まえれば、我が国が外国子会社合算税制を見直すに当たっても、これらと同様の考え方に立つ必要があることは当然であろう。

第2節 我が国における課税が正当化される根拠

国家が課税をするには、その国家との何らかの経済的な結び付きが要求され

(145) 増井・前掲注(60)214頁。

る⁽¹⁴⁶⁾。

制度創設時に立案担当者が、「通常であれば、会社の株式を保有するのは配当を受取るためであり、株主としてはできるだけ多くの配当を得ることに利害をもつので、子会社等が特定の所得を留保してしまう場合には、支配的株主の配当取得以外の意図がそこに働いていると考えざるを得ない。」⁽¹⁴⁷⁾、「株主たる内国法人あるいは居住者に係る課税対象留保金額が、通常であれば当該内国法人あるいは居住者に対する所得の配当又は剰余金の分配として交付されるべき性質のものであり、株主は子会社等にそうさせるだけの支配力をもっているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいはわずかしか行わず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認し得る」⁽¹⁴⁸⁾との説明をしていることから、制度創設時は、外国法人からの配当がすべて我が国で課税対象となることを前提として、外国法人に対する配当に係る内国法人の支配力に着目し、そこに我が国との「経済的な結び付き」を見出していたものと考えられる⁽¹⁴⁹⁾。

他方、現在では、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、外国子会社の所得について株主である内国法人に対して配当が行われたとしても我が国として課税しないこととなっており、第1節1(3)で述べたように、外国法人からの配当に係る課税繰延べを問題にする余地は残っているとは言え、制度全体として、外国法人に対する配当に係る内国法人の支配力に我が国との「経済的な結び付き」を見出すことは、もはや困難であると言えよう。

現行の外国子会社合算税制に基づく課税に係る我が国との「経済的な結び付き」については、上記1で述べた、我が国法人税の納税義務及び課税所得の決定要素を変更することにより我が国法人税の課税が回避されること、そして、

(146) 水野忠恒編著『国際課税の理論と課題〔二訂版〕』5頁（税務経理協会、2005）。

(147) 高橋・前掲注(52) 45頁。

(148) 高橋・前掲注(52) 93頁。

(149) 前田謙二税理士は、「現行対策税制…は、居住地国課税をベースに株主の持分による支配力を主なネクサスとしていると考えられる」との見解を示されている（前田謙二「タックス・ヘイブン対策税制の新たな展開—源泉地国課税の視点からの設計—」税法学 570号 143頁（2013））。

次に掲げる識者の見解を踏まえると、「内国法人が外国子会社等を利用して我が国法人税の納税義務の成立又は課税要件の充足を避けることによる我が国法人税の不当な軽減又は排除が行われている」という点に見出すことができるものと考えられる。

1 谷口教授による租税回避の定義

谷口勢津夫教授は、「課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の適法だが不当な軽減または排除」という「課税要件アプローチ」に基づく租税回避の定義を提唱されている⁽¹⁵⁰⁾。

第1節で述べたように、我が国法人税の課税原則、その納税義務及び課税所得の決定要素があつて、それらの決定要素を変更することにより、我が国法人税の課税を回避することが可能となることを考えた場合には、このような定義は、外国子会社合算税制が対象とする租税回避を含むものと考えられる。

2 淵教授の見解

淵圭吾教授は、外国子会社合算税制のターゲットである租税回避について、次のような見解を示されている⁽¹⁵¹⁾。

イ 軽課税国に設立された子会社を利用して、「我が国での税負担」、すなわち「我が国株主」の税負担が不当に軽減されることこそが「租税回避」の内実であると考えべきであり、子会社に所得が生じること自体は、(外国子会社合算税制の文脈では) 租税回避と考えるべきではない。留保した所得を配当しないことも租税回避と捉えるべきではない。

ロ 子会社に所得が留保される前提として子会社に所得が生じているように

(150) 谷口勢津夫『租税回避論－税法の解釈適用と租税回避の試み－』2～4頁（清文社、2014）。

(151) 淵圭吾「外国子会社合算税制の意義と機能」フィナンシャル・レビュー94号 88～89頁（2009）。

見えることは、むしろ、「我が国株主」の所得の額が過少に現れていることの反射的効果と考えるべきであり、「我が国株主」の所得が過少に現れていることこそが、外国子会社合算税制のターゲットである。

- ハ 関連者間の取引を利用して、「我が国株主」の所得が過少に現れていることが、外国子会社合算税制において問題とされている「租税回避」であり、タックス・ヘイブンがなかったとしたら「我が国株主」の所得として現れているはずの額と、実際に「我が国株主」の所得として申告されている額との差額に対応する税額が「租税回避」として問題にされている。

3 浅妻教授の見解

浅妻教授は、次の表のように所得の由来及び帰属の組合せによって外国子会社合算税制の課税対象を検討され、(う)の部分について課税範囲に含めることに正当化の余地がある（ただし、その範囲は相当狭い）との見解を示されている⁽¹⁵²⁾。

	外国関連会社の利益	日本株主の利益
外国に由来	(あ)日本の課税ベース 外・課税範囲外	(い)日本の課税範囲内
日本に由来	(う)日本の課税ベース	(え)日本の課税ベース・ 課税範囲内

すなわち、浅妻教授は、「日本に由来」する所得であることに我が国との「経済的な結び付き」を見出しているものと認められる。なお、浅妻教授自身「日本に由来する」という言い方が非常に曖昧であると述べられているが、その全体の論旨からは、「日本に由来」というのは、単に所得の源泉地が日本であるということではなく、「日本の課税を免れている所得（ただし、その範囲は相当狭いもの）」といった意味で用いられているように思われる⁽¹⁵³⁾。

(152) 浅妻章如「課税ベース浸食の客観的把握への試論—外国子会社配当益金不算入後における課税繰延対策手法(CFC税制・タックスヘイブン対策税制)の繰延以外の問題への適用の政策論的正当化可能性と限定可能性」ジュリスト1388号98頁(2009)、浅妻・前掲注(57)50～57頁。

(153) 浅妻章如「タックスヘイブン対策税制(CFC税制)—判例の解釈と今後の政策論」

4 赤松税理士の見解

赤松晃税理士は、現行の外国子会社合算税制について、「平成 21 年（2009 年）度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入により…外国子会社合算税制の意義はもはや『課税の繰延べ』の防止はない」ことになり、「外国子会社合算税制の対象とならない軽課税国に所在する子会社等に、本来的に日本の親会社に帰属すべき所得を付け替えることができれば、外国子会社配当益金不算入制度を通じて、当該所得について日本の課税権から恒久的に離脱することができる」ため、「足の速い所得ないし受動所得と呼ばれる金融資産から生ずる所得が日本の『課税権から離脱』することを防止する措置を講ずる必要がある」として、平成 22 年（2010 年）度税制改正における一定の資産性所得の合算課税制度の導入理由を説明されている⁽¹⁵⁴⁾。

第 3 節 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避

1 外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避の基本的考え方

第 1 節及び第 2 節において考察及び整理をした租税回避の原因となる法人税の納税義務及び課税所得の決定要素並びに我が国における課税が正当化される根拠（我が国との経済的結び付き）に基づき、外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について、その基本的考え方を整理すると、次のことが挙げられる。

- (1) 内国法人、その外国子会社等又はそれらの関連者⁽¹⁵⁵⁾の行為に伴い、当該内国法人の課税所得に係る帰属、源泉、性質、金額又は発生時期に変更が

租税研究 728 号 256 頁（2010）。

(154) 赤松晃『国際課税の実務と理論—グローバル・エコノミーと租税法—〔第 4 版〕』357 頁（税務研究会出版局，2015）。

(155) 措法 66 条の 6 第 3 項 1 号に規定する居住者、内国法人及び連結法人並びに措法 39 条の 17 第 7 項各号に掲げる者を指すものとするが、制度全体の見直しに当たっては、その範囲を改正することもあり得よう。

生じること。

- (2) 上記(1)の行為後に、当該外国子会社等に当該行為に伴う所得が生じる（我が国で課税されない）こと。
- (3) 上記(1)の行為がなかったとしたならば、上記(2)の所得が当該内国法人に生じる（我が国で課税される）ことになると認められること。
- (4) 当該外国子会社等が軽課税国に所在すること。
- (5) 上記(1)の行為が正常な事業活動において行われるものではないこと。

上記の基本的考え方の特徴として、次の2つのことが挙げられよう。ただし、それぞれ示すように、検討課題は残る。

イ 内国法人の課税所得、すなわち、我が国における課税ベースの浸食を問題にしていること。

(イ) 対象とすべき所得の捉え方としては、このように、①対象となる外国子会社等の株主である法人の居住地国における課税ベースの浸食を問題にする方法のほか、②これに加えて、第三国における課税ベースの浸食をも問題にする方法、③所得の源泉地を問題にする（外国子会社等の居住地国で生じた所得については、可動性の高いものを含めて、対象外とする）方法がある⁽¹⁵⁶⁾。

(ロ) ②の方法については、我が国における課税根拠となる我が国との経済的な結び付きを、第2節で述べたように、「内国法人が外国子会社等を利用して我が国法人税の納税義務の成立又は課税要件の充足を避けることによる我が国法人税の不当な軽減又は排除が行われている」という点に求める場合には、第三国における課税ベースとの関係では課税根拠がないこととなろう。

(ハ) また、②の方法による場合、当該第三国が CFC 税制を有するときには、それに基づく課税と我が国外国子会社合算税制に基づく課税とが競

(156) OECD, *supra* note 68, para 94.

合することが考えられる。しかしながら、もし競合した場合には、自国の課税ベースが浸食されている当該第三国における課税が優先されると考えるのが自然であり、我が国が課税対象とする意味が薄れることになろう。

- (二) そうであれば、当該第三国に CFC 税制がない場合又は、CFC 税制があっても、それに基づく課税が生じない場合（例えば、当該第三国の居住法人と当該外国子会社等の間に、対象となるべき一定の資本関係がない場合）に限って、我が国の外国子会社合算税制の対象とすることが考えられる。しかしながら、第三国における CFC 税制の有無、CFC 税制がある場合の課税関係等について、納税者又は課税当局が判断することには大きな困難を伴うことが想定される。そもそも、課税ベースが浸食されている国を特定すること自体、容易ではないであろう。
- (ホ) 更に、②の方法については、外国子会社等の正常な事業活動から真に生じた所得までもが課税対象となる（すなわち、課税が過大になる）可能性もある⁽¹⁵⁷⁾。
- (ハ) ③の方法については、課税ベースの浸食との関係が明確でなくなってしまうため、上記(ロ)と同様、我が国における課税が正当化される根拠（我が国との経済的な結び付き）を欠くおそれがある。ただし、可動性の高い所得の取扱いを別として、対象外とする所得の判定要素として考慮する余地はあるものと考えられる。なお、その場合でも、外国子会社等の居住地国で得られたものか否かをどのように判定するかの問題がある⁽¹⁵⁸⁾。
- (ト) ただし、①の方法であっても、我が国の内国法人によって得られた、又は得られたであろう所得をどのように認定するかの問題はある⁽¹⁵⁹⁾。
- ロ 外国子会社等における所得の発生過程又は原因に着目していること。
- (イ) 現行制度は、事業体アプローチを基本とし、適用除外に該当しない限

(157) OECD, *supra* note 68, para 94.

(158) OECD, *supra* note 68, para 94.

(159) OECD, *supra* note 68, para 94.

り、特定外国子会社等のすべての所得が合算対象になるものであり、その適用除外の判定に当たっても、特定外国子会社等全体での事業内容や所得の種類といった「点」(あるいは「静」)に着目しているものと言えるものと思われる。

- (ロ) これに対し、上記の基本的な考え方は、個々の所得の発生過程又は原因といった「線」(あるいは「動」)に着目するものであるとすることができる。なお、我が国の現行制度においても、例えば、適用除外に係る関連者基準や合算対象となる資産性所得の範囲から特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る使用料等が除かれていることのように、所得の発生過程又は原因に着目する部分がないわけではないが、限定された場面でのものと思われ、制度全体について、このような観点から課税要件を整理し直すことが考えられるというものである。
- (ハ) ただし、所得の発生過程又は原因を具体的に課税要件化し、特に正常な事業活動において生じる所得が確実に対象外となるようにするためには、現行制度に比べて、課税対象あるいは課税対象外の所得をきめ細かく法令上定める必要が生じることとなり、その立案に当たってはかなりの困難を伴うものと思われる。

2 制度の基本的方向性

上記1の(1)から(5)までに示した基本的考え方は、いずれも抽象的な概念にとどまっており、制度構築のためには、これらによる基本的考え方を課税要件として具体化することが必要となる。

その際、(a)我が国の課税ベースから軽課税国への不当な所得移転を的確に捉えること及び(b)内国法人による正常な事業活動を阻害しないために適用対象又は適用除外の範囲を明確にすることを両立させることが重要となる一方で、(c)制度及び執行の複雑化並びにそれに伴う納税者及び課税当局の事務負担の著しい増加をできる限り避けることも、重要なポイントとなろう。

他方、上記1で述べたように、これらの観点からの課税要件の立案にはか

なりの困難を伴うものと思われ、ここでそのような課税要件を具体的に提言できる段階にもない。そこで、上記1の基本的考え方を踏まえた制度の基本的方向性を以下に示すことで、本稿のまとめとしたい。

制度の基本的方向性としては、次のとおり、取引(所得)アプローチによる対象所得の明確化を図りつつ、現行制度のような事業体アプローチによる簡便さを確保することが考えられる。

(1) 取引(所得)アプローチによる対象所得の明確化

イ 適用対象とすべき所得又は適用対象外とすべき所得をできる限り明確にするためには、次の理由から、所得の種類、その種類に応じて想定される場面等に応じて、きめ細かに要件を定めることが適当であろう⁽¹⁶⁰⁾。

(イ) 所得の種類によって、想定される租税回避の場面又は租税回避とは言えない場面は、必ずしも一様のものではないこと。

(ロ) 所得の種類・区分について定義、実際の区分の困難さ及びそれらに伴う納税者又は課税当局の事務負担の増大が懸念されるが、国際課税に関する国内法及び租税条約においては、所得の種類・区分に応じて課税関係が定められることが多いため、それらにおける種類・区分を踏まえることにより、これまでの解釈・執行における先例や経験を生かすことができると思われること⁽¹⁶¹⁾。

(ハ) 現行制度において、一定の資産性所得については、既に所得の種類別に適用対象を定めていること(第2章第1節5)。

(160) 特定外国子会社等が行う各種の事業をそれぞれ一単位として、適用除外基準の判定及び合算所得の計算をその事業単位で行うという「事業アプローチ」を提唱する意見もある(伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税大論叢 63号 189頁以下(2009, <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/63/02/pdf/63-2.pdf>)。)

また、適用除外基準を満たす場合でも合算課税の対象となる受動的所得の範囲の拡大(インカム・アプローチの拡充)を提唱する意見もある(保井久里子「外国子会社合算税制における新しい概念について—資産性所得を中心として—」税大論叢 71号 335頁以下(<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/71/03/03.pdf>)。)

(161) 例えば、法法138条、所法141条、租税条約の各規定。

ロ 第3章第2節及び第3節において整理したように、米国及び英国の制度のいずれも、所得の種類に一定の区分を設けた上で、適用対象とする所得又は適用対象外とする所得を明確にすることとしている。他方、その判定要素について、米国の場合は、関連者との関係及び CFC 居住国との関係に着目している（同章第2節3）のに対し、英国の場合は、CFC が保有する資産又はリスク、重要な人的機能及びリスク引受機能（SPF）、関連者である英国居住法人との取引等に着目している（同章第3節3）と言える。両者を比較した場合、英国の制度の方が、取引等のより実態的な面に着目していると言え、米国の制度に比べると、実務上の困難さが大きいものと想定される。

このような点を踏まえると、納税者の予見可能性、実務上の簡便さをより高めるためには、米国のように、関連者との関係及び CFC 居住国との関係を中心に要件の設定等を行うことが考えられる。

識者にも、米国の制度を参考に、外国子会社合算税制の対象となるか否かについて「子会社の所得を色分け」するための大きな判断基準として、①「その国での取引あるいは活動であるかどうか」、②「その取引の相手方が関連者であるかどうか」によることが考えられるとの意見がある⁽¹⁶²⁾。

ハ 第1章第1節において示した来料加工取引に関する事例については、同章第2節1(1)で述べたように、内国法人の外国子会社等が、その本店所在地国外に支店、工場等を有して事業活動を行う場合における取扱いをどうするかという論点がある。

例えば、米国では、外国基地会社販売所得について、CFC の設立国外にある支店等を通じることにより外国基地会社販売所得に該当することを免れることがないようにするための規定⁽¹⁶³⁾を設けるとともに、

(162) 小田嶋・前掲注(59) 260 頁。ただし、この意見は、英国の新制度が成立する前に示されたものであることに留意する必要がある。

(163) IRC954 条(d)(2), 財務省規則 1.954-3(b).

CFC 自身が製造した資産は外国基地会社販売所得には含まれず⁽¹⁶⁴⁾、また、委託製造者による製造について、CFC がその従業員の活動を通じて製造に実質的貢献(substantial contribution)をしている場合には、そのCFC 自身が製造したものと取り扱うこととされている⁽¹⁶⁵⁾。

第三国の支店等で事業活動が行われている事実のみをもって、租税回避の可能性はないと言い切れず、外国関係会社が、軽課税国に、実体のない名目上の本店を有し、第三国では実体をもって事業活動を行っている場合に、軽課税国に所在する本店を通じた租税回避の可能性を否定することはできない。

したがって、その本店所在地国での子会社等の実体、それぞれの地での事業内容、所得の発生に関する機能・貢献などを勘案することにより、租税回避に当たるとして対象とすべきもの、あるいは、租税回避には当たらないとして対象とすべきではないものを判断するように要件を定めることが必要であろう。ただし、このような考えは、ロにおいて、納税者の予見可能性、実務上の簡便さをより高めるために米国の制度のようにより形式的な要件とすることが考えられるとしたことと必ずしも相容れず、場面によっては、英国の制度のように、より実態的な面に着目した要件が必要となることも想定される。

(2) 事業体アプローチによる簡便さの確保

イ 取引(所得)アプローチは、制度及び執行の複雑さを伴うものであり、それ自身で制度を簡便なものとするは容易ではない⁽¹⁶⁶⁾。そこで、次の理由から、取引(所得)アプローチを原則としつつ、事業体アプローチを

(164) 財務省規則 1.954-3(a)(4)(i)。

(165) 財務省規則 1.954-3(a)(4)(iv)。このような取扱いに基づき、来料加工取引から生じる所得については、「米国 CFC ルールの適用を受けないものと思われる」との見解がある(経済産業省「平成 21 年度 対内直接投資情報発信等事業(タックスヘイブン対策税制等各国税制調査)調査報告書」13 頁, 165~169 頁(2010))。

(166) 制度創設時の立案担当者は、「本税制は、執行上の簡便性の観点から、いわゆる汚い所得のみを抽出して課税する米・西独方式はとら」なかったとしている(高橋・前掲注(52) 136 頁)。

組み合わせ、特定外国子会社等の法人単位での適用対象又は適用除外をできる限り定めることで、簡便さとの両立を図ることが考えられる。

(イ) CFC 税制について最近抜本的な改正を行い、それまでの事業体アプローチから取引(所得)アプローチに転換した英国は、純粋な取引(所得)アプローチではなく、法人単位での適用除外を幅広く認めていること⁽¹⁶⁷⁾。

(ロ) BEPS に関する議論において、事業体アプローチが完全に否定されているものではないこと⁽¹⁶⁸⁾。

(ハ) 我が国の外国子会社合算税制は、制度の簡便さの観点から、制度創設時から事業体アプローチを採用し、それを基本とした制度設計をしてきており、納税者及び課税当局の双方にとって定着したものであると考えられること⁽¹⁶⁹⁾。

ロ 事業体アプローチによる法人単位での適用対象又は適用対象外の判定について、例えば、外国子会社等に実体がない、すなわち、その事業を行うために必要な事務所等の施設をその本店所在地国に有しない、又はその事業を行うためにその本店所在地国で勤務する従業員が全くいないといった場合、その外国子会社等は、独立主体的に正常な事業活動を行うとは考え難いため、現行の適用除外基準における実体基準を満たさない外国子会社等については、所得の種類ごとに対象か否かを判定することなく、

(167) 神山准教授は、英国の制度について、「ゲートウェイ審査の導入により、新 CFC 税制は、純粋なインカム・アプローチではないものの、旧 CFC 税制と比較すると、インカム・アプローチの側面を強めたハイブリッドタイプの制度と評価することが可能であろう。」と述べられている(神山・前掲注(114) 276 頁)。

(168) OECD, *supra* note 68, footnote 62.

(169) 一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)「BEPS 行動計画 3(CFC 税制)に係わる公開討議草案に対する意見」(2015 年 4 月 30 日)では、「[BEPS 対策]の政策目的を達成するための手段には **entity approach** を含め多様なアプローチがあって良いと考えられ」、「とりわけ、**entity approach** には CFC に該当するかどうかの判断を簡潔に行うことができ、課税当局・納税者の双方にとって、簡便な制度と言える」、「能動的/受動的所得の判定については、当該企業の事業実態を考慮し、BEPS リスクの少ない企業については、企業の外形等からできるだけ簡便に判定を行い、事務負担等を軽減するかたちとすることが望ましい」との見解が示されている。

すべての所得を適用対象とし、実体基準を満たす外国子会社等についての
み、所得単位での課税対象を検討するようにすることが考えられる。

ハ 平成 27 年度税制改正で、いわゆるトリガー税率（第 2 章第 1 節 3 参
照）が「20%以下」から「20%未満」に引き下げられたが、産業界の要
望は更なる引下げを求めるものであり、その背景には、諸外国における
法人実効税率の引下げ、とりわけ、英国の法人税率の引下げがある⁽¹⁷⁰⁾。

これは、一般的には、租税回避のためにその国に子会社等を有してい
ると考えられない国の法人税率の引下げにより、その国に本店を有する
子会社等が広く適用対象となる可能性が生じることを産業界が懸念して
いるものと思われる。

他方、このように、ある国の法人税率の引下げを踏まえたトリガー税
率の更なる引下げは、一般的に租税回避に利用されやすいと考えられて
いる国・地域に本店を有する子会社等を簡単に広く適用対象外としてし
まうおそれがあり、その引下げには自ずと限界があると考ええる。

したがって、トリガー税率の更なる引下げに歯止めをかけるためには、
いわゆる「ホワイト・リスト」の導入を検討する余地があるように思わ
れる⁽¹⁷¹⁾。

ただし、ある特定の国に本店を有する子会社等であれば租税回避に利
用される可能性は全くないとは言い切れず、簡便さを追求するあまりに、
租税回避への対応がおろそかになってしまうのでは、元も子もない。少

(170) 平成 27 年度税制改正におけるトリガー税率引下げの理由として、英国が 2015 年
度から法人税率を 20%（現行 21%）に引き下げる結果、外国子会社合算税制が適用
される可能性があることが挙げられている（財務省・前掲注(50) 693 頁）。また、経
団連は「18%以下」にすることを要望している（経団連「平成 27 年度税制改正に関
する提言」11 頁（2014）が、英国は、2015 年夏予算において、法人税率を 2017 年
に 19%、2020 年に 18%に更に段階的に引き下げる方針を打ち出している（HM
Treasury “SUMMER BUDGET 2015” (July 2015) p.54, ([http://www.gov.uk/
government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/443232/50325_
Summer_Budget_15_Web_Accessible.pdf](http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/443232/50325_Summer_Budget_15_Web_Accessible.pdf)（平成 27 年 8 月 24 日最終閲覧）））。

(171) 経団連は、ホワイト・リストの導入が望ましいとの見解を示している（経団連・前
掲注(169)）。

なくとも我が国の法人実効税率よりも法人実効税率が低い国との間での租税回避に適切に対応するためには、単に「〇〇国」に本店を有する子会社等は適用対象外とするのではなく、英国の制度（第3章第3節1(4)ロ）のように、子会社等が一定の国の居住法人であることに加え、その子会社等を通じた租税回避のリスクがないと認められる要件を課すことが必要になってこよう。

- ニ 第1章第1節⑤の国内源泉所得に関する事例については、同章第2節1(4)で述べたように、①ケイマンのような法人の所得に対して課される税が存在しない国・地域に本店を有する外国関係会社が、第三国・地域又は我が国で課された所得に対する租税の額を有する場合には、それらを含めた上で、特定外国子会社等の判定をすべきか、すなわち、第三国・地域及び我が国で課された租税の額を含めた場合に一定の税負担を有していれば、特定外国子会社等に該当せず、そもそも制度の対象とすべきではないか、また、②特定外国子会社等に該当することとなる場合に、適用対象金額の計算上、我が国の所得税又は法人税等が課されている国内源泉所得の金額をそもそも除外すべきか否か、という2つの論点がある。

これらの論点については、次のことに留意しながら、その取扱いを検討することが必要であると考ええる。

- (イ) まず一つ目の論点について、上記1(1)ハで述べたことと同様であるが、外国関係会社が、ケイマンのような無税国に、実体のない名目上の本店を有し、第三国又は我が国では実体をもって事業活動を行っている場合に、無税国に所在する本店を通じた租税回避の可能性を否定することはできない。

現行制度では、外国関係会社が特定外国子会社等に該当すれば、たとえ適用除外基準を満たした場合でも、一定の資産性所得については合算課税の対象となることから（第2章第1節4・5）、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するか否かは、大きな意味を持つものと言える。

外国関係会社の本店所在地国においてたとえ僅かでも所得に対する税負担が生じる場合には、第三国・地域又は我が国で課された租税の額を含めた場合に一定の税負担（現行 20%以上）を有していれば、特定外国子会社等に該当しないこととなるため、その本店所在地国における法人の所得に対して課される税の有無で取扱いが大きく異なることは事実であるが、最近の我が国の制度及び国際的な動向において、特に可動性の高い資産性所得に対する課税を中心とした改正又は議論が行われていることを踏まえれば、このようにその本店所在地国において僅かでも税負担があることで特定外国子会社等に該当しないこととなる取扱いを逆に見直す必要があると言えるのではないだろうか。

例えば、上記ロで述べたように、外国関係会社がその本店所在地国に実体を有しない場合には、たとえその国外で一定の税負担を有しているとしても、外国子会社合算税制の適用範囲に取り込み、その本店に帰属する所得については合算課税の対象とすることが考えられる。

税負担割合による閾値の設定については、BEPS 行動 3 草案でも採り上げられ（第 3 章第 1 節 3 (2)ロ(ハ))、米国や英国でも採用されている（同章第 2 節 1 (4)イ(イ)及び第 3 節 1 (4)ホ）が、これらはいずれも、CFC 単位での判定ではあるものの、法令上、CFC の居住地国での税負担によることとされている。

いずれにせよ、この見直しの具体的方法については、取引(所得)アプローチと事業体アプローチとの組合せ方によって変わり得ることになる。

- (ロ) 次に二つ目の論点について、第 1 章第 1 節で示した裁判例の事例のように、特定外国子会社等の所得が、我が国で法人税の課税を受ける国内源泉所得のみである場合には、非常に分かりやすいと言えようが、特定外国子会社等の所得に国内源泉所得が含まれているとしても、当該事案のように、特定外国子会社等の所得が国内源泉所得のみから構成されているものばかりとは限らず、特定外国子会社等の所得

の一部が国内源泉所得である場合、その国内源泉所得が我が国で所得税の源泉徴収による課税のみを受けるものである場合など様々なケースがあり得る。

このように、国内源泉所得が部分的なものである場合やグロス所得に対する課税がされている場合、適用対象金額から国内源泉所得を除外するためには、その国内源泉所得に係る共通費用の配賦等を行って、除外すべきネット所得の金額を計算することが必要となる。部分的なネット所得金額の計算は、資産性所得に係る部分適用対象金額の計算において既に行われているが（第2章第1節5・6(2)）、国内源泉所得の種類によって、ネット所得金額の計算を行う範囲が広がることとなるので、その所得の種類に応じた計算規定を設ける必要が生じるとともに、納税者の事務負担及び課税当局の執行コストは増えることになる。

したがって、制度及び執行の簡便さの観点からは、国内源泉所得に対する我が国での法人税、所得税等の課税と外国子会社合算税制による課税とによって生じる二重課税が税額控除という形で確実に排除されることを前提とすれば、現行制度のように、合算対象とする所得金額に国内源泉所得を含めて計算することが完全に否定されるものではないと思われる。

なお、税額控除による二重課税の排除を行う場合には、国内源泉所得に課せられた道府県民税等の地方税の金額を含めて、まず法人税額から控除することとなるため、国内源泉所得に対する課税及び外国子会社合算税制による課税に伴う国税及び地方税それぞれの税込の面では、適用対象金額の計算から国内源泉所得を除外した場合よりも国側が不利になることもあり得よう。

結びに代えて

外国子会社合算税制について、国内における議論及び国際的な議論を踏まえた上で、その対象とすべき租税回避について考察を行った。

内国法人の支配が及ぶ外国子会社等を利用して、所得の帰属先等の法人税の納税義務及び課税所得の決定要素を変更することにより、我が国法人税の課税を回避することが可能となることから、外国子会社配当益金不算入制度が導入された現状においては、「内国法人が外国子会社等を利用して我が国法人税の納税義務の成立又は課税要件の充足を避けることによる我が国法人税の不当な軽減又は排除が行われている」という点に、外国子会社合算税制のような課税が正当化される我が国との「経済的な結び付き」を見出すことができるものと考えられる。

これを踏まえ、外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避の基本的考え方について、内国法人の課税所得（我が国における課税ベース）の浸食を問題にし、外国子会社等における所得の発生過程又は原因に着目する形で、5つの構成要素から整理しつつ、この基本的考え方を課税要件として具体化するに当たっては、我が国の課税ベースから軽課税国への不当な所得移転を的確に捉えるとともに、内国法人による正常な事業活動を阻害しないこととの両立、更に制度及び執行の無用な複雑化並びにそれに伴う納税者及び課税当局の事務負担の著しい増加をできる限り避けるとの観点から、取引（所得）アプローチによる対象所得の明確化を図りつつ、現行制度のような事業体アプローチによる簡便さを確保するという制度の基本的方向性を示した。

ただし、本稿については、主に国際的な動向の説明が過半を占めており、外国子会社合算税制において問題とすべき租税回避に関して具体的に踏み込んだ考察ができていないことは、筆者自身、痛切に感じているところであり、これはひとえに、筆者の力不足に他ならない。

本稿が公になる頃には、公表された BEPS 行動計画 3 に関する勧告を踏まえ、た外国子会社合算税制の見直しに関する議論が具体的に始まっていることであろう。見直しに当たっては、我が国における制度創設時及び英国における抜本的改正時のように、産業界との十分な意見交換が不可欠となる。

この勧告を受け、我が国のみならず、諸外国が今後どのような対応をとっていくことになるのかが注目される⁽¹⁷²⁾。

諸外国では、BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、国際的な租税回避に適切に対処するため、様々な動きが始まっている。例えば、英国では、本年 4 月に迂回利益税(Diverted Profits Tax)を導入した⁽¹⁷³⁾。オーストラリアにおいてもこれと同様の観点から既存の租税回避防止規定を改正しようという動きがある⁽¹⁷⁴⁾。

(172) 中里教授は、「BEPS プロジェクトの中で、私達が心配していて、しかし、現実には、どこまでいくのか何ともわからないのは、タックスヘイブン対策税制に関するプロジェクトではないかと思います。」との見解を示されている(中里実「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」租税研究 790 号 12 頁 (2015))。

(173) 英国における恒久的施設 (PE) の認定を回避しようとする取決め及び各国の税制の違い (ミスマッチ) を利用し経済実態を欠いた取決めに対処するために、その認定がされた場合及びそのミスマッチがなかった場合に発生したであろう所得に対して、通常の法人税とは別の租税として、25%の税率で課税するもの。2015 年 4 月 1 日から施行・適用開始がされている。詳細については、HM Treasury and HM Revenue & Customs Policy paper “*Finance Bill 2015: diverted profits tax*” (10 December 2014) (http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/385741/Diverted_Profits_Tax.pdf (平成 27 年 2 月 26 日最終閲覧)), HM Revenue & Customs Guidance “*Diverted Profits Tax: guidance*”(10 December 2014) (http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/385264/technical_note_measure_2148.pdf (平成 27 年 2 月 16 日最終閲覧)) 等。

(174) 全世界年間売上 10 億オーストラリアドル超の多国籍企業グループに属する外国法人が、オーストラリア国内でその関連者等による支援を受けて、オーストラリアの顧客に商品又は役務の提供をしている場合において、当該外国法人が無税又は軽課税 (税率等による定義なし) の国・地域と関係があり、その取引スキームが租税回避を主たる目的とするときに、租税回避防止規定の適用により法人税の課税 (同額の加算税等の賦課を含む。) をすること (2016 年 1 月 1 日から適用) が、2015/16 年度連邦政府予算案の中で提案されている。詳細については、“*BUDGET 2015: Fairness in Tax and Benefits*”(<http://www.budget.gov.au/2015-16/content/glossy/tax/download/Tax-and-Benefits.pdf>) (平成 27 年 6 月 24 日最終閲覧) 等。

国際的租税回避は、外国子会社合算税制のみで防げるものではなく、我が国でも、その態様等に応じて、移転価格税制、過少資本税制、過大支払利子税制、コーポレート・インバージョン対策税制等を設けることで、様々な国際的租税回避に適切に対処するよう努めているところであるが、このような英国やオーストラリアの動きにも十分留意する必要がある。

各国の税制に違いがある限り、その差異を利用した租税回避は、何かしらの形で常に起こり得ることになる。BEPS プロジェクトは、このような事態に国際的に協調して対処していこうとするものであるが、OECD によって示される様々な勧告に対して、各国が、いつ、どのように、対応していくことになるのか、また、各国の対応が足並みを揃えて行われることになるのかは、現時点では定かではない。英国やオーストラリアのように、各国に先んじて、独自の対応を打ち出す国が新たに出てくることもあり得るだろう。

このような状況において、我が国としては、諸外国の動向を注視しながら、国際的な協調を図りつつ、最終的には、自国の課税ベースをしっかりと守り、適正公平な税制及び税務執行を実現しなければならない。

本稿において示した情報又は筆者の意見が、たとえわずかな点においても、今後の税制の企画立案及び税務執行に役に立つことがあれば幸いである。